

令和 7 年 第 2 回定例会

新 地 町 議 会 会 議 録

令和 7 年 3 月 6 日 開会

令和 7 年 3 月 19 日 閉会

新 地 町 議 会

令和 7 年第 2 回新地町議会定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

第 1 号 (3月6日)

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のための議場出席者	4
開 会	5
開 議	5
議事日程の報告	5
会議録署名議員の指名	5
会期の決定	5
諸般の報告	5
請願・陳情等の報告	6
常任委員会所管事務調査の報告	6
議案の報告上程	6
提案者の説明	6
諮問第 3 号の質疑、採決	1 9
議案第 4 号の質疑、採決	2 0
予算審査特別委員会の設置	2 1
予算審査特別委員会正副委員長の選任	2 1
散 会	2 2

第 2 号 (3月17日)

議事日程	2 3
出席議員	2 4
欠席議員	2 4
地方自治法第 1 2 1 条により説明のため出席した者の職氏名	2 4
職務のための議場出席者	2 4

開 議	2 5
一般質問	2 5
4 番 寺 島 博 文 議員	2 5
5 番 吉 田 博 議員	3 6
6 番 八 巻 秀 行 議員	4 6
3 番 牛 坂 毅 志 議員	5 2
散 会	5 9

第 3 号 (3月18日)

議事日程	6 1
出席議員	6 2
欠席議員	6 2
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	6 2
職務のための議場出席者	6 2
開 議	6 3
一般質問	6 3
10 番 井 上 和 文 議員	6 3
2 番 村 上 勝 則 議員	7 5
散 会	8 4

第 4 号 (3月19日)

議事日程	8 5
出席議員	8 7
欠席議員	8 7
地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名	8 7
職務のための議場出席者	8 7
開 議	8 8
議事日程の報告	8 8
議案第5号の質疑、討論、採決	8 8
議案第6号の質疑、討論、採決	8 8
議案第7号の質疑、討論、採決	8 9
議案第8号の質疑、討論、採決	8 9
議案第9号の質疑、討論、採決	9 0

議案第 1 0 号の質疑、討論、採決	9 0
議案第 1 1 号の質疑、討論、採決	9 1
議案第 1 2 号の質疑、討論、採決	9 1
議案第 1 3 号の質疑、討論、採決	9 2
議案第 1 4 号の質疑、討論、採決	9 2
議案第 1 5 号の質疑、討論、採決	9 3
議案第 1 6 号の質疑、討論、採決	9 3
議案第 1 7 号の質疑、討論、採決	9 4
議案第 1 8 号～議案第 2 2 号の委員長報告、質疑、討論、採決	9 4
議発第 1 号の上程、説明、質疑、採決	9 9
陳情審査委員長報告	1 0 0
意見書案第 1 号の上程、説明、質疑、採決	1 0 1
閉会中の継続審査の申し出	1 0 3
閉会中の所管事務等調査の申し出	1 0 3
町長の挨拶	1 0 4
閉 会	1 0 4

新地町告示第 2 号

令和 7 年第 2 回新地町議会定例会を次のとおり招集する。

令和 7 年 2 月 1 4 日

新地町長 大 堀 武

1 期 日 令和 7 年 3 月 6 日

2 場 所 新地町議会議事堂

○ 応 招 ・ 不 応 招 議 員

応招議員（12名）

1 番	大	内	広	行	議員	2 番	村	上	勝	則	議員
3 番	牛	坂	毅	志	議員	4 番	寺	島	博	文	議員
5 番	吉	田		博	議員	6 番	八	巻	秀	行	議員
7 番	三	宅	信	幸	議員	8 番	寺	島	浩	文	議員
9 番	菊	地	正	文	議員	10 番	井	上	和	文	議員
11 番	水	戸	洋	一	議員	12 番	遠	藤		満	議員

不応招議員（なし）

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 1 号)

令和 7 年第 2 回新地町議会定例会

議 事 日 程 （第 1 号）

令和 7 年 3 月 6 日（木曜日）午前 1 0 時開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会期の決定
- 第 3 諸般の報告
- 第 4 請願・陳情等の報告
- 第 5 常任委員会所管事務調査の報告
- 第 6 議案の報告上程
- 第 7 提案者の説明
- 第 8 諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて
- 第 9 議案第 4 号 新地町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 第 1 0 議案第 1 8 号 令和 7 年度新地町一般会計予算について
 - 議案第 1 9 号 令和 7 年度新地町国民健康保険特別会計予算について
 - 議案第 2 0 号 令和 7 年度新地町介護保険特別会計予算について
 - 議案第 2 1 号 令和 7 年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について
 - 議案第 2 2 号 令和 7 年度新地町下水道事業会計予算について

出席議員（１２名）

１番	大	内	広	行	議員	２番	村	上	勝	則	議員
３番	牛	坂	毅	志	議員	４番	寺	島	博	文	議員
５番	吉	田		博	議員	６番	八	巻	秀	行	議員
７番	三	宅	信	幸	議員	８番	寺	島	浩	文	議員
９番	菊	地	正	文	議員	１０番	井	上	和	文	議員
１１番	水	戸	洋	一	議員	１２番	遠	藤		満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	大	堀	武
副町	長	岡	崎	利光
教	育	長	泉	田
総務課長兼 会計管理 者		齋	藤	高
企画振興課長		小	野	和
税務課長		中	津	川
町民課長		大	堀	勝
健康福祉課長		佐	藤	茂
農林水産課長 兼農業委員 会事務局長		加	藤	伸
建設課長		小	野	好
都市計画課長		岡	田	健
教育総務課長		木	幡	邦

職務のための議場出席者

事務局	長	佐	藤	武	志
書	記	千	葉	奈	菜
書	記	齋	藤	愛	斗

午前 10 時 00 分 開 会

◎開会の宣告

○遠藤 満議長 ただいまから令和 7 年第 2 回新地町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は 12 名であります。

◎議事日程の報告

○遠藤 満議長 次に、本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎会議録署名議員の指名

○遠藤 満議長 日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は会議規則第 127 条の規定によって、

9 番 菊 地 正 文 議員及び

10 番 井 上 和 文 議員

を指名いたします。

◎会期の決定

○遠藤 満議長 日程第 2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、議会運営委員会で慎重に審査の結果、本日から 3 月 19 日までの 14 日間としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は本日から 3 月 19 日までの 14 日間に決定しました。

◎諸般の報告

○遠藤 満議長 日程第 3、諸般の報告については事務局長から報告させます。

佐藤武志事務局長。

○佐藤武志事務局長 それでは、諸般の報告を申し上げます。

議会閉会中の動向につきましては、諸般の報告その 2 として、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、監査の結果の受理であります。一般会計、特別会計及び下水道事業会計の例月出納検査

が令和 6 年 11 月分、12 月分、令和 7 年 1 月分について行われ、その審査結果の提出がありましたので、印刷してお手元に配付をいたしております。

次に、町長より提出されました議案等の受理であります。諮問第 3 号及び議案第 4 号から議案第 22 号までの 10 件が提出されております。

次に、一般質問の通告の受理であります。議席番号 4 番、寺島博文議員をはじめ 6 名の議員から 15 件の通告がありましたので、これらは執行機関に送付をいたしております。

以上であります。

◎請願・陳情等の報告

○遠藤 満議長 日程第 4、請願・陳情等の報告を行います。

初めに、今期定例会までに受理した請願は 1 件で、請願第 1 号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願については、別紙請願審査付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託したので、報告します。

次に、陳情について報告します。今期定例会までに受理した陳情は 2 件で、陳情第 1 号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情については、別紙陳情審査付託表のとおり、産業厚生常任委員会に付託したので、報告します。

陳情第 2 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める陳情書については、別紙陳情審査付託表のとおり、総務文教常任委員会に付託したので、報告します。

次に、要望書について報告します。今期定例会までに受理した要望書の件数は 1 件で、政党機関紙の庁舎内勧誘行為における庁舎管理規則の徹底を求める要望書は、印刷してお手元に配付しております。

◎常任委員会所管事務調査の報告

○遠藤 満議長 日程第 5、常任委員会所管事務調査の報告については、総務文教、産業厚生等各常任委員会委員長から、所管事務調査の報告書が提出されておりますので、印刷してお手元に配付しております。

◎議案の報告上程

○遠藤 満議長 日程第 6、議案の報告上程については、町長から提出された諮問第 3 号及び議案第 4 号から議案第 22 号までの 20 件を上程します。

◎提案者の説明

○遠藤 満議長 日程第 7、町長に提案理由の説明を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 本日ここに、令和 7 年第 2 回新地町議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。

初めに、本年も東日本大震災のあった 3 月 11 日を迎えるに当たり、震災で犠牲となられた皆様に哀悼の誠をささげるとともに、東日本大震災の教訓と復興の姿を次世代に継承するため、令和 7 年東日本大震災新地町追悼式を文化交流センター観海ホールにおいて執り行いますので、ご案内を申し上げます。

さて、本定例会には、別添付議事件でお示しをいたしましたとおり、人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてなど、20 件の議案について、ご提案いたしております。

議案の説明に先立ち、行政の報告を申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。

本年 1 月 12 日に行われた、令和 7 年新地町消防出初め式では、功労者の表彰をはじめ、消防関係者やご来賓の皆様と地域の安全・安心を守る決意と、1 年間の無火災と無災害を誓い合ったところであります。今、全国各地で相次ぐ山火事が発生している中で、3 月 1 日から 7 日までの春季全国火災予防運動の期間では、消防団員による町内火災予防広報活動を行い、火災発生防止と防火対策の啓発を図ってまいります。

次に、企画振興課関係について申し上げます。

昨年 12 月 12 日に開催したまちづくり懇談会は、各行政区や地区役員の皆さんなど 97 人のご参加をいただきました。

町の主要事業について各課から説明させていただいた後、町政についてご意見等をいただきました。

懇談会でのご意見については、関係課等において充分検討させていただくほか、いただいたご意見を参考に第 6 次新地町総合計画後期基本計画の策定に取り組んでまいります。

1 月 1 日には、44 回目となる鹿狼山元旦登山に合わせて日本一早い山開きを行いました。町内外から約 2,000 人の登山者が訪れ新年の幕開けを祝いました。

2 月 10 日には、UDC しんち活動報告会が開催され、夏休みに町内の子どもたちが東京大学柏キャンパスを訪問したときの新地町中高生「夏の学校」と、尚英中学校エネルギー学習、地域住民の取組などの活動報告がありました。あわせて地域おこし協力隊の活動報告会も行いました。

次に、税務課関係について申し上げます。

2 月 17 日より、令和 6 年分の町県民税の申告を役場申告会場において実施しております。今後も課税客体の把握と適正な賦課資料の収集に努めてまいります。

次に、町民課関係について申し上げます。

令和6年12月10日から令和7年1月7日まで年末年始における地域安全運動・交通事故防止県民総ぐるみ運動を展開し、各種団体のご協力をいただき、事件事故防止等に努めました。

保育所関係では、2月8日に、3歳以上の児童を対象とした保育参観、未満児を対象とした保育発表会をそれぞれの保育所において開催しました。子どもたちの保育所での様子や親子での作業などを通して、保護者の方々は、成長した子どもたちの姿に、大きな感動を受けておりました。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

1月の臨時議会で議決いただいた物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した低所得世帯を対象とした灯油等の購入補助を含めた住民税非課税世帯に対する物価高騰対応臨時支援給付金等については、早期給付に向けた給付事務を現在行っているところです。

計画期間を令和7年度から令和18年度までの12年間とする町民の健康維持・増進の指針となる第3次健康しんち21計画を策定しました。基本理念は町民一人ひとりが元気になるまちづくりをめざして、そして、基本目標を健康寿命の延伸として町民の健康づくりを推進してまいります。

次に、農林水産課関係について申し上げます。

需要に応じた米生産を実現するため、福島県において設定された生産数量を参考に、新地町地域農業再生協議会では、令和7年産米について、415ヘクタールとして、水稻農家に通知したところです。

農業振興対策につきましては、経営所得安定対策、転作補助、各種補助事業等に取り組んでいる中で、さらには地域計画や農業振興地域整備計画を策定中です。将来に向け、策定中の計画に沿って、農業振興を推進してまいります。

原発事故による食の安全・安心及び風評被害対策として、自家消費用農林水産物の放射線検査をこれまで5件実施しております。なお、基準値を超過した農作物はありませんでした。

農作物に対する有害鳥獣の被害対策につきましては、電気柵補助金の交付をこれまで3件、有害鳥獣捕獲隊によるイノシシ及びアライグマの捕獲ではイノシシ144頭、アライグマ9頭となっております。引き続き農作物の被害防止に努めてまいります。

林業関係につきましては、広葉樹林再生事業による森林整備を実施中であり、原木材等の再生と将来における原木の循環利用を図っているところであります。

林道関係では、通行に支障があった枝葉の除却を行い円滑な交通が可能となったところであります。

工事関係については、水産業共同利用施設共同作業場の増築工事が終盤に入り、間もなく竣工を迎えるところであり、藤崎排水機場除塵機整備工事につきましても同様に竣工を迎えるところであります。このほか、各種の農業用施設の修繕を実施しております。

多面的機能支払交付金事業につきましては、農業・農村が有する景観形成などの機能の維持・発揮を図るため、地域共同で行う活動や、地域資源の質的向上を図る活動に支援してまいりました。

次に、建設課関係について申し上げます。

町発注工事につきましては、12月12日に立田川側道橋の詳細設計を、12月24日には見えにくくなった区画線の引き直しを行う区画線工事、交通安全事業として進めている町道駒ヶ嶺停車場高田線及び駒ヶ嶺新地線の歩道設置工事を発注いたしました。さらに、2月3日に現道舗装工事、町管理河川及び町道流末排水路の堆砂除却工事を発注いたしました。

県事業関係では、主要地方道相馬亘理線の舗装修繕工事、河川関係では砂子田川の築堤工事、立田川、濁川、埴川の堤頭舗装工事が年度末の完成を目指して進められております。

次に、都市計画課関係について申し上げます。

都市計画事業に関しましては、2月末における建築確認関係の事前調査等が44件ありました。住宅事業につきましては、来てしんち住宅取得支援補助金を6世帯に交付しております。また、1月6日より町営住宅の募集を行ったところ、3戸の入居が決定しました。

下水道事業に関しましては、2月末時点において公共下水道接続件数18件、農業集落排水は3件の新規加入が、合併処理浄化槽補助につきましては、7件の申請があり、それぞれ水洗化率の向上に努めております。

次に教育総務課関係について申し上げます。

小中学校関係については、今年度の新たな取組として、12月17日、新地小学校の4年生から6年生の児童が、メディアと上手に付き合う力を養おうとメディアコントロール宣言を作成しました。今後は、町内各校にも呼びかけ、子どもたち一人ひとりが自ら考え、メディアと上手に付き合うための町小中学校メディアコントロール宣言を作成してまいります。

また、今年度の各小学校の卒業生は、福田小学校14名、新地小学校31名、駒ヶ嶺小学校22名の合計67名、尚英中学校の卒業生は63名であり、今月5日から7日にかけて58名が福島県立高等学校前期選抜の学力検査を受験しております。

総務学校関係については、12月7日から15日までの9日間、文化交流センターにおいて、三村合併記念事業「新地町縄文文化企画展」を開催しました。企画展では、新地貝塚から出土した縄文土器や土偶を、三貫地貝塚から発掘された人骨のレプリカを、また町内3小学校の6年生が縄文土器作り体験学習を通じて、作成した土器等を展示し、町の貴重な文化遺跡の魅力を発信しました。

生涯学習関係については、1月12日に文化交流センターを会場に二十歳のつどいを開催し、厳粛な空気の中、20歳を迎えた90名の皆さんを祝福しました。1月25日・26日の両日には、農村環境改善センターや保健センターを会場に生涯学習フェスティバル2025を開催しました。各種教室やサークルに集う生徒の方々の作品展示や学習発表のほか、震災後から支援をいただいている西東京市、渋谷区の職員労働組合の皆さん、東京で音楽活動を行っているかんちゃん&どしんのお二人などの協力で、ミニコンサート、物品販売等を行い延べ約1,000人の方々に来場いただきました。

文化芸術振興事業については、冬休みこども映画上映会「はたらく細胞」を開催し、123名の親

子が鑑賞しました。

次に、令和 7 年度の町政運営に臨むに当たり、基本的な考え方と主要な施策を申し上げます。

各種事業の遂行に当たりましては、議会並びに町民の皆様の、より一層のご理解とご協力を賜りたいと存じます。

令和 7 年度は、第 6 次新地町総合計画に掲げる主要施策の推進に向け、事業展開を図りながら、課題解決につなげていかなければなりません。常に行政需要の変化を的確に捉えて、町政全般にわたる町民ニーズや課題を踏まえ、各事業の選択と集中を徹底し、限られた資源を最大限有効に活用することで、中長期的な視野に立った財政運営を堅持しつつ、諸施策を積極的に推進していく所存であります。

その中であって、町民をはじめ、議員の方々からも強く要望をいただいている小中学校の学校給食費無償化につきましては、令和 7 年度から実施したいと考えております。また、新地駅周辺拡大区域への商業施設誘致については、これからのまちづくりを進める上で、町民の利便性や移住定住化、地域経済の活性化等、様々な課題に関連しており、また、町民をはじめ、議員の方々からも強く要望をいただいているところでありますので、引き続き、誘致に向けての取組を進めてまいります。

第 6 次新地町総合計画に掲げるまちづくりの目標ごとに分類した、令和 7 年度の主な事業は、快適で活力あるまちづくりとして、移住定住促進事業、しんち魅力体感・発信事業、排水機場施設維持管理運営事業などを計画しております。

災害に強く安全安心なまちづくりとしては、河川維持事業、社会資本整備総合交付金事業、広葉樹林再生事業などを計画しております。

健康で元気なまちづくりとしては、高齢者見守り事業、障害者自立支援給付事業などを計画しております。

未来につながるまちづくりとしては、子ども医療費助成事業、学校 I C T 推進事業、5 歳児発達状況診査事業、学校給食費無償化事業、アートのまち「新地」創造・アートの魅力発信事業などを計画しております。

住民力を活かすまちづくりとしては、総合計画後期基本計画及び総合計画策定支援業務、自治体情報システム標準化・共通化移行業務などを計画しております。

少子高齢化をはじめ、人口減少、産業振興、災害対策、子育て教育環境の充実など、様々な社会変化に対応するための事業を実施することで、子どもからお年寄りまで、誰もが安心して暮らせる町を築き上げてまいります。

次に、新年度における各課の具体的な目標について申し上げます。

初めに、総務課関係について申し上げます。

第 6 次新地町総合計画の目標達成に向け、常に国や県の動向を注視し、必要な支援策の要請や各

種制度を活用しながら行政課題に対応し、健全な財政運営に努めてまいります。

近年、頻発する大雨・台風・地震などの大規模自然災害や事件・事故から町民生活を守るため、日頃から関係機関や自主防災組織等と緊密に連携するとともに、防災資機材の点検・確保など、防災意識を高く持ちいざという場合に適切に対応できるよう備えてまいります。

次に、企画振興課関係について申し上げます。

第6次新地町総合計画後期基本計画の策定については、住民アンケート調査や各種団体懇談会を実施し策定に向けた基礎調査を進めておりますが、令和7年度は、総合計画審議会を開催するなど計画策定に向けた作業を本格化してまいります。

企業誘致関係として、町民の皆様から要望の大きい新地駅周辺拡大区域への商業施設誘致について、生鮮食料品の購入場所を確保できるよう引き続き事業者誘致に取り組んでまいります。あわせて、新地町スマートコミュニティ事業区域及び駒ヶ嶺工業用地への企業誘致も取り組んでまいります。

次に、税務課関係について申し上げます。

新年度当初予算の町税総額は、23億5,414万6,000円で、前年度より1億4,748万9,000円の増額を見込みました。

内容といたしましては、個人町民税で、3,514万3,000円の増、法人町民税で2,067万5,000円の減、固定資産税で1億3,508万5,000円の増、軽自動車税で、37万3,000円の増、町たばこ税で243万7,000円の減額を見込む内容となっております。

町税の賦課徴収につきましては、引き続き課税客体の正確な把握と的確な課税資料の収集を行い、公平公正な適正課税に努め、徴収率向上を図ってまいります。

次に、町民課関係について申し上げます。

保育所運営につきまして、核家族化、共働き世帯の増加などにより、3歳未満児の入所申込みが、依然として多くあります。令和7年度当初では、218名が入所予定となっております。保育指針に沿った指導計画と、町の保育方針を基に、保育に努めてまいります。

また、保育料の納入実績に応じた保育料軽減助成をはじめとした、保護者の費用負担の軽減を図る町独自の支援を継続して実施していくとともに、保育士の確保や施設の適正な維持管理等保育環境の整備に努めてまいります。

その他、在宅でゼロから2歳児を保育している子育て世帯の経済的負担の軽減を図る、新地町在宅保育助成金についても実施してまいります。

児童館運営につきましては、子育て中の親子が一緒に集い、親子や親同士の交流の場としてたんぽぽひろばを開催し、引き続き利用者への子育て相談などサービス向上に努めてまいります。

また、放課後児童の健全育成のための児童クラブにつきましては、156名の登録がありました。留守家庭の保護者等のニーズに即した適切なサービスを提供するため、各小学校、児童館と連携し

ながら事業内容の充実に取り組んでまいります。

防犯、交通安全対策につきましては、地域一丸となった防犯活動の強化と交通安全教室の開催など、地域・関係機関団体と連携しながら、犯罪や交通事故の未然防止に努めます。

道路交通法では、自転車は軽車両と位置づけられており、自転車利用者のヘルメット着用が努力義務、また、福島県では、自転車賠償責任保険等加入が義務化になっております。町では、自転車を利用する小・中・高校生を対象に、ヘルメット着用の促進と、万一の交通事故による被害の軽減を図るため、ヘルメット購入と保険加入費用への助成を継続してまいります。

また、高齢者等については、運転免許証自主返納支援事業を継続して行い、交通事故の未然防止と、町民の安心安全な生活環境づくりを進めてまいります。

町民の快適な生活環境を維持するため、各戸配布済みの冊子「ごみの分け方・出し方」による浸透と、ごみ減量・リサイクルの推進を実施し循環型社会の形成と住民モラルの向上や、不法投棄など廃棄物の適切な処理に努めてまいります。特に、生活ごみに多くの割合で含まれる生ごみを減量し、資源の再利用を目的として、生ごみ堆肥化容器（コンポスト）の助成を継続してまいります。

町民の皆様の安心・安全な消費生活の実現を図るため、引き続き、弁護士による無料法律相談所の設置で消費生活相談の機能強化、啓発活動に取り組みます。また、広報、ホームページ、啓発冊子等で消費生活情報を提供してまいります。

次に、健康福祉課関係について申し上げます。

少子高齢化の進行や要介護者の増加、健康への関心の高まりなど、保健福祉に対するニーズが多様化する中、町民が住み慣れた地域で安心して健やかに暮らせるよう、保健、医療、福祉の関係機関と連携を緊密に図り保健福祉のサービス向上に努めてまいります。

保健事業につきましては、妊婦等包括支援相談及び妊婦のための支援給付、妊産婦健診や乳幼児健診など妊娠期から切れ目のない支援を行い、安心して子どもを産み育てることができるよう事業を継続してまいります。また、各種健診では、受診率の向上を図り、受診結果に基づいて要精検者等の方には再検査の勧奨を行うとともに食生活改善、生活習慣病の発生と重症化の予防に努めてまいります。予防接種事業につきましても、インフルエンザ・新型コロナウイルスワクチン接種や国の方針に基づく、子宮頸がんワクチンの個別接種、新年度予算に計上した帯状疱疹ワクチンの個別接種など感染症対策を進めてまいります。

次に、農林水産課関係について申し上げます。

農政関係につきましては、経営所得安定対策及び各種補助事業を活用し、農家の経営安定に努めてまいります。さらに、地域の農業の在り方を定めた地域計画につきましては、関係者と協議しながら必要に応じ更新してまいります。

現在、進行中の農業振興地域整備計画の総合見直しにつきましては、整備計画書の策定をしてまいります。また食の安心安全を図るため、自家消費用食品等放射性物質測定や、米の安全性を確保

するため福島県によるモニタリング検査を継続して実施してまいります。このほか、就労関係においては、新規就農者や農業法人の設立を支援し広範な担い手の育成に努めてまいります。

農作物に対する有害鳥獣の被害対策につきましては、継続的に新地町有害鳥獣捕獲隊による捕獲や電気柵の補助など農作物の被害防止に努めてまいります。

漁業関係につきましては、操業に係るコスト低減や、つくり育てる漁業として稚魚・稚貝の中間育成放流事業、鮮度保持機器導入等による高品質化などを推進し、漁業経営の安定化を図ってまいります。

農業用施設関係につきましては、農業水路等長寿命化・防災減災事業による排水機場の更新や整備を計画的に進めてまいります。あわせて、これまでどおり多面的機能支払交付金により農地及び農業用施設の維持活動を支援し、適切な保全管理を推進してまいります。

林業関係につきましては、広葉樹林再生事業を活用し、原木材等の再生と将来における原木の循環利用が図れるように努めてまいります。

次に、建設課関係について申し上げます。

交通安全対策としましては、通行車両や歩行者それぞれの安全を確保するため、通学路や交通量の多い町道を中心に、歩道やU字溝の蓋かけボールの設置、区画線などで歩行空間の確保を進めてまいります。

町道橋については、安全・安心な通行を確保するため、策定した長寿命化計画の更新等を行いながら、本計画に基づく点検や計画的な修繕を実施してまいります。

常磐自動車道広野一山元南スマートインターチェンジ間、国道6号バイパス、国道113号の4車線化、さらに国道6号の歩道設置や県道金山新地停車場線拡幅など、当町の骨格を担う道路の整備について、引き続き関係機関と連携し、要望活動などにも積極的に参加しながら事業促進に取り組んでまいります。

豪雨災害対策については、災害に強いまちづくりを進めるため、県河川に関しては、氾濫に対応した河川整備や河川内の堆砂や樹木の除去などの適正な維持管理、また日常管理の軽減や災害対策として実施している堤頭舗装の整備促進について、引き続き要望してまいります。町管理河川についても、施設の修繕など適正な維持管理に努めるとともに、内水氾濫対策についても引き続き取り組んでまいります。

町内外から多くの皆様にご利用いただいている釣師防災緑地公園については、開園から5年がたち、施設の老朽化も見え始めております。利用者が安全・安心に利用できるよう、適正な維持修繕と管理運営に努めるとともに、ホームページやSNS、パンフレットなどを活用し公園の魅力を発信しながら交流人口の拡大に努めてまいります。

次に、都市計画課関係について申し上げます。

都市計画関連事業につきましては、町内の土地利用の検討を行ってまいります。また、景観保全

や屋外広告物設置の適正化についても努めてまいります。このほか、相馬地域開発記念緑地や新地駅周辺の緑地等の良好な維持管理に努めてまいります。

住宅関連事業につきましては、町営住宅の定期的な募集や定住促進住宅の入居促進のため、情報発信をしてまいります。移住定住につきましては、「来てしんち」事業など建築に係る助成事業及び各種の移住支援事業を実施してまいります。また、空き家対策事業として改修等に関する補助制度のPRにより、支援事業を実施してまいります。さらに昨今の地震被害を踏まえて耐震化促進のため、継続して耐震診断や耐風改修事業等を実施してまいります。

下水道関連事業につきましては、公共下水道及び農業集落排水処理施設機器等の定期的なメンテナンスを行い、施設の延命に努めてまいります。また水洗化率を向上するため汚水処理接続の啓発及び合併処理浄化槽設置に係る助成事業を実施してまいります。

次に、教育総務課関係について申し上げます。

学校教育では、ICT等の先端技術を活用し、一斉指導から個別最適な学びと協働的な学びに進化させる主体的・対話的で探究的な深い学びの充実と自ら学ぶ力の育成に努めます。また、環境教育や防災・放射線教育、安全教育などを体験的に学んだり、SDGsの視点での学習活動を通しグローバルな視野に立って考える姿勢や危険回避能力の育成に努めるとともに、情報活用能力の育成やメディアに対するメディアコントロール力を身につけることで、将来の予測が困難で変化の激しい社会を生き抜く力の醸成と確かな学力の定着に努めてまいります。引き続き家庭・地域と連携しながら、郷土の歴史や文化・産業を学び、社会奉仕活動や自然体験活動を通して、学校・家庭・地域を大切にする人材の育成に努めてまいります。

児童生徒に対する心のケアについては、県の支援を受けて、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーを配置します。また、不登校傾向の生徒への対応としては、継続して尚英中学校にスペシャルサポートルームの設置を予定しており、きめ細やかな指導に取り組んでまいります。また、学校給食に地場産物を積極的に活用し、食育を通して感謝の心、郷土愛や食に関する自己管理能力の育成、健康課題の解決に努めます。

次に、生涯学習の推進につきましては、引き続き公民館各種教室や魅力ある講座を開催するとともに、生涯学習を行う団体に対して活動支援を行います。

文化・スポーツの推進につきましても、文化協会やスポーツ協会、総合型地域スポーツクラブ、スポーツ少年団など各団体と連携を図り、自主的な運営による活性化を支援するとともに、全ての町民が気軽に文化活動やスポーツを楽しめる環境整備と各施設の効果的な活用等に取り組んでまいります。また、郷土の文化財の適切な保存に努めるとともに、文化交流センター等を活用し、文化芸術を通して交流の場の提供や情報の発信に努めます。

次に、図書館事業につきましては、町民の読書活動の推進を図るため、利用者の多様なニーズに応えた図書をはじめ、資料の充実と本に親しむきっかけづくりとして季節ごとのイベント等を実施

します。

また、ボランティア団体や各小中学校と連携し、読み聞かせなど各種事業を実施してまいります。
続きまして、本日提案しました議案等についてご説明申し上げます。

初めに、諮問第 3 号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきましては、人権擁護委員 1 名が、令和 7 年 6 月 30 日で任期が満了となることから、新地町駒ヶ嶺字新町 59 番地、渡部啓子氏を引き続き、適任者として推薦したいので、人権擁護委員法第 6 条第 3 項の規定により、議会の意見を求めるものであります。

次に、議案第 4 号 新地町固定資産評価審査委員会委員の選任につきましては、委員会委員のうち 1 名が、令和 7 年 3 月 31 日で任期が満了となることから、新地町杉目字清水 109 番地の 30、川上さとみ氏を、適任者として選任したいので、地方税法第 423 条第 3 項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

次に、議案第 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定につきましては、刑法等の一部を改正する法律が令和 7 年 6 月 1 日に施行されることにより、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されることに伴い、関係する条例を一括して改正する条例を制定するものであります。

次に、議案第 6 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例につきましては、福島県人事委員会勧告に準じ、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当を引き上げること、管理職員特別勤務手当の支給対象時間を拡大すること、定年前再任用短時間勤務職員を特地勤務手当の支給対象とすること、行政職給料表 3 級から 6 級の初号近辺の号給をカットしこれらの級の初号の給料月額を引き上げることなど、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 7 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例につきましては、福島県人事委員会勧告に準じ、配偶者に係る扶養手当を廃止するため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律の改正に伴い引用条文の修正を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 9 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につきましては、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律に伴い、時間外勤務の免除対象となる子の範囲拡大や仕事と介護の両立支援制度を利用しやすい勤務環境整備を行うため、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第 10 号 新地町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の一部改正によって条項ずれが発生したため、同法から引用している該当条項を修正するため、所

要の改正を行うものであります。

次に、議案第11号 新地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、特定地域型保育事業者の保育内容支援や代替保育に係る連携施設の見直し、連携施設経過措置を延長するほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第12号 新地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の一部が改正されることに伴い、家庭的保育事業者等の保育内容支援や代替保育に係る連携施設の見直し、連携施設経過措置を延長するほか、所要の改正を行うものであります。

次に、議案第13号 新地町東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例につきましては、原子力災害対策措置法による避難等をした世帯に係る国民健康保険税及び介護保険料の減免について、令和7年度分に東京電力福島第一原子力発電所事故に伴う避難指示区域等における被保険者等の一部負担金、利用者負担及び保険料税の減免措置に対する令和5年度以降の財政支援の取扱いについてにおいて、避難指示区域等における減免の見直しが行われることから、所要の改正を行うものであります。

なお、本改正条例は、国民健康保険事業の運営に関する協議会及び介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第14号 新地町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例につきましては、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令が施行され、地域包括支援センターの職員に係る基準及び当該職員の員数に関する基準が改正されたことから、所要の改正を行うものであります。

なお、本改正条例は、介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第15号 令和6年度新地町一般会計補正予算（第7号）につきましては、歳入歳出それぞれ2億5,500万円を減額し、歳入歳出それぞれ67億6,947万1,000円とするものであります。

本補正予算は、令和6年度の整理予算となりますので、各費目での執行状況の精査を行い、所要の調整を行ったところであります。

歳入補正では、地方特例交付金で534万9,000円、震災復興特別交付税による地方交付税で974万2,000円、寄附金で100万円、諸収入で502万6,000円をそれぞれ増額し、町税2,298万5,000円、使用料及び手数料で11万9,000円、デジタル基盤改革支援補助金などの国庫支出金で5,398万5,000円、農業系汚染廃棄物処理事業補助金などの県支出金で7,229万7,000円、財政調整基金繰入金などの繰入金で8,423万1,000円、防災対策事業などの町債で4,250万円をそれぞれ減額するものであります。

歳出補正では、総務費で 1 億1,470万8,000円を減額するもので、主なものとしては、自治体システム標準化・共通化移行業務7,058万1,000円などを減額しております。

民生費では1,569万6,000円の増額で、主なものとしては、障害福祉サービス費等1,331万円などを増額し、介護職員養成事業で118万5,000円などを減額しております。

衛生費では840万円の減額で、主なものとしては、定額減税不足額給付金で544万5,000円を増額し、新型コロナワクチン予防接種費で726万円、塵芥処理費で500万円をそれぞれ減額しております。

農林水産業費では、1 億3,007万7,000円の減額で、主なものとしては、ふるさと水と土保全基金による積立金で118万1,000円を増額し、農業系汚染廃棄物処理業務で5,196万2,000円、水産業共同利用施設増築工事による工事請負費で4,450万円などをそれぞれ減額しております。

商工費では、複合商業施設費による工事請負費300万円を減額しております。

土木費では、61万7,000円の増額で、主なものとしては、町営住宅維持管理基金積立金で6,133万8,000円などを増額し、道路改良費の測量調査設計費で2,420万円などを減額しております。

消防費では、86万6,000円の減額で、主なものとしては、機械保守点検費で45万円などを減額しております。

教育費では1,426万2,000円の減額で、主なものとしては、教育振興基金への積立金で230万円を増額し、奨学資金貸付金で450万円、光熱水費で210万円などをそれぞれ減額しております。

また、4 事業の繰越明許費の追加、3 事業の地方債補正を計上しております。

次に、議案第16号 令和 6 年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）につきましては、歳入歳出それぞれ2,600万円を増額し、歳入歳出それぞれ 8 億8,113万4,000円とするものであります。

歳入補正では、県支出金で2,600万円を増額し、歳出補正では、保険給付費で2,600万円を増額するものです。

なお、本補正予算は、国民健康保険事業運営に関する協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第17号 令和 6 年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）につきましては、歳入歳出それぞれ1,034万7,000円を増額し、歳入歳出それぞれ 2 億2,192万2,000円とするものであります。

歳入補正では、後期高齢者医療保険料で540万円、諸収入で494万7,000円をそれぞれ増額し、歳出補正では、後期高齢者医療広域連合納付金で540万円、諸支出金で494万7,000円をそれぞれ増額するものです。

次に、議案第18号 令和 7 年度新地町一般会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ、58億2,100万円とするもので、前年度の当初予算と比較しますと、3 億6,000万円の減額となりました。

歳入の主な前年比較では、町税で 1 億4,748万9,000円、地方消費税交付金で800万円、町債で

3,140万円の増加となっており、地方交付税では1億6,745万円、デジタル基盤改革支援補助金などの国庫支出金で1億2,065万1,000円、ふくしま森林再生事業補助金などの県支出金で1億3,277万4,000円が減少となっております。

なお、地方交付税については、普通交付税と特別交付税で4,889万円の増額を見込んでおりますが、震災復興特別交付税では2億1,634万円の減額を見込んでおります。

歳出では、人件費や公債費などの義務的経費が24億2,839万3,000円、社会資本整備総合交付金事業の町道整備事業など普通建設事業費等の投資的経費が7億1,198万9,000円、物件費や繰入金などのその他の経費が26億8,061万8,000円となっております。

次に、議案第19号 令和7年度新地町国民健康保険特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ8億7,698万5,000円とするもので、前年度当初予算と比較して2,319万1,000円の増加となりました。東日本大震災における原子力災害の被害により避難した被保険者の減免の延長と一部負担金の免除を延長する措置を行っております。

歳入の主な前年比較では、県支出金で4,311万1,000円増加し、国民健康保険税で656万6,000円、繰入金で1,285万4,000円減少しております。

歳出の主な前年比較では、一般被保険者療養給付費などの保険給付費が4,106万8,000円増加し、国民健康保険事業費納付金が1,862万8,000円減少しております。

なお、本予算は、国民健康保険事業運営に関する協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第20号 令和7年度新地町介護保険特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ8億7,551万1,000円とするもので、前年度当初予算と比較して2,769万7,000円の増加となりました。東日本大震災における原子力災害の被災者に対する減免と利用者負担額の免除を延長する措置を行っております。

歳入の主な前年比較では、支払基金交付金で544万7,000円、繰入金で2,440万円増加し、保険料で992万3,000円減少しております。

歳出の主な前年比較では、総務費で753万5,000円、介護サービス給付費などの保険給付費で2,045万8,000円増加し、地域支援事業費で29万6,000円減少しております。

なお、本予算は、介護保険運営協議会の答申を受けて、ご提案いたしております。

次に、議案第21号 令和7年度新地町後期高齢者医療特別会計予算につきましては、歳入歳出それぞれ2億1,783万2,000円とするもので、前年度当初予算と比較し625万7,000円の増加となりました。

歳入の主な前年比較では、後期高齢者医療保険料で524万6,000円、繰入金で219万6,000円増加し、諸収入で118万5,000円減少しております。

歳出の主な前年比較では、後期高齢者医療広域連合納付金で647万1,000円、保健事業で45万

1,000円増加し、総務費で66万5,000円減少しております。

次に、議案第22号 令和7年度新地町下水道事業会計予算につきましては、収益的収入及び支出はそれぞれ2億9,980万5,000円とするもので、前年度当初予算と比較し1,500万5,000円の減少となりました。

収益的収入につきましては、公共下水道事業収益で、2億2,892万9,000円、農業集落排水事業収益が、7,087万6,000円となっております。

収益的支出につきましては、公共下水道事業費用で、2億2,892万9,000円、農業集落排水事業費用が、7,087万6,000円となっております。

次に資本的収入及び支出における収入は1億6,703万2,000円とするもので、前年度当初予算と比較し3,124万9,000円の減少となりました。資本的収入では公共下水道事業が、1億4,074万円、農業集落排水事業が、2,629万2,000円となっております。

支出は、2億3,471万1,000円とするもので、前年度当初予算と比較し1,346万7,000円の減少となりました。公共下水道事業で、1億9,783万4,000円、農業集落排水事業が、3,687万7,000円となっております。

以上、提出いたしました議案について、ご説明申し上げましたのでよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○遠藤 満議長 提案理由の説明が終わりました。

ここで、暫時休憩をいたします。

午前 11 時 11 分 休 憩

午前 11 時 29 分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き会議を開きます。

◎諮問第3号の質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第8、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてを議題とします。

本件について意見を求めます。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 意見がなければ、適任と認めて答申したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、諮問第3号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについては、適任と認め

て答申することに決定いたしました。

◎議案第 4 号の質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第 9、議案第 4 号 新地町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから議案第 4 号についてを採決します。

この採決は無記名投票により行います。

議場の出入口を閉鎖させます。

〔議場閉鎖〕

○遠藤 満議長 ただいまの出席議員数は、議長を除いて11名であります。

次に、立会人を指名します。会議規則第32条第 2 項の規定によって、立会人に 7 番、三宅信幸議員及び 8 番、寺島浩文議員を指名いたします。

投票用紙を配付させます。

〔投票用紙配付〕

○遠藤 満議長 念のため申し上げます。本案に同意することについて賛成の方は賛成と、反対の方は反対と記載願います。

投票用紙の配付漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 配付漏れなしと認めます。

投票箱を点検させます。

〔投票箱点検〕

○遠藤 満議長 異状なしと認めます。

ただいまから投票を行います。

事務局長が議席番号と氏名を呼び上げますので、順次投票をお願いします。

〔投 票〕

○遠藤 満議長 投票漏れはありませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 投票漏れなしと認めます。

投票を終わります。

開票を行います。7 番、三宅信幸議員及び 8 番、寺島浩文議員の開票立会いをお願いいたします。

〔開 票〕

○遠藤 満議長 投票の結果を報告します。

投票総数 1 1 票

有効投票 1 1 票

無効投票 ゼロ票

有効投票のうち

賛 成 1 1 票

反 対 ゼロ票

以上のとおり全員賛成であります。

したがって、議案第 4 号 新地町固定資産評価審査委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

議場の出入口を開きます。

〔議場開鎖〕

◎予算審査特別委員会の設置

○遠藤 満議長 日程第10、議案第18号 令和 7 年度新地町一般会計予算について、議案第19号 令和 7 年度新地町国民健康保険特別会計予算について、議案第20号 令和 7 年度新地町介護保険特別会計予算について、議案第21号 令和 7 年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第22号 令和 7 年度新地町下水道事業会計予算についての 5 件を一括議題とします。

お諮りします。議案第18号から議案第22号までの令和 7 年度予算 5 件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することにしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第18号から議案第22号までの令和 7 年度予算 5 件については、予算審査特別委員会を設置し、これに付託して審査することに決定しました。

お諮りします。ただいま設置された予算審査特別委員会の委員の選任については、委員会条例第 6 条第 4 項の規定によって、議長を除く11名の議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会の委員は、議長を除く11名の議員を選任することに決定しました。

◎予算審査特別委員会正副委員長の選任

○遠藤 満議長 次に、予算審査特別委員会の正副委員長の選任についてお諮りします。

本特別委員会の正副委員長の選任については、議会運営委員会で協議の結果、予算審査特別委員会委員長に水戸洋一議員、同じく副委員長に井上和文議員を指名したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、予算審査特別委員会委員長に水戸洋一議員、同じく副委員長に井上和文議員を選任することに決定いたしました。

ここで予算審査特別委員会委員長に挨拶を求めます。

水戸洋一予算審査特別委員会委員長。

〔水戸洋一予算審査特別委員会委員長登壇〕

○水戸洋一予算審査特別委員会委員長 ただいま予算審査特別委員会委員長に選任されました水戸洋一でございます。簡単ではありますが、一言ご挨拶させていただきます。

予算審査に当たっては、総合計画などに基づいた予算編成となっているか、そして町民が安心して暮らせるまちづくりに資する予算となっているかなどを見極めることが大変重要だと考えております。本日から14日まで長丁場になりますが、井上和文副委員長と共に誠心誠意職務に当たってまいりますので、委員各位の皆様には活発なご意見をお願いしたいと思います。また、町長をはじめ職員の皆様には、予算内容の説明等についてご協力をいただけますようよろしくお願いいたします。

大変簡単ですが、以上をもってご挨拶とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれで散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

午前11時46分 散会

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 2 号)

令和7年第2回新地町議会定例会

議 事 日 程 （第2号）

令和7年3月17日（月曜日）午前10時開議

第 1 一般質問

4 番 寺 島 博 文 議員

1. 働き方改革について
2. 文化振興・教育行政について

5 番 吉 田 博 議員

1. 人口減少の取り組みについて
2. 小・中学校の施設整備と教育方針について

6 番 八 巻 秀 行 議員

1. 快適で活力ある町づくりについて

3 番 牛 坂 毅 志 議員

1. 東日本大震災の大津波により被害を受けた大戸浜地区の復興が進まないことについて
2. スーパーの現状について
3. 障がい者の交通機関に対する補助制度について
4. 町道のU字溝のふたの設置について
5. 高額療養費制度について

出席議員（１２名）

１番	大	内	広	行	議員	２番	村	上	勝	則	議員
３番	牛	坂	毅	志	議員	４番	寺	島	博	文	議員
５番	吉	田		博	議員	６番	八	巻	秀	行	議員
７番	三	宅	信	幸	議員	８番	寺	島	浩	文	議員
９番	菊	地	正	文	議員	１０番	井	上	和	文	議員
１１番	水	戸	洋	一	議員	１２番	遠	藤		満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	大	堀	武
副町	長	岡	崎	利光
教	育	長	泉	田
総務課	長	兼	齋	藤
会	計	管	理	者
企	画	振	興	課
税	務	課	長	小
町	民	課	長	中
健	康	福	祉	課
建	設	課	長	大
都	市	計	画	課
教	育	総	務	課
				長
				木
				幡
				邦
				枝

職務のための議場出席者

事	務	局	長	佐	藤	武	志
書			記	千	葉	奈	菜
書			記	齋	藤	愛	斗

午前 10 時 00 分 開 議

◎開議の宣告

○遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名であります。

なお、農林水産課長より欠席届がありましたので、ご報告いたします。

◎一般質問

○遠藤 満議長 日程第 1、一般質問を行います。

通告順に発言を許します。

4 番、寺島博文議員。

〔4 番 寺島博文議員登壇〕（拍手）

○4 番寺島博文議員 おはようございます。受付順位 1 位、議席番号 4 番、寺島博文でございます。

初めに、前教育長退任により、2 月 1 日から新たに就任された泉田晴平教育長、ご就任おめでとうございます。長年教育総務課に在籍していたと経歴に記載されておりました。教育行政にも明るいもののご推察いたします。今後のご活躍をご期待申し上げたいと思います。

それでは、さきに通告しております 2 件、6 点について、順次質問させていただきます。よろしく願いいたします。働き方改革についての 1 点目は、行政機構改革により、大幅な組織改革が行われた。働き方改革を進めるべきと思うが、町の考えを伺うであります。働き方改革は、業務の生産性向上、組織の活性化、職員が健康で充実して働ける職場環境づくりを目指すことにあります。2018年に労働基準法や労働安全衛生法などを含む働き方関連法が成立いたしました。これを受け、2019年 4 月からは、時間外労働の上限規制や年次有給休暇 5 日の取得義務化などが順次施行されています。当町では、個々の職員が仕事に対し誇りを持って活躍できる職場環境が整えられているでしょうか。過重労働や業務の無理、無駄、むらを省き、新地町が取り組んでいる D X 化や I T 化を推進し、業務の効率化を図り、柔軟な働き方ができるよう、今回の組織変更と併せて今の時代に合った働き方改革を進めるべきと考えますが、町の考えをお伺いいたします。

2 点目は、超過勤務の実態は適正水準にあるのか伺うであります。庁内においては、長時間の超過勤務を行う職員が多くいる課や、業務上一部の職員に偏って超過勤務を課さざるを得ない状況や、何よりも超過勤務が常態化していないでしょうか。労務管理は、業務分担の均一化及び平準化を図り、職員の健康管理に留意し、遂行するのが基本だと考えます。当町の超過勤務実態は適正水準にあるのか、お伺いいたします。

文化振興・教育行政についての 1 点目は、駒ヶ嶺公民館分館を広く町民に見せる展示施設にすべきでないか伺うであります。旧駒ヶ嶺公民館は、体育館が東日本大震災の被害により解体となり、跡地利用について模索しておりました。町は、町内に保管している歴史、文化、芸術作品などを収

蔵する施設として改修、整備に取り組み、昨年、令和6年5月に開館いたしました。しかし、現在作品を保管する適切な環境にはなっておりません。その理由は、1つは温度、湿度対策、2つ目は紫外線対策、3つ目はほこり、汚れ対策などの維持管理であります。これらを対策し、充実した施設に整備し、広く町民に見せる展示施設にすべきでないか、お伺いいたします。

2点目は、自転車通学における小中高校生のヘルメット着用の現状と課題について伺うであります。2023年4月1日施行された道路交通法により、全ての自転車利用者のヘルメット着用が努力義務となりました。罰則はありませんが、まだまだ自転車を利用する際のヘルメット着用率は高くないのが現状であります。自転車事故で死亡した方の約65パーセントが頭部に致命傷を負っていたとの報告があります。これに対応するためには、ヘルメット着用が日常的に浸透することが重要であります。自転車で事故を起こしてしまった、または事故に遭ってしまった方が少ないため、人ごとのように捉えられて、ヘルメットをしなくても問題ないと考えていないでしょうか。町は自転車通学における小中高校生のヘルメット着用についてどのように捉えているのか、現状と課題についてお伺いいたします。

3点目は、ヘルメット購入補助金を最大で2個まで認められないか伺うであります。高校生の通学で、自宅から最寄り駅まで自転車で行き、電車に乗って高校の最寄り駅で降ります。そこから2台目の自転車に乗って高校まで通う生徒さんがいます。さらに、成長とともに頭のサイズも変わり、使用できなくなる場合も考えられます。ヘルメット着用率を上げるためにヘルメット購入補助金を最大で2個まで認められないか、お伺いいたします。

4点目は、駒ヶ嶺公民館及び勤労青少年ホームに、犯罪抑止のため防犯カメラを設置すべきでないか伺うであります。この件については昨年3月に一般質問し、児童クラブで毎日使用する施設なので、今後検討するとの答弁でありました。防犯カメラは、主に犯罪の未然抑止が目的であります。子どもが多く出入りする施設は、不審者に対して警戒しなければなりません。子どもが事件に巻き込まれることがなく、安心して過ごせるよう治安を向上させ、住みやすく子育てしやすいまちにするため、駒ヶ嶺公民館及び勤労青少年センターに防犯カメラを設置すべきでないか、お伺いいたします。

以上で壇上からの質問を終わります。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 4番、寺島博文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、働き方改革についての1点目、行政機構改革により、大幅な組織改革が行われた。働き方改革を進めるべきと思うが、町の考えを伺うについてですが、まず働き方改革とは、厚生労働省では、働く方々が個々の事情に応じた多様で柔軟な働き方を自分で選択できるようにするための改革と定義しております。また、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律が平成30年

7 月に公布され、地方公務員についても残業時間の上限規制が行われるなど、働き方改革が求められています。当町においても、持続可能な行政運営を行うためには、職員一人ひとりが能力を発揮できる環境を整え、生産性を向上させることが重要であると認識しており、業務の効率化やワーク・ライフ・バランスの向上を図るため、働き方改革として様々な取組を実施しております。まず、仕事と育児等の両立支援の取組としましては、男性職員の育児休業取得促進として、出産を控えた職員への休暇制度等の説明を実施、また育児休業者のいる所属が会計年度任用職員の配置を希望した場合における配置の内規化、育児休業の取得機会を拡大するための様々な制度改正などを行いました。また、職員の心身の健康保持取組として、年 1 回ストレスチェックを実施し、職員の心身の状態を本人へ通知、そして必要に応じ医師による面談を実施しております。また、長期の精神疾患の病気休暇を取得した職員への支援策として、円滑な現場復帰のための職場復帰支援プログラムを策定し、円滑な職場復帰へのサポートを実施しております。また、新地町ハラスメント防止指針の策定により、職場内のハラスメントの防止に努めております。今後も他の自治体の優良事例等を参考にしながら、職員が働きやすく、かつ町民サービスにつながる働き方改革の実施を推進してまいります。

次に、2 点目、超過勤務の実態は適正水準にあるのか何うについてですが、新地町における令和 5 年度の 1 年間の職員 1 人当たりの時間外勤務は 132 時間、1 か月平均は 11 時間となっております。総務省による令和 5 年度の調査結果によりますと、全国の市区町村職員 1 人当たりの時間外勤務は 130 時間となっていることから、全国平均とほぼ同程度となっております。このことから、当町の時間外勤務の状況はおおむね適正水準にあると言えます。なお、令和 6 年度の見込みは 110 時間程度になる見込みであり、令和 5 年度よりさらに減少する見込みです。職員のワーク・ライフ・バランスの実現のためにも、超過勤務の縮減の取組は重要であると考えております。今後も様々な取組を行い、時間外勤務の縮減に努めてまいります。

次に、文化振興・教育行政についての 1 点目、駒ヶ嶺公民館分館について、広く町民に見せる展示施設にすべきではないか何うについてですが、駒ヶ嶺公民館分館は昭和 54 年に駒ヶ嶺公民館として建設され、地域住民のための社会教育に資する拠点施設としてその役割を担ってきました。しかしながら、東日本大震災の被害を受けたことなどにより、令和 3 年度駒ヶ嶺地区に新たな防災機能を備えた現在の駒ヶ嶺公民館を整備し、令和 4 年 3 月に供用開始したことから、旧施設は大ホールを解体し、それ以外の部分を駒ヶ嶺公民館分館として位置づけました。駒ヶ嶺公民館分館は、文化振興の一つの拠点施設として活用するため、令和 4 年度に一般財団法人福島県電源地域振興財団のмираいを創る市町村等支援事業の事業採択を受け、令和 5 年度に施設の改修整備工事を進めてまいりました。改修後、駒ヶ嶺公民館分館は、町が所有する歴史、文化、芸術などに関する作品や資料を集約し、その種類や特性などに応じて適正に保存、管理する収蔵施設として活用しております。また、議員もご承知のこととは思いますが、令和 5 年度の当初予算概要の 12 ページ、令和 5 年度一

般会計当初予算の主な事業の53、駒ヶ嶺公民館分館改修事業で駒ヶ嶺公民館にみらいを創る市町村等支援事業助成金を活用して改修し、歴史資料や地元出身者の作品（絵画を含む）の展示施設として整備することを、議員皆様のご理解をいただき、ご議決をいただいて事業を進めておりますので、改めてご報告をしておきます。さらに、今後は施設の形状や広さなどの問題はありますが、収蔵する作品や資料の一部を施設内に分かりやすく企画展示するなど、町の歴史、文化、芸術について発信する取組を行うとともに、子どもたちには郷土への理解を深め、郷土愛が育めるよう学習への活用や地域の方々が歴史や文化、芸術の分野で、集い、学び、交流する施設として活用できるような施設運営に努めてまいります。

次に、2点目、自転車通学における小中高生のヘルメット着用の現状と課題について何うについてお答えします。昨年12月現在、町内小学校では駒ヶ嶺小学校が児童数129名のうち34名が自転車通学を許可されており、他の小学校はありません。自転車利用には、通学距離が片道2キロ以上など一定要件があり、SGマーク等安全性が担保されるヘルメットを推奨し、着用することとしています。尚英中学校では、生徒数192名のうち156名が自転車通学を許可されており、希望者は通学距離に関係なく認めていますが、SGマーク等安全性が担保されているヘルメットを推奨し、着用することとしています。高校生については、新地駅における登校時間帯の自転車利用状況を数日間確認したところ、平均約20名でしたが、ヘルメットを着用する高校生は若干名でした。道路交通法の改正により、令和5年4月1日から自転車利用者の全世代にヘルメットの着用が努力義務になり、自転車は軽車両と位置づけられています。小学生、中学生及び高校生は、通学に限らず、ふだんの移動手段は自転車利用が多いものと考えます。転倒や衝突など不慮の事故による被害を軽減し、安全に自転車を利用するため、適宜町の広報紙、ホームページの利用や小中学校を通じた啓発、さらには近隣校への協力を依頼するなど、ヘルメット着用の啓発に引き続き努めてまいります。

3点目、ヘルメット購入補助金を最大2個まで認められないか何う。（高校生の2駅での通学利用と、サイズが変わった場合に必要になるため）についてお答えをいたします。本年度から新規事業として実施している新地町自転車乗車用ヘルメット着用促進事業費補助金は、町民である小学生、中学生及び高校生向けにSGマーク等の安全基準を満たす新品の自転車用ヘルメットを購入した場合、購入費の費用の2分の1以内の額または限度額5,000円のいずれか低い額を補助するもので、ヘルメット使用者1人につき1回限りとしております。件名2の2点目で申し上げたとおり、道路交通法の改正によりヘルメットの着用が努力義務化されました。本補助金によりヘルメット購入費用の一部を助成することで、購入にちゅうちょすることなくヘルメット着用の促進につながるきっかけと後押しになり、ひいては転倒や衝突など不慮の事故による被害を軽減し、安全に自転車を利用することを目的としております。本補助金の対象範囲は、小学生、中学生及び高校生です。ヘルメットの最初の購入が小学生であった場合、中学進学時にはサイズが合わないことが想定されますので、2回目の購入の助成について検討してまいります。

4点目、駒ヶ嶺公民館及び勤労青少年ホームに、犯罪防止のため防犯カメラを設置すべきでないか伺うについてですが、町の公共施設においては町内小中学校と各保育所に児童生徒等の安全確保の目的で防犯カメラを設置しております。防犯カメラは、犯罪の抑止や事件の解決に一定程度は有用であると考えますが、犯罪を未然に防止するためには映像を監視することが必要であり、不特定多数の方が利活用する施設や場所を撮影するためには、個人のプライバシー保護の観点から設置や運用についても十分に精査する必要があると考えております。町は、犯罪や事故のないまちづくりに向けて、行政、地域、事業者や学校関係者が連携し、防犯協会や青少年健全育成町民会議の協力を得ながら関係機関が一体となって、ながら見守りや通学路の立ち番活動、定期的な各地域の夜間の見回り活動など、防犯対策や交通安全対策に取り組んでおります。また、警察等からの不審者情報等の提供を受けた場合には、速やかに学校や保育所から児童生徒等の保護者へ不審者情報等の一斉メールの配信を行い、注意を喚起したり、子どもたちの送迎を依頼することなどの安全対策に努めております。しかしながら、駒ヶ嶺公民館や勤労青少年ホームは放課後児童クラブの児童が利用している施設であり、設置に向け取り組んでいるところであります。

以上であります。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 ご答弁ありがとうございました。

まず最初に、働き方改革についていろいろ説明いただきました。先進的な、あるいは他の自治体の状況を確認しながら進めていきたいというようなことだったと思うのですが、ここでもっと参考までに、ご存じだとは思いますが、福島県の三春町では働き方改革として週休2.5を導入するということです。それから、あと宮城県についても、週休3日制を導入するということを決めました。柔軟な働き方で人材を取り入れるということが狙いだそうです。これは4日間で1日分の労働時間を、残業した場合ですね。週休3日制を認めるということだそうです。当町もこのように時代に合わせた制度を導入して、新採用について優秀な人材を確保するためにもぜひ検討すべきだと思うのです。再度その辺の町の考えをお伺いしたいと思います。

○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。

○齋藤高史総務課長兼会計管理者 今の質問についてお答えいたします。

他の自治体で週休2.5日を導入ということを今お話ございました。そういった取組について、ほかの自治体の事例見ながら検討したいと思います。ただ、なかなか小さな自治体ですと、仮に窓口業務があった場合、そういった窓口業務に従事している方については、例えば週休2.5やられると誰かがこれをカバーしなくてはいけないという課題もございます。そういった課題に対してどういったアプローチをするのかということ。それから、職員組合との話し合いといいますか、そもそもそういった需要が職員にあるのかということも含めながら今後検討してまいりたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 ぜひ優秀な人材とか応募が殺到するぐらいにそういう働き方改革ができて、応募者が増えるように改善を進めていただきたいと思います。

次に、超過勤務の件について。先ほど町長からありましたけれども、全国平均と同等レベルだという、おおむね良好だというような話がありました。残業の削減については重要なので、今後進めていくというような回答だったかと思います。私、毎日と言ったら語弊あるのですが、町内の夜回りというか、しているのですが、そうした中でいつも役場がこうこうと電気がついておりまして、こんなに残っていて職員大丈夫なのかなと、健康のですね。健康が大丈夫なのかななんて思ったりしていました。時々防犯灯なんか切れていて、しょっちゅう町民課には連絡取って、どこどこ防犯灯切れているよなんて話ししているのですが、そういった役場庁舎が電気ついて頑張っているというのは分かるのですが、これで本当に職員大丈夫かなというのが率直な私の気持ちです。そういう超過勤務続くと、やっぱり健康被害ということもなってくると思います。最近ではそういう長期休暇する人がいなくなったという、戻ってきたということも聞いているのですが、少なからずかなり長期にわたって休んでいた方がおったと思います。

そこでお伺いしたいのですが、超過勤務削減に向けての取組方、その辺教えてください。

○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。

○齋藤高史総務課長兼会計管理者 今の質問についてお答えいたします。

超過勤務確かに多い職員もいます。それはやはり担当制をしいていますので、繁忙期、閑散期が職員にはございますので、どうしてもそういった繁忙期については超過勤務が増えてしまうというような実態はございます。また、選挙事務ですとかそういったもの、それから災害対応ですとか、警報が出た場合は出てこなくてはいけないという部分もございますので、どうしても超勤が増えるという実態はございます。そういったことから、まず職員の健康管理ということでストレスチェック等も行っております。

それから、超過勤務の縮減の取組については、先ほども言ったとおり、令和6年度についてはやっと、110時間程度になる見込みでございますので、全国平均を下回るような実態になりそうということでございます。縮減の取組としましては、やはり管理職による声かけですとか、それからノー残業デー実施していますけれども、これをもう少し徹底させるとか、そういった超勤とかでも超過勤務の実態等を管理職に示しまして、縮減の取組に努めるよう声かけをしていますので、こういった取組をさらに強化して職員が健康を害さないような状況をつくりたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 管理職による声かけ、それからノー残業デーの推進というのは、そういった

たことをやって今後残業を削減していくというようなことでありました。一番は、残業をやってはいけないということではなくて、職員が健康的に働けるような、健康被害を受けないような、そういった管理も含めてやっていただければと思います。

慢性的に超過勤務が続くのであれば、私は思ったのですけれども、職員を増やしたらいいのではないかなと思ったのですけれども、一過性のものであれば比較的余裕のあるところから、そういう課から応援していただくとか、そういったやり方もやっていると思うのだが、その辺はどうなのでしょう。私分らないので、お聞きしたいのですけれども、そういう比較的余裕のある課からこういう繁忙の課に移してやるとか、そういったこともやられているのかどうかお伺いします。

○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。

○齋藤高史総務課長兼会計管理者 今まず職員を増やせばというお話ございましたけれども、先ほども言いましたとおり、令和6年度については超勤が大分減るというような状況でございます。職員を増やすということに関しましては、今現在当初予算でもお話ししましたとおり、財政調整基金を5億円ほど入れないと財政運営できないような状況でございますので、安易に職員数を増やすということではなくて、超勤の縮減にまた取り組むということが大事かと思います。

職員の忙しい課から少ない課に異動したらいいのではないかとということもございます。その辺は人事異動の中で、いろんな様々な状況を勘案しながら人事異動を行っておりますので、そういった状況も見ながら全体的に極力職員の平準化ということを目指して対応してまいりたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 ぜひ職員のそういう平準化、仕事の平準化とか、そういうのをやって、負担がないようにやっていただきたいと思います。

それから、職員の採用計画ですけれども、職員を採用して育成するというか、育てていかなければいかぬと思うのですけれども、来年度、令和7年度の役場職員の採用についてはどのようになっていますか。

○遠藤 満議長 ちょっと休議します。

午前10時41分 休 憩

午前10時41分 再 開

○遠藤 満議長 再開します。

質問に通告が関連していないので、答弁できませんということでございますので、別な質問をお願いいたします。

4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 あと、令和7年度の時間外の勤務手当ですけれども、今回4,153万2,000円計上されております。それで、令和6年度は3,773万5,400万円ほど増額になっております。今回機構改革の目的といいますか、それに私的には思っている範疇では逆行しているのではないかと思いますので、何か特別に増えた理由とかあるのでしょうか。

○遠藤 満議長 ちょっと休議します。

午前10時43分 休憩

午前10時43分 再開

○遠藤 満議長 それでは、再開します。

齋藤高史総務課長。

○齋藤高史総務課長兼会計管理者 今手元に詳細な数字がないので、答えられませんが、多分人事院勧告による影響ということでございます。特に人事院勧告によりまして職員の給与が上がっておりますので、それに伴い超勤単価が上がるというような実態がありますので、その影響だと考えられます。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 人事院勧告ね。了解しました。

それから、職員が仕事を工夫したり、改善して残業時間を減らした、業務改善して仕事の量が減ってそういうふうになった場合、改善できた場合、一つの見方として本人の評価とか、その評価の……何と言いますか、ちょっと分かりませんが、バロメーターとして捉えているのかどうか、その辺はいかがでしょうか。

○遠藤 満議長 ちょっと休議します。

午前10時45分 休憩

午前10時45分 再開

○遠藤 満議長 再開します。

4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 では、今の件について、やはりモチベーションを上げていくためには、やっぱりそういう業務改善とか、いろいろ仕事に対して改善、工夫して業績がアップって変な話ですけれども、そういった改善効果が現れた場合には、何か表彰制度とかそういうのをやれば職員のモチベーションなんかも上がると思いますので、ぜひその辺検討していただければと思います。

では、次に行きます。駒ヶ嶺公民館分館の件ですけれども、今後分かりやすくそういった展示施設に活用していくというような話をされていたと思います。再度確認したいのですが、この駒ヶ

嶺公民館分館というのは収蔵施設と併せて展示施設として位置づけているということで、それは間違いないですね。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 ただいまの議員の質問にお答えしたいと思います。

第一義には収蔵施設、そして空いている部分で一部展示をしていくという考えでおります。
以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 では、そういう方向でよろしく願いいたします。

冒頭3つの課題ということで話しましたが、管理人さんから気になる場所ということで、特にカーテンの隙間から入る日差しが気になるのだというようなことがありました。この辺の件について影響あるのか。影響あるのであれば遮光対策とかそういう対策必要だと思うのですが、いかがでしょうか。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 ただいまの議員の質問にお答えしたいと思います。

光が入ってくるのではないかとというご質問がありましたけれども、2階の部分には遮光フィルムを窓ガラスに張っておりますので、光の部分については問題ないと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 問題ないというような回答であったと思います。

次に、この駒ヶ嶺公民館分館は、新地町観光ガイドブックに載っております。実際に行ってみると建物あって分かるのですけれども、地元の方は分かるかと思うのですけれども、あの建物自体とかそういう場所に看板とか表札ないのです。先日お邪魔したときに、何か亘理だか宮城県から来られた方がいて、来たのですけれども、非常に分かりづかったというようなこともありました。施設にそういう看板とか表札つけるべきだと思うのですが、いかがでしょうか。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 ただいま議員からお話ありましたように、今後分かりやすい表示を整備してまいりたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 ぜひお願いしたいと思います。

次に行きます。ヘルメット着用についてですけれども、ヘルメット着用、安全啓発をやっていくというような答弁で、あとこれ私も1月に調べたのですけれども、先ほど言ったように、小学生14件、中学生10件、高校生10件だったのですけれども、去年は予算が3月で、もう既に購入されて

いたという方もいて、件数的にそんなになかったのかなというような感じしているのですけれども、新年度というか、これから中学生になる、高校に行く人いるかと思うのですけれども、最近の状況についてつかんでいたら教えてください。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 ただいまの質問にお答えいたします。

3月14日現在であります、34世帯から申込みがありまして、37人のお子さんに対してヘルメットの助成を行っております。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 かなりの申込みがあるということで、よろしいと思います。私も先日、尚英中学校の自転車置場とか、あと駅等、そういったところに行って確認してきました。中学生は非常に真面目で、きちんと自転車の籠にヘルメットが置いてあったので、ああ、いいななんて思ったのですけれども、やっぱり駅については、先ほど答弁にあったようにあんまりないのです。やっぱり高校生はその辺どういう事情か分かりませんが、ヘルメットをしていない方が多いように感じます。そういったことで、努力義務とはいえ、着用率を上げるために何かそういう方策とかあればお聞かせください。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 ただいまの質問にお答えいたします。

高校生の着用率が悪いのではないかとということだと思っておりますが、近隣の高校、相馬高校、相馬総合、それから原高ということで状況等確認したところもありまして、その中ではやはり義務化ではないので啓発を、年に2回ほど交通教室なども開いて、その中で啓発をしているということだったので、その中で改めてぜひ啓発の協力をお願いしたところでありますし、町内的にも町のホームページ、それから小中学校の力を借りながら安全の啓発ということで着用率を上げていくような取組をしてまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 ぜひ学校側とも緊密な連携を取りまして、安全確保に努めていただきたいと思います。

それと、今の補助金の条件ですけれども、購入代金の2分の1、あとは5,000円が上限になっています。ヘルメットの着用率を上げるためにこの辺の……これ通告ないって言われるかも分からないので、一律5,000円にするようなことも提案したいなと思っています。または、無料配布してもいいのではないかなと思っていますので、その辺は私からの要望にしておきたいと思っています。

それから、ヘルメットといってもいろんな種類のヘルメットあります。サイクリストが使うよう

なスポーティーなヘルメットもあれば、あとファッション性が高い、そういったヘルメットもあります。安全規格は、基準は満たした上で、ヘルメットの選択について、その辺は自由と、規格がオーケーであればその辺は自由なのではないでしょうか。その辺お伺いしたいのです。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 ただいまの質問にお答えいたします。

補助金の中の条件としましては、安全条件をそれぞれクリアしていれば問題ないということで、形については特に指定はしておりません。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 了解しました。

あと、盗難防止なんかもあるのですけれども、駅に置いたりすると雨にぬれてしまうようなこともあるかと思うのです。だから、コインロッカーとかそういった保管場所みたいなところがあればいいと思うのですけれども、何かその辺もし考えあるのだったらお答え願いたいのですけれども、なければ……。

○遠藤 満議長 提案しておいたらいいのではないのか。

○4番寺島博文議員 提案。

○遠藤 満議長 提案。ここで答弁できないだろう。

○4番寺島博文議員 できない。

○遠藤 満議長 だから、提案して。

○4番寺島博文議員 そこら辺ではそういった今後の課題というか、検討課題にしてほしいと思います。

あと、ヘルメット購入、この助成金については、令和6年度の町長の肝煎りの事業だったと思います。町民の生命を守るため、着用率を上げる方策として、これも提案になりますけれども、アンケート調査をするのも一つの案だと思います。やっぱり生命一番大事ですから。そういったことでアンケート調査をするのもいいのではないかと思いますので、これも提案しておきたいと思います。

最後になります。あと、ヘルメット購入補助金2個までというところについて、先ほど検討してまいりますというようなことだったのですけれども、それでいいのかどうかもう一度お伺いしたいのですが。

○遠藤 満議長 大堀勝文町民課長。

○大堀勝文町民課長 町長答弁申し上げたとおり、2回目の購入の助成について検討してまいりたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 ぜひ検討していただければと思います。

次に行きます。防犯カメラの件ですけれども、これ先ほどの最後ちょっと私聞き漏らしたのかどうか分かりませんけれども、何か設置に向けて検討するというような前向きな回答、答弁だったように受けたので、それでいいのかどうか再度確認したいと思います。

○遠藤 満議長 木幡邦枝教育総務課長。

○木幡邦枝教育総務課長 ただいまの議員のご質問にお答えしたいと思います。

町長答弁にありましたように、前向きに今協議を進めているところでございます。設置に向けて協議を進めているところでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 4番、寺島博文議員。

○4番寺島博文議員 ありがとうございます。では、これで終わります。

○遠藤 満議長 これで4番、寺島博文議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前10時58分 休 憩

午前11時10分 再 開

○遠藤 満議長 再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

5番、吉田博議員。

〔5番 吉田 博議員登壇〕（拍手）

○5番吉田 博議員 議席番号5番、吉田博です。通告に従い、これより一般質問をいたします。私の一般質問は、人口減少の取組及び小中学校の施設整備と教育方針であります。

先日、ある機関誌に応募して、ジャーナリストの講演を聞く機会がありました。その中で、世界一幸せな国はどのような国なのかという話がありました。私は日本であってほしいと思いながら聞いておりましたところ、一昨年調査ということでしたが、この年の国連加盟193か国の中で最も上位にランクされたのがフィンランドとデンマークであります。日本は第57位ということでした。

なぜ世界一幸せな国として認められたかというと、この国は若者から老人まで貧富の差もなく安心した生活がしやすいという評価を得ているということでした。どのようなことかといいますと、医療費、教育費、老後の生活保障がとても充実しているということで、まず子育てには育児休暇が保障され、所得に関係なく何人でも保育所に預けられることや、学童保育も充実しており、デンマークの老人は日本のおじいちゃん、おばあちゃんのように帰宅した孫を世話する必要もなく、自由に映画を見たり、コンサートに行ったり、旅行に出かけるといった優雅な生活が送れるという

ことでありました。また、親たちは子どもの学校の経費が全て負担されるということ、そして大学の受験には難関もありますけれども、家庭の経済力に関係なく高学力の勉強をさせることができる。そして、通学のための住居を含めた生活費も心配ないということでありました。

この話を聞いて、何か不思議な国だというような思いがいたしました。おとぎ話のようなことでありましたが、しっかりとつじつまが合ってきました。それは、いわゆる高福祉高負担制度で成り立っているというようなことであります。国民の税負担が日本とはかけ離れたものということで、日本円に換算して年収500万円の所得税は40パーセントということでした。さらに、消費税は食料品も含めた25パーセントであり、大きな負担になると思いましたが、医療費、教育費、介護費用、老人ホーム費用など全て無料ということで、若い人も高齢者も給料や年金から多額の貯金をする必要がないということからお金を使ってくれる、そして多くの消費税が納入されるといった税金の好循環な制度が保たれており、自分たちが支払った税金がどこに、どのように使われているということが一目瞭然になっているわけで、納得して消費税や所得税を納めているというような話でありました。

日本では、子育てを終わると、年金に頼れないというような思いから、高齢者になったときのために貯蓄を始めます。そして、ようやくたまったところでオレオレ詐欺がやってくる。税負担の透明性を明らかにして、納税者が納得できるような仕組みを考えるべきではないでしょうか。いずれにしても、日本人はただただ増税に反対するのではなく、税金の使われ方についてもっと真剣に議論してフィンランドやデンマークの水準に近づけたいと思います。

さて、私は我が町の行く末を心配して次の質問をしたいと思います。まず、1件目として、人口減少の取組についてお伺いいたします。1番目として、議会の中での一般質問では多くの議員が人口増加策の質問をしております。当然のことながら町も行政として人口増加策を進めているところではありますが、なかなか人口増には結びつかないところがあります。このままいけば何年後には過疎地になるということが明らかだと思います。これから先この人口減少をどのようにして食い止めようとしているのか、お伺いいたします。

2番目として、町では人口増加策の一環で町営住宅建設や住宅造成を行ってきました。しかし、このようなことを行っても目に見えた人口増加につながっておりませんので、私の考えを提案させていただきたいと思います。住みよいまちづくりについては、次の世代を担う若い人たちの意見を聞く機会を多くして、その意見に沿うような対策を講ずる必要があると思いますが、町の考えをお聞かせください。

3番目として、私は年に二、三回東京の八王子市にあります高尾山に登っております。この山はケーブルカーやリフトがあって、東京に遊びに行った家族、障害者、そしてハイヒールを履いた方でも登れる山です。年間260万人の登山客は日本一。それどころか、世界一の登山者がある山として大変有名になっております。鹿狼山の日本一早い山開きは、大変大きなインパクトがあると思い

ます。しかし、山登りは健常者だけのものではなく、老若男女、たやすく登山ができて、そして山頂からの景色が一望できるような環境整備をすれば高尾山のような多くの人が訪れることになることから、できることを駆使して関係人口、交流人口の拡大を図ってこそ、住んでみたい町、住んでよかった町につながると思いますが、町の考えをお伺いしたいと思います。

次に、4番目として、町内には海水浴場、平地に広い遊び場や公園、そして史跡等が多くありますが、これらが十分に活用とか運用されているようなこととは私は思えません。交流人口拡大の一助として利活用を工夫すべきと思いますが、町の考えをお伺いいたします。

次に、2件目は、小中学校の施設整備と教育方針についてお伺いいたします。1番目として、最近地震の回数が増えており、昨年は有感地震が100回以上もあるように聞いております。子どもたちを安全な校舎で安心して学習させるべきだと思います。それには耐震検査を行うとともに、こういった学校の施設整備をやる必要があるかと思いますので、耐震検査の計画、こういったものがあるのかどうかお伺いしたいと思います。

2番目として、ICT教育については、全国から多くの方が研修に来られていると聞いておりますが、教育はICTだけではないと思います。その他の学習はもとより、人間形成を含めた幅広いものとすべきと思いますが、新たな泉田教育長が誕生しましたので、子どもたちには今後どのような教育をされていくのか、町の考えをお伺いしたいと思います。

以上、2件、6項目についてご回答をよろしくお願いいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 5番、吉田博議員の質問にお答えをいたします。

初めに、人口減少の取組についての1点目、町内人口は毎年毎年減少している。町として人口減少をどのように食い止めようとしているのか伺うについてですが、当町は令和3年度を初年度とする第6次新地町総合計画を策定し、将来人口の目標値を設定いたしました。町の将来人口を確保していく中で、人口減少対策の施策として特に若者の増加が必要と考えております。それらの取組については、住まい、子育て、福祉、教育などの広範囲の分野にわたることから、施策の計画や実施に向けては第6次新地町総合計画の行動計画で各課が進める施策や事業を共有し、連携を密にしながら各種施策を進めているところであります。これまで実施してきた事業といたしましては、若者定住化の促進として、若者定住促進住宅助成金支給事業、「来て しんち」住宅取得支援事業、福田定住住宅建築支援補助事業、結婚新生活支援事業、若者の出会いと交流の場づくりイベントなどを実施しています。子育て支援や教育については、出生児祝金交付事業、同時入所第2子以降保育料無償化事業、保育料軽減助成事業、保育所副食費無償化事業、在宅保育支援事業、出産・子育て応援事業、子ども医療費給付事業、奨学金返還支援事業などを実施しているほか、令和7年度には学校給食無償化事業も予算化しておりますが、このような事業を実施しても人口減少に歯止めをか

けるのは難しいと考えております。今年度から来年度にかけて進める第6次新地町総合計画後期計画の中でも人口減少対策の施策として検討してまいりたいと考えておりますが、日本全体が人口減少社会に向かう中、市町村単独での取組には限界があります。国や県の人口減少対策も必要であると考えております。

2点目、人口増加対策は宅地を造成しただけで成り立つものではなく、住みよいまちづくりについて、次の世代を担う若い人たちの意見を聞く機会を多くして、その意見に沿うような対策を講ずる必要があると思う。町の考えを伺うについてですが、第6次新地町総合計画ではまちづくりの目標の一つに住民力を活かすまちづくりを掲げ、協働によるまちづくりの推進を目指すこととしております。施策として設定した町民参画の推進では、多様な意見を取り入れるため、各種計画や事業の進捗に応じた委員会や審議会等では、年齢や性別、障害の有無に関わらない参画を促進することとしております。住みよいまちづくりについて、次の世代を担う若い人たちの意見を聞く機会を多くして、その意見に沿うような対策を講ずる必要があるとのご提案であります。基本的な考え方は先ほどお答えしましたように、多様な意見を取り入れるため、年齢や性別、障害の有無に関わらない参画を促進することとしており、人口増加対策について次世代を担う若い方々の意見を聞くことも必要であると考えております。第6次新地町総合計画後期基本計画策定に向け、今年度新地町まちづくりアンケート調査を実施いたしました。町内在住の20歳以上の方から1,000人、町内に転入し5年未満の方から50人、特に若い方々の意見を聞くため、町内在住16歳から19歳の方の中から50人の方を対象に実施をいたしました。さらに、次代を担う若者の意見を取り入れるため、若い方々を対象とした座談会等の開催を検討し、いただいたご意見等を後期基本計画に反映させ、人口増加対策を進めてまいりたいと考えております。

3点目、鹿狼山の日本一早い山開きは、大変大きなインパクトがある。しかし、山登りは健常者だけのものではなく、老若男女がたやすく登山ができて、山頂から景色が一望できるような環境整備をすれば多くの人が訪れることになるので、関係人口・交流人口拡大につながると思う。町の考えを伺うについてですが、鹿狼山は標高430メートルと低山でありながら、頂上からは町内や太平洋などが一望でき、四季を通じて登山を楽しめることから、年間を通じて登山者が訪れています。鹿狼山の環境整備につきましては、登山道の洗掘などに対応するため、昨年度から今年度にかけて、観光庁の持続可能な観光の促進に向けた受入れ環境整備事業を活用し、整備を行いました。昨年では、眺望コースの急な斜面への木製階段の設置や洗掘を予防するための排水対策として、水切りの設置、登山客による踏圧や侵食を防止するための植生土のう設置など、自然環境に配慮した整備を行いました。今年度は、連絡コースにおいて、木製階段の設置、登山道の侵食を防止するための水切りの設置などを行いました。登山者が快適に登山することができ、当町の交流人口拡大につながるよう、できる範囲で引き続き鹿狼山の環境整備に努めてまいりたいと考えております。

4点目、町内には海や平地に遊び場や公園、史跡等が多くあるが、十分に活用されているように

は思えない。交流人口拡大の一助として利活用を工夫すべきと思う。町の考えを伺うについてですが、釣師防災緑地公園は令和元年12月に供用を開始しました。その後、パンプトラックやドッグランが利用可能となり、現在に至っております。これまでの公園利用者数は、本年 1 月時点で22万9,000人となっております。新型コロナウイルス感染症の拡大や令和 3 年及び4年に発生した福島県沖地震の影響により利用制限があった運営期間もありましたが、オートキャンプやパンプトラックの利用など、町内外から多くの皆様にご来園をいただいております。また、この間補助事業を活用した町のイベントの実施や定着した民間主催によるイベントが公園利用者数に大きく寄与したものと考えております。教育委員会では、公園として新地町総合公園や観海堂公園の維持管理及び運営を行うほか、町内の各所に存在する史跡、特に新地貝塚附手長明神社や三貫地貝塚など国や県の指定を受けた文化財や、樹齢約230年を超す県の指定を受けた天然記念物白幡のいちょうなどを管理しております。さきに申し上げたとおり、新型コロナウイルス感染症の発生に伴い事業等の開催を自粛していた期間がありましたが、新型コロナウイルス感染症が第5類に分類されて以降、令和5年度、令和6年度には福島県みらいを描く市町村等支援事業助成金を活用し、令和5年度に三貫地貝塚里帰り展や町内の歴史巡りツアーとして、三貫地貝塚、白幡のいちょう、新地貝塚、あんこ地蔵、くるめがすりの家を巡るツアーを、令和6年度には文化交流センターにおいて縄文文化企画展を開催して町の魅力を発信するとともに、県内外から多くの方々にご来場いただきました。また、国の福島再生加速化交付金を活用し、令和5年度と令和6年度の2年続けてアート展を開催し、新地ゆかりの画家たちが郷土で培った感性をモチーフに作成された絵画を鑑賞していただくとともに、同時イベントとして町内の魅力ある場所、釣師防災緑地公園、観海堂記念公園、白幡のイチョウ、相馬港5号ふ頭緑地公園、そして埴浜防災緑地内の磯山展望緑地を写真に写して町に応募してもらうフォトコンテストや、新地町の名所、鹿狼の湯、くるめがすりの家、諏訪神社、子眉嶺神社、鹿狼山山頂や公園等10箇所を回るスタンプラリーを開催し、フォトコンテストには72名、359点の応募をいただき、スタンプラリーには486名と多くの方々に参加いただきました。また、近代建築の巨匠の一人であるフランク・ロイド・ライトの愛弟子である遠藤新展を開催し、新が設計したくるめがすりの家を紹介するなどして好評を得ました。さらに、公園の活用については、特に観海堂公園については、令和元年度から民間団体が積極的に活用されており、令和5年度には常磐線舞台芸術祭実行委員会による常磐線舞台芸術祭や商工会青年部によるイルミネーションを、令和6年度には東大生によるまちなか文化祭、しんちサンシャインライブ実行委員会によるしんちサンシャインライブ・しんちdeマルシェ、しんち盛り上げ隊実行委員会による祭りだ、マルシェだ！！プロレスだ！！inしんちや、商工会青年部による～みんなで灯す～しんち観海フェスを開催して町内外に発信するとともに、交流人口の拡大に尽力をいただいております。新地町海釣り公園は、東日本大震災の被災後、令和元年4月に再開いたしました。令和6年12月末まで公園利用者数は約5万5,000人となっております。新型コロナウイルス感染症の拡大や令和3年、4年発生の福島県沖地

震被害により、利用制限や休園となった期間もありましたが、町内外からご来園をいただいております。割合的には、福島市や伊達市などの中通り地方、相馬市や南相馬市、仙台方面からの来園者が多くなっており、当町の交流人口拡大に寄与しているものと考えております。第6次新地町総合計画前期基本計画では、町の資源を町内外に向けて発信し、交流人口の拡大を図ることとしており、そのような情報、魅力発信の取組となっていると考えておりますので、これからもこれらを進めてまいりたいと考えております。

次に、小中学校の施設整備と教育方針についての1点目、近年地震の回数が多くなっており、町内小中学校の耐震検査を行うとともに、安全な校舎で学習させるべきと思うが、耐震検査の計画はあるのか伺うについてですが、学校施設は建築物の耐震改修の促進に関する法律により、耐震診断及び耐震改修の努力義務が課せられております。また、地震や余震発生時に児童生徒等の安全を確保し、地域住民の応急的な避難場所としての役割も果たすことから、その耐震性能を確保することは重要であると考えております。学校施設のうち昭和42年に建設された福田小学校は、建築基準に規定する新耐震基準の施行（昭和56年）以前の基準で設計されていたため、安全性を最優先し、耐震補強事業を実施し、平成22年に耐震改修工事を完了しております。他の小中学校においては、耐震基準を満たしているところであります。また、平成23年の東日本大震災、さらには令和3年、4年に発生した福島県沖地震による建物の損傷や機能低下に対する復旧につきましては必要に応じた改修等を行っており、学校施設の安全性は確保されていると考えております。したがって、現時点では耐震検査の計画は予定しておりません。

2点目、ICT教育については、全国から多くの方が研修に来られていると聞かすが、教育はICTだけではないと思う。その他の学習はもとより、人間形成を含めた幅広いものとすべきと思う。町の考えを伺うについてですが、本町では未来を担う子どもたちの生きる力を育むために、2010年からICT教育の推進を教育の大きな柱の一つに据えながら、現在はGIGAスクール構想の実現のために文部科学省が示す令和の日本型学校教育構築を目指し、多角的な教育施策を展開しております。まず、学力向上については、基礎学力の定着を図るとともに、思考力、判断力、表現力を育成する教育を推進しております。具体的には、少人数指導の導入、1人1台端末を活用した個別最適化された学習、教科書や新聞などを活用した読解力、書く力である記述力向上、保育所からの連続した英語教育などに向けた取組などを実施しております。情報機器は文房具と位置づけて効果的に活用し、デジタルのよさ、紙のよさそれぞれ理解しながら学習方法を選択するなど、学習者主体の学びを推進しているところであります。

次に、心の教育においては、道徳教育や特別活動を充実させ、子どもたちが豊かな人間性を育むことができるよう努めております。協働学習や遠隔地との交流を通じた他者の考えを認め合い協力し合う学習を取り入れた授業づくり、いじめ防止対策の強化、心の相談体制の充実、多様性を尊重する教育などを推進しております。また、体験学習においては、自然体験や文化体験、実体験を通

して学ぶ機会を充実させております。エネルギー環境学習、食育、宿泊学習や職場体験、防災学習など、関係機関や企業、地域と連携した体験プログラムなどを実施しております。さらに、地域学習においては、地域の歴史や文化、産業などを学ぶ機会を充実させ、子どもたちが地域への愛着や誇りを育むことができるよう努めております。具体的には、地域人材を活用した授業、地域課題解決学習、地域行事への参加などを推進しております。このような取組により、学校アンケートによると、学校が楽しいと回答した割合は小中学校ともに9割を、また協働学習で考えを出し合い解決方法を考えることが役に立つと回答した割合は8割を超え、教育効果が現れている結果となりました。これらの教育施策を今後も総合的に推進することで子どもたちが社会の変化に主体的に対応し、未来を切り開く力を身につけることができるよう、引き続き努めてまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 ご答弁をいただきました。町として一生懸命行っているというようなことが伝わってまいりました。そこで再質問を行いたいと思いますけれども、ただいまいただきましたその答弁内容が私の頭の中に全て入っているわけではございませんので、重複した質問を行うことがありますが、丁寧なご答弁をお願いいたしまして再質問をいたします。

初めの質問であります。町長今おっしゃったように、日本全体が大幅に人口減少しているというようなことから、町もある意味では当然のことかもしれませんが、だからといって何もなかったわけではないと思います。これまで人口増加については、町も議会も一緒になって取り組んできたと思います。しかし、よい方策はできなかったというようなことではないでしょうか。ですから、これまで行ってきたようなことではやはり人口増加はあまり期待できないのではないかというような思いから、新たな対策を講じる必要があると思います。町長が述べたその答弁、それ以外に何か担当課で新たな施策があれば教えていただきたいと思います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

先ほど町長答弁させていただきましたけれども、これまでの実施してきた事業としましては、若者定住化の促進とか子育て支援や教育について、もろもろ事業を行ってきているというところがあります。そういったことをやってはおりますけれども、なかなか歯止めをかけるのは難しいという今状況です。新たな事業を考えているかということでもありますけれども、これから計画策定します第6次総合計画後期基本計画ですけれども、その中で検討していければと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 第6次計画でやるというような答弁でありました。私の意見は、これまで人口対策について、新地に来て住んでくださいというようなものを中心に発信してきたのではないかと

思っております。県外から移住してきた方、それから町外から移住してきた方に補助金を差上げますというようなことがメインになっているように思います。こういったことも当然必要とは思っておりますけれども、入ってきた人に限った支援が多くあると私個人的にはそう思っておりますので、そういったことも必要であると思えます。それをやめなさいとは言いません。そのほかに町から転出しないような工夫が必要ではないかと、それも並行して考えるべきではないかというようなことを思っています。これらについてどうお考えか、お聞きしたいと思います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。

第6次総合計画前期計画の中でもありますけれども、その人口減少対策の施策という部分で考え方的には、合計特殊出生率の向上、それから転出の抑制、それから転入の促進、こういった部分だと思います。ということで、今議員からおっしゃられた転出の抑制という部分も非常に重要なことだと認識をしております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 今、転出の抑制というようなお話がありました。ここでちょっと聞き漏らした分があるかもしれませんが、その抑制について順位づけをする必要はないと思っておりますけれども、メインとするようなものはどんなものがあるのかというようなことを分かればお伺いしたいと思います。抑制策。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 ただいまの転出の抑制策ということでもありますけれども、この事業1つで転出抑制という部分でということというよりも、先ほど説明させていただいたような子育て支援や教育なんかでいろんな事業をやっていると。そういった部分で転出の抑制にもつながりますし、転入の促進にもつながるということを念頭にしながら各事業を実施しているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 了解いたしました。

次に、人口の増加策についてお話しいただきましたけれども、私の意見も含めた考えを、2番目の質問の再質問をしたいと思えます。人口増加の一つの成功例として、皆さんもご存じだと思いますけれども、名取市にイオンモールというところがあります。その周辺を見てみますと、人口が増えているということもあります。さらに、仙台空港までのアクセス線ができているということから、インフラ整備ができて、そして人口が増えている地区なのかなと思っております。ただ、この名取のモール付近も、今すぐに人口が増えたというようなものではないのです。やはりあ

そこができて、名取のモールができて閑古鳥が鳴いているというような、そんな意見も聞いたのですけれども、今ようやくそれあそこが整備されて、20年たって今ようやくそういった現況になったというようなことであります。一つの大きなものを造るには大変時間がかかるというようなことを承知しております。そこで、三人寄れば文殊の知恵というようなことを申しますけれども、先ほどの答弁もありました。いろんな人との話を聞くというようなこともあります。そして、人の話を聞いて、その人の力が基となって長期計画を立て、プロジェクトを組み、そして町の職員のみならず、町長の答弁もありましたけれども、若い世代の意見、それからまちづくり専門の知恵を借りながら進めるべきと思います。どうかその辺りを中心として、今後人口の増加策を検討していただきたい。これは、私の意見として述べさせていただきます。

次に、3点目の鹿狼山の日本一早い山開きであります。私は、人口増加を狙う一つの要因として交流人口の拡大にあると思っております。新地町に来てもらう、そして新地町を見てもらうと、そういったことが最も必要なことだと思っております。鹿狼山の麓の駐車場整備、これは大変有意義なことと思っております。ただ、健常者だけではなく、そうでない人も登れるような施設整備が必要でないかと思っております。これらについて、町の考えを再度お聞かせいただきたいと思います。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 今、吉田議員の健常者以外もということではありますが、鹿狼山の位置づけ、新地町的には評価は高いかと思いますが、首都圏とここを比較してもらっては非常に厳しいなと。あとは、健常者でない方を山頂までというときにどこまで対応できるかって私の中でも難しいなと。ですから、先ほどはできる範囲でという答弁させていただいたとおりであります。そういった財政的、あるいはいろんな機運が高まったときとか、いろんなことがあると思いますので、そういった中身をやりながら吉田議員の思いに応えられるようになれば非常に私的にもうれしいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 先ほどでもお伝えいたしました。私は、年に二、三回東京の高尾山が好きで山登りをしております。標高599メートルの低い山でありますけれども、年間260万人の登山客がおります。これは日本一ではなくて、世界一の登山が多い山となってギネスブックに登録され、さらにはミシュランガイドの三ツ星にも選定されております。高尾山には、ロープウエーとケーブルカーがあります。だからこそ、車椅子で山頂に登ることもできますし、ハイヒールを履いても上まで登れるというようなことができます。鹿狼山にこのような設備があれば、たくさん人が訪れてきます。そういったことを言うと何を夢見ているのだというようなことが言われそうでありますけれども、あの高尾山には高尾登山電鉄株式会社という会社が、このロープウエーとケーブルカーを運営しております。そして、口が悪いようすけれども、山を利用して金もうけをしているというようなことではないかと。私は、ちょっとこの会社はそういう会社でないかと。でも、みんなに喜ばれてい

るのですね、ロープウエーあるいはまたそのケーブルカー。私は今言っているのは、町でこれをつくれというようなことを言っているわけではありません。

南相馬のロボットテストフィールドに新しい交通システムとして自称ロープウエーを開発している会社があります。それは皆さんもご存じだと思いますけれども、通称ホリエモンさんという方が投資している会社で、ジップ・インフラストラクチャーという会社があります。この会社もそのロープウエーに大変興味を持っている市町村がある。特に仙台の隣の富谷市の市長が、この前テレビでこれを利用することができないかと。しかし、それは仙台市の協力がなくてできないのでしょうねみたいな話を言っていました。我が町もこういった会社、私は町でつくるのではなくて、一つの会社を呼んできて、そういった整備をしてもらって、そこに町の土地があれば当然その会社から固定資産税なり利用料というようなものが入ってくるのです。こういったことで整備するというような方法も、今すぐではなくても少しずつ計画があってもよいのではないかというようなことであります。お考えがあればもう一度答弁していただきたいと思います。

○遠藤 満議長 ちょっと休憩します。

お昼になりましたので、ただいまの質問については午後からの答弁ということで、午後からの再開は1時30分から再開いたします。

午後 零時04分 休 憩

午後 1時30分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開いたします。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

答弁を求めます。

大堀武町長。

○大堀 武町長 午前中の吉田議員の質問の中で、鹿狼山へのロープウエー等の考えについて大変貴重なご意見をお聞かせいただきましてありがとうございます。町といたしましては、できる範囲でこれからも努力をしていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 私は音楽が好きで、バンドを組んで50年以上になります。有名になった仙台定禅寺ストリートジャズフェスティバルには、30年以上参加させていただいております。これは、仙台七夕に匹敵する祭りになりました。新地で行っている遊海しんちは、10時から大体4時頃で終わってしまいます。帰る方もおまして、大変もったいないことであります。

そこで、近くにあるみんなの広場を利用して花火大会までつなぐ、音楽祭か何かをやってつなぐというようなことはどうでしょうかという思いを持っています。お答えいただけましたらよろしく

お願いします。人口拡大につながる。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

今、議員からご提案いただいた件につきましては、年度初めに実行委員会第1回を開催する予定でおりますので、そこで検討してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 いずれにしても、新地の多くの町民は大堀町長をはじめ副町長、教育長にまちづくりを託しているわけでございます。これからも町民の声を聞きながら、よりよいまちづくりに努力していただくことをお願いして私の質問を閉じます。

○遠藤 満議長 これで5番、吉田博議員の一般質問を終わります。

続いて、6番、八巻秀行議員。

〔6番 八巻秀行議員登壇〕（拍手）

○6番八巻秀行議員 受付順位3位、議席番号6番、八巻秀行議員です。よろしくお願い申し上げます。

東日本大震災から早いもので14年目を迎えましたけれども、いまだに復興は道半ばであります。例えば新地駅東側のスマートアグリ6次化施設用地には、進出企業、植物工場を早期に誘致するとともに、津波復興拠点整備拡大区域への残る用地約1万平方メートルへのスーパーマーケットの張りつけ、あるいは被災した大戸浜等の防集元地の活用も全く進んでいない状況であり、課題が山積です。一方、相馬港4号埠頭のLNG基地では、LNGの取扱いも増え、福島天然ガス発電所の1、2号機も全面運転によって首都圏へ電気が供給され、さらに当駒ヶ嶺にアンモニア拠点基地を造るという壮大な計画であります。石油資源開発株式会社等5社は、2030年にも輸入から貯蔵、供給まで一貫した基地を建設する見込みであります。アンモニアは燃焼しても二酸化炭素を出さない燃料として注目をされ、今後の需要が見込まれるということで、LNG基地の近くに用地も確保できるというビッグニュースに力が湧いてきます。復旧、復興のスピードを速めて、快適で住みよい笑顔あふれる新しい新地町の創造を目指し、一般質問を申し上げます。今回私は、件名1、快適で活力あるまちづくりについて伺います。

まず、1点目でありますけれども、耕作放棄地解消に農業版企業誘致の推進について伺います。当町の耕作放棄地の現状と解消策を伺います。令和3年度の農業センサスによりますと、我が町の農業経営の総数は278経営体。内訳は、株式会社6、合同会社1、個人経営体268となっています。経営面積は、水田で753.47ヘクタール、畑183.18ヘクタールに及びます。こういう中で、耕作放棄地の現状は、令和4年度の1号遊休農地と再生困難な農地、これは山林、原野化している農地を言いますけれども、これを合わせた田畑の面積は、筆数で928筆、909.078ヘクタールであります。こ

れを主な年度ごとに見ますと、平成30年度は田が8.6ヘクタール、令和4年度は17.9ヘクタール、畑については平成30年度62.3ヘクタール、令和4年度は72.9ヘクタールと年々増加をしております。農家の減少や高齢化が進み、何か手を打たないと駄目な状況であります。どう考えているか、そしてどう解消策を講じるか伺います。

2つ目は、1月8日の福島民報紙トップ記事によりますと、矢吹町では家庭用レンジフード製造の富士工業、神奈川県相模原市にあるそうですが、耕作放棄地を借り受けて野菜栽培、ミニトマトを作っているそうです。初めて作るということで、これを農業版企業誘致と呼んでいるようですけれども、稲作を諦めた農業者の増加を受けた事業であって、今後も高齢化等により増加が懸念されている農地の再生の新たな一手として注目を集めています。町は、農業への関心や信頼度を高めて、基幹産業の農業を将来につなげる仕組みを育てたいとしています。そして、この3月6日の福島民報紙にこれをさらに推し進める報道があり、矢吹町では町企業立地促進条例を一部改正して交付対象に農業を加え、固定資産税評価額が1億円を超える農業関連企業に対しまして固定資産税相当額を3年間交付するということであります。農業版企業立地奨励金制度の新設であります。こんな取組が町全体に広がり、当町は15行政区ありますけれども、各行政区1つくらいの団地をつくって農業を維持していく取組をしてはいかがでしょうか、伺います。

3つ目は、今年は総合計画5年目の年であります。後期計画策定の年でありますけれども、人口フレームの見直しについて伺います。前期計画では、目標値は令和7年の人口7,900人、世帯数で2,900戸。そして、令和12年の目標ですけれども、人口で7,700人、世帯数3,000戸としておりました。これに対しまして町の現状を申し上げますと、今年2月の状況では人口7,474人、世帯数2,761戸となっており、毎月20人くらいの減少となっています。既に人口で226人、世帯数で239戸の減少となっています。人口減少に歯止めがかかりません。この状況を踏まえてどのように見直しますか、伺います。

4つ目ですけれども、総合計画の後期計画をどう見直すか、伺います。快適で活力あるまちづくり、災害に強く安心安全なまちづくり、健康で元気なまちづくり、未来につながるまちづくり、住民力を活かすまちづくりの基本目標は踏襲すると思っておりますけれども、町の将来を見込んで新年度予算には策定費、需用費、委託費で845万円を計上しております。この次の5年間の取組が大事だと思います。どう改定しますか、伺います。そして、特にあと5年、2030年にもう始まる温室効果ガスを排出しないフリー電力の導入とアンモニア供給拠点を整備するため、石油資源開発などによって取組がなされるわけでありまして、具体的にこういった新しい取組をどう位置づけるか、どのように改定するか伺います。

以上申し上げましたが、よろしくご回答ください。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 6 番、八巻秀行議員の質問にお答えをいたします。

初めに、快適で活力あるまちづくりについての 1 点目、耕作放棄地の現状とその対策はについてですが、農業委員会において農業委員及び農地利用最適化推進委員により、地区ごとに農地パトロールを実施しております。このパトロールにおいて、遊休農地や再生困難である農地は年々増加傾向であることは認識しているところであります。同時に、再生困難である農地においては非農地として認定しております。こういった状況でありますので、耕作放棄地としては横ばいですが、農地全体の面積は減少しております。耕作放棄地の対策ということではありますが、令和 6 年第 5 回定例会の 2 番、村上議員に答弁したとおり、増加傾向にある遊休農地対策として国、県において遊休農地の再生に対して支援しているところであります。事業内容は、農地の障害物の撤去などを軸にして、事業費は 200 万円未満までといったものですが、農地を再生するわけですので、耕作継続も要件となっております。したがって、国の補助制度があるにしても、現状として耕作者の確保ができていない状態では、耕作放棄地を再生した後の耕作は難しいと考えております。新地町に限らず、全国的に離農者が増えている現状でありながら、一方では新規就農者があることも事実でありますので、まずは借手となる担い手を増やすことが重要だと考えており、今後はその方策を考えてまいります。

2 点目、耕作放棄地解消に「農業版企業誘致」を定着させることができないかについてですが、新地町においては今月末に地域計画の公告を行うこととしております。今年度の計画においては水田を中心とした計画にしたところでありますが、毎年更新しながら農地の集約化を進める計画でありますので、次年度以降は畑についても計画をしていく考えであります。このため、今後は一定の効果を得ることができると考えてはおりますが、それでも高齢化による離農者が増えていることから、特に畑地の耕作放棄地は増加すると考えておりますので、地域外からの受入れも必要であると考えております。しかし、耕作放棄地は、耕作するに当たり条件が悪い場所が点在していることから、耕作者の確保が難しい状況にあります。また、実情は耕作放棄地の対応よりも現に賃貸借により耕作している農地の契約が解消される事案が多く、新たな耕作放棄地を増やさないためにそのような農地を新たに耕作する意欲のある農業者を探することが重要であるために、耕作者確保に努めているところであります。農業センサスにおける法人化としている経営体は 7 社あり、うち株式会社は 6 社となっております。そのうち農地を保有している経営体については 4 社となっており、いずれも町内の農地所有適格法人となっております。現在の農地所有適格法人については微増傾向にあり、今年度も 1 社が新たに法人化となり、現在は 10 社となっております。このような中、今月末には地域計画の公表を行いますので、意欲ある事業者はその地図を基に、より相談がしやすい環境になると考えております。また、農地の集約化を前提とした地区外からの受入れもしていく考えでありますので、地域計画の効果を期待しているところであります。

3 点目、後期計画の人口フレーム見直しはについてですが、本町は令和 3 年 3 月に令和 3 年度を

初年度とし、10年後の令和12年度を目標年次とする第6次新地町総合計画基本構想及び令和3年度から令和7年度の5年間を計画期間とする前期基本計画を策定し、第6次新地町総合計画の基本理念である「人と自然がともに輝き、笑顔あふれるまちづくり」を目指し、まちづくりを進めています。基本計画は、基本構想で示したまちづくりを進めるため、各分野における目指す姿や課題を明らかにし、課題を解決するための必要な施策を示すもので、前期基本計画の計画期間が令和7年度で満了するため、令和8年度から令和12年度を計画期間とした後期基本計画を策定するものであります。なお、後期基本計画の策定に当たって、将来人口、世帯数フレームの目標値については、国内の少子化等に伴う人口減少社会の状況も踏まえつつ、今後の動向を予測して適切に見直しを行ってまいりたいと考えております。

4点目、基本計画をどう見直すかについてですが、第6次新地町総合計画基本計画の策定に当たり、昨年11月、第1回新地町総合計画策定本部会議を開催し、後期基本計画の策定方針を決定しました。策定方針の中では、特に4つの事項について留意し、策定することといたしました。1つ目としては、将来人口等目標値については、国内の少子化等に伴う人口減少社会の状況を踏まえつつ、今後の動向を予測して適切に修正を行うものとする。2つ目として、前期基本計画の進捗状況及び効果等を点検、評価するとともに、まちづくり環境の変化等も考慮しながら継続性のある計画とする。特に将来人口と目標値の修正に伴い、少子化対策、高齢化社会への対応、人口減少社会における持続可能なまちづくりを念頭に計画を策定するものとする。3つ目として、国、県等の上位計画及び各種の個別計画との整合性に配慮しながら本町の特性を活かした独創性のある計画とする。4つ目として、計画策定に当たっては、町民のまちづくりへの参加を促すため、町民と行政との協働作業による計画づくりを目指し、町民に分かりやすいものとするとしております。これらの事項について、特に留意しながら第6次新地町総合計画後期基本計画策定方針に従って後期基本計画の策定を進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 ただいまご回答いただきました。

再質問を申し上げますけれども、耕作放棄地の現状でありますけれども、農地パトロール等で毎月見て歩いているということでもあります。見て歩いても、実質的な何か対策を講じないと前に進まないと思います。こういうふうに見て歩いただけでなく、具体的に施策が欲しいわけです。何か施策を行って、その結果を期待することが非常に大事であると思います。この辺について再度伺います。

○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 ただいまの質問に対してお答えいたします。

まず初めに、耕作放棄地でございます。こちらに関しての現状と申しますと、農業従事者の減少、

そして高齢化による耕作放棄地が増えているというのが実情でございます。そういった中で、今質問がありました農地パトロールをして具体的にどのような施策を行うのかというような部分でありますけれども、荒廃農地とならないための放棄地予防対策の一つといたしまして、農地の中間管理事業がございます。この事業は、高齢化や後継者不足などで離農し、耕作を続けることが困難になった農地を農地バンクが借り受け、担い手などに貸し付けるものであります。町といたしましても、そういった農地バンクへのあっせんや仲介を行いながら、この耕作放棄地の対策の一つの部分で今後も継続して事業を進めてまいりたいと考えております。

以上であります。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 農地管理機構ですけれども、これにあっせんを依頼していくというようなことであります。何か施策が欲しいわけでありまして、そういった中でもこういう管理あっせんを踏まえてその辺について進めていただきたいと思います。

そして、農業版の企業誘致でありますけれども、今もお話ありましたけれども、法人を含めて10社になるというようなことでありますが、この矢吹町のようにこういった遊休農地、耕作放棄地を活用して農作物を作っていくという、企業に町は何もしなくていいわけですが、そういった企業に依頼をしたら企業が農業へ、農地化していくというような考えでありますけれども、この辺について再度お伺いをいたします。

○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 農業版企業誘致についてご回答いたします。

まず、耕作放棄地を持つ農業者と農業に関心のある企業を仲介する矢吹町、先ほど議員申しましたが、こちらの部分で所有者の意思把握や企業向けの情報発信を開始して、農地再生の新たな一手として注目が上がったものであります。議員もおっしゃるとおり、地域の固有から町外へと目を向けた中で進出する企業を検討するということで、オンラインセミナーなどを通して発信しているもので、農業関連企業と連携して進めている状況であります。町としましても、まだこのシステムについては情報不足であります。企業側が農地を所有するのか、賃貸するのか、それとも農業を行うに当たりの確かな企業なのかなど、不安要素も持っている中での仲介、あっせんとなりますので、慎重になってまいります。また、福島県におきましても、農業事業への参入を検討されている企業の相談も行っておりますので、福島県の制度を活用するとともに、この制度について情報の収集と調査研究の時間をいただきたいと思いますので、ご理解をお願いいたします。

以上であります。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 この企業誘致の中身についてまだしっかり理解していないというようなことでありまして、県の制度を活用しながらしっかり前に進めるというようなことだったと思います。

そういう中であって、先ほど私も言いましたけれども、こういった企業誘致を進めていけば、15行政区の中に1つくらいずつ進められると。こういった企業誘致を進められれば、大変農業も基幹産業らしくなるのではないかなと思いますけれども、この辺について再度伺いをいたします。

○遠藤 満議長 岡崎利光副町長。

○岡崎利光副町長 ただいま議員おっしゃられましたとおり、担い手の農地の集積、そして集約等々、いろいろな各種事業があるかと思います。農業委員会関係、そして関連する企業団体といった部分の横の連絡を取りながら、そして密にしながらこの耕作放棄地に向けた事業を展開してまいりたいと思います。

以上であります。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 ぜひ横の連携を密にして、農林水産課、農業委員会の日常の業務のほかにもう一つ何かやっていけないといけないと思いますので、しっかり対応をしていただきたいと思います。

次に移ります。人口フレームでありますけれども、これまでの目標値は人口減少、高齢化等によって既にこの数字が先ほど言いましたように達成しているというか、もう過ぎているわけです。人口にして226人、それから戸数で239に減少しているというようなことであります。そういうことで、大変この目標値というのは甘かったのではないかなと思いますけれども、もっと固く、厳しく見る必要があったのではないかなと思いますが、どうでしょうか、この辺について伺います。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 今、八巻議員から、設定が甘かったのではないかとということをご指摘であります。まさにそういうものかもしれませんが、この第6次の総合計画を策定する段階で、議員の中からもその委員の中に入っていただきましたが、本来は町はもうちょっと厳しいやつでやる予定でありました。ただ、この総合計画は少し夢があるものでなければ駄目だということで、人口フレームを少し町が考えているよりも上げた。そして、それは町の努力目標というようなことでさせていただいた経過がございますので、今八巻議員が甘いのではないかというご指摘は真摯に受け止めていきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 6番、八巻秀行議員。

○6番八巻秀行議員 これからの5年間、後期計画をつくるに当たってその町の将来を見据えた数字というものをしっかり出していただきたいと思います。

そういう中で、あと5年で2030年を迎えますけれども、温室効果ガスの排出をしないフリー電力の導入、それからアンモニア供給拠点の整備というものをこの後期計画の中で位置づけする必要があるかと思います。この辺について伺います。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

施策の位置づけについてでありますけれども、後期計画 5 年の策定はこれから本格化するという
ことでありまして、これから総合計画の策定本部会議での検討とか総合計画審議会での審議、そう
いった部分を経て最終的には決めていくようなことになるかと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 6 番、八巻秀行議員。

○6 番八巻秀行議員 後期計画の中で総合計画の中身を審議していくというようなことであります。
しっかりとこの辺を明記して、どんどん前に進めるようなことをしないと、計画が、整備ができな
いような状態になったのでは困るなと思いますので、しっかり対応していただきたいと思います。

最後になりますが、今年は後期計画の策定年度であって、将来を見据えた積極的なまちづくりを
ご期待申し上げ、質問を終わります。

○遠藤 満議長 これで 6 番、八巻秀行議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午後 2 時 0 8 分 休 憩

午後 2 時 2 0 分 再 開

○遠藤 満議長 それでは、再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

3 番、牛坂毅志議員。

〔3 番 牛坂毅志議員登壇〕（拍手）

○3 番牛坂毅志議員 本日最後になりますけれども、ただいまから質問をさせていただきます。受付
順位 4 番、議席番号 3 番、牛坂毅志です。よろしくお願いいたします。私は、大堀町長が 2 期目、
もう 3 年目に入りました。町民に沿った政策を実行することに期待しながら、5 件の質問をさせて
いただきます。

まず、1 件目は、東日本大震災の大津波により被害を受けた大戸浜地区の復興が進まないことで
あります。それでは、質問の要旨に入ります。東日本大震災の大津波により、新地町の復興計画に
なくいまだ手つかずの状態であるが、今後町長はどのように進めていくのか町長の考えをお伺い
いたします。

次に、2 件目、スーパーの現状についてであります。たくさんの時間がたちました。それでは、
質問の要旨に入ります。スーパーが欲しいと切ない声が町民の多くから聞こえてきますが、現在ど
のような状態で今後どのように進めていくのか町長のお考えをお伺いいたします。

次に、3 件目です。障害者の交通機関に対する補助制度についてであります。それでは、質問の
要旨に入ります。障害者に対する交通機関の補助制度について、やはり障害者にも社会参加をさせ

ると、そういう意味で町長がどのように考えているのかお伺いいたします。

次に、4 件目です。町道の U 字溝の蓋の設置についてであります。これはいろいろなところからやはり声も出ていますけれども、真剣に向き合う必要があると思いますので、よろしくお願いします。それでは、質問の要旨に入ります。町道の維持管理で、U 字溝の蓋の設置について、どのように考えているのか町長の考えをお伺いいたします。

最後に、5 件目、今国会でも話題でありますけれども、高額療養費制度についてであります。それでは、質問の要旨に入ります。国民の生活と命を守るために、高額療養費制度の限度額引上げは撤回すべきことを国に要請すべきと考えますが、町長の考えをお伺いいたします。

以上で質問を終わります。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 3 番、牛坂毅志議員の質問にお答えをいたします。

初めに、東日本大震災の大津波により被害を受けた大戸浜地区の復興が進まないことについて、東日本大震災の大津波により、新地町の復興計画になくいまだ手つかずの状態であるが、今後町長はどのように進めていくのか町長の考えを伺うについてですが、東日本大震災で大きな被害を受けた沿岸部は、平成23年9月に災害危険区域に指定となり、その後復興交付金防災集団移転促進事業により、移転促進区域に指定し、被災者の再建事業として土地の買取りを行っております。買い取った土地の面積は42.8ヘクタールで、このうち32.9ヘクタールは道路、公園、民間の事業用地として活用されております。しかし、残りの土地9.9ヘクタールについては、その一部で建設資材の仮置場や現場事務所など一時的利用はありますが、現段階で長期利用での事業者の進出には至っておりません。事業者誘致については、これまで数社からの相談はありましたが、実現には至りませんでした。今後もこれまで同様、町のホームページやイノベーションコースト構想推進機構との連携を継続しながら取り組んでまいります。質問にあります大戸浜地区は、災害危険区域の未利用地の中でも最も大きなエリアとなっております。今後の土地利用や地域環境の整備については、既存の集落や主要地方道相馬亘理線、釣師浜漁港に隣接するなどの地域特性を考慮しながら、また災害危険区域であるため、法令上の制約等にも配慮しながら検討していかなければならないと考えております。

次に、スーパーの現状についての1点目、スーパーが欲しいと切ない声が町民の多くから聞こえてくるが、現在どのような状態で今後どのように進めていくのか町長の考えを伺うについてですが、現在町内では鮮魚、精肉、野菜といった生鮮食料品の購入場所が乏しい状況であり、スーパーマーケットの事業者誘致を進めているところでありますが、これまで交渉してきた事業者から、商圏人口が少なく、仮に建物の建築費用などの初期投資補助があったとしても進出は難しいとのことでありました。町といたしましては、さらに広く誘致活動を行うため、昨年11月、国内でスーパーマー

ケット事業を実施している民間事業者約20社に対し、ダイレクトメールにより当町事業用地の案内文書と併せ、進出意向アンケート調査を実施いたしました。アンケート調査でご回答いただいた事業者の中に前向きに進出を検討していただける事業者がありましたことから、現在その事業者に進出していただけるよう鋭意取り組んでいるところであります。できるだけ早くスーパーマーケット事業者が誘致できるよう、今まで以上に努力をしております。

次に、障害者の交通機関に対する補助制度についての1点目、障害者に対する交通機関の補助制度についてどのように考えているのか、町長の考えを伺うについてですが、町では新地町人工透析患者通院交通費補助事業実施要綱による通院交通費の助成、新地町重度身体障害者タクシー運賃助成事業実施要綱によるタクシー料金助成があります。また、しんちゃんタクシーの利用条件に重度心身障害者の方も入っております。それ以外にもJR、国内航空運賃、県内バス、県内タクシー、有料道路通行料金の割引がありますので、障害をお持ちの方の移動の支援になるよう積極的に活用を進めていきたいと考えております。

次に、町道のU字溝の蓋の設置について、町道の維持管理で、U字溝の蓋の設置について、どのように考えているのか町長の考えを伺うについてですが、道路側溝に蓋を設置することは、安全性の向上や交通の円滑化、動物やごみの侵入を防止することによる排水機能の維持などの効果があります。一方で、初期費用や長期的な維持管理費用の増加、大雨時の排水機能の低下、洪水時や大雪などの緊急時におけるアクセス制限といったデメリットも存在します。当町では、第6次新地町総合計画の中で交通安全対策の推進を掲げており、通学路を中心に交通安全施設整備の一環として側溝の蓋がけによる歩行空間の確保に取り組んでおります。令和元年度から昨年までの5年間の実績といたしましては、コンクリート蓋及び鋼製蓋が合計で4,220枚、延長として約2.2キロとなっております。今年度においても、約650枚の蓋がけを予定しております。当町の蓋がけについては交通安全対策としての取組が大半を占めておりますが、維持管理の一環としても取り組んでおり、実施に当たっては現場の状況や条件、その効果について十分に検討しながら進めております。なお、町道の側溝は、蓋がけ対応型のものと普通型の側溝があり、普通型の側溝については側溝自体を蓋がけ型の側溝に入れ替えることが必要となります。この作業には道路の開削や舗装の復旧費用などが含まれ、大きな経費が伴います。そのため、町では早期に効果を発現させるため、蓋がけ対応型側溝となっている箇所について実施することとしております。側溝の蓋がけについては交通安全対策としての実施が主となりますが、蓋がけ効果の一つである排水機能の維持にもつながっていると考えておりますので、今後も継続して取り組んでまいります。

次に、高額療養費制度についての1点目、国民の生活と命を守るために、高額療養費制度の限度額引上げは撤回すべきことを国に要請すべきと考えるが、町長の考えを伺うについてですが、国では高額療養費制度はセーフティーネットとして非常に重要な制度として捉えていると思いますが、今回の見直しは支給件数はほとんど変わりはないが、高額薬剤、高額レセプトが増えているため、

1件当たりの金額が非常に増えている。高額療養費と国民医療費の伸びを見ると、国民療養費を倍上回るペースで伸びています。今後も高額療養費制度のセーフティーネットをしっかりと守っていくために必要な見直しであります。そして、保険料負担を軽減していきたいとして議論が始まっていたと思いますが、3月7日の石破首相の発言では、「見直し全体について実施を見合わせる」と決断したとの報道がありました。また、見直しについては本年の秋までに改めて方針を検討し、決定することとしているので、町としては今後の国の動向を注視してまいりたいと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 ただいま町長から回答をいただきました。

それで、まず1件目……立たなくては駄目ですか。いいですか。

○遠藤 満議長 座っていいです。

○3番牛坂毅志議員 すみません、座って再質問させていただきます。

まず、1件目の件なのですけれども、やはり大戸浜の津波の跡地を、これ私だけでなく、今後時間がたてばたつほど整備は難しくなると思うのです。やはり負の遺産として将来に引き継がれる可能性が高まると思うのです。さらには、震災から14年が経過して、当時住んでいた住民の数も減ってきているのです。そういうふうなのも再度考えて、町長のもう一度前向きな考えを伺いをしたいと思いますので、よろしくお願いします。

さらに、この地区は相馬亘理線が東日本大震災前の計画と大幅に変更になった土地なのです。だから、土地利用も難しいと思いますけれども、やっぱり本当に大戸浜地区の防災集団移転の元地が町にとって、私は鹿狼山もそうですけれども、いろいろ観光地もあるのですけれども、新しい観光の名所になることを期待しているのです。それらも含めて町長の発言できる範囲でいいですので、もう一回考えをお聞かせください。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 今、牛坂議員から、大戸浜の防災集団移転元地の活用ということであります。これについては、私も就任当時からの思いは牛坂議員と同じであります。ただ、あそこの県道相馬亘理線が最後まで残ってしまったということで、非常にくぼ地が多くて、なかなか企業誘致の部分が進まなかったというのもございます。そういった思いもありますので、今鋭意あの部分をどうするかという構想を含めて担当課と協議をしながら、ただ非常に復興の予算はもう使えないという実態がございますので、その中で単独では難しいので、いろいろな補助事業を、活用できる範囲を活用しながらと思っています。ですから、短期間の中で整備することは非常に困難だとは思いますが、鋭意努力をしていきますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 今の町長の考えですけれども、やはり誰がやっても難しいと思うのです。ですけれども、あの場所を今の状態にしておくと、やはり通ってみると分かると思うのです。やはり特に日中、車の数も多い、相馬亘理線に。相馬に行く人、あと事業で通る人、それらの人たちに対しても、やっぱり復興がこれで終わったのかと、そういうようなイメージがものすごく新地町にとってマイナスになると思うのです。ですから、今の町長の回答は理解しましたので、今後私らも含めてやれることはやりますので、ぜひこの場所を観光地にするようなつもりで前向きに国にも要望してもらいたいと思います。この件はこれで終わりたいと思います。

次に、2件目について、やっぱりスーパーについては、老若男女問わずスーパーが欲しいという声はやっぱり途絶えることはないのですよ、聞いて歩いても。ですから、新地町の魅力を高めるためにも改めてやはり真摯に向き合って、それは民間に対する、先ほど町長の答弁にもありましたけれども、前向きに検討するような企業もあるのだと、そういうふうなものも含めて、やっぱり大胆な税優遇等もありますけれども、いろいろ町でできる範囲の誘致に対しての柔軟な、やはり一番最後ですから、検討も必要だと思いますので、再度町長の考えをお伺いいたしたいと思います。ただ、新地町は漁業地区なのです。それを忘れてはいけないと思うのですよ、町長。ですから、この地の利を活かして、スーパーができるまで待つのでなくて、やはり海産物とかいろいろな日々の食卓に並ぶ、そんなまちづくりも検討してみたらいいのではないかなと私も考えましたので、これ町長が判断する立場ですので、私はこういうふうに考えていますので、そこのところもう一回お聞かせ願いたいと思います。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 牛坂議員のスーパーマーケットに対する思いも十分に理解しまして、私自身も高齢社会の中の一員ですから、十分に理解をしております。ただ、相手があつての仕事でありますので、町がいくらやっても来ないものは来ないという思いはございますが、今担当課を含めて来てもいいような部分での企業と一生懸命今接触をしておりますので、それらを少し見ていただくというしかないかなと。ただ、それが今までの国の補助はほぼありませんので、県とのパイプももう一度構築をしながら再度そういった部分に取り組むよう働きかけをしていきたいと思ひますし、さらに町単独の持ち出しも、もしかすると成功した場合はかなりの金額が出てくるのではないかと考えられますので、そういったときは議員の皆さん方はぜひご賛同いただけるような取組もなっていって、我々執行部が安心してそういった事業に対する努力にお力をいただければと思ひております。

あと、スーパーが来るまでのつなぎとして鮮魚を含めたいろんなものをやったらという議員のご意見だと思いますので、それはそれとしてお伺いして、できるかどうか、あとは場所の選定いろいろあるかと思ひますので、それらをトータル的に少し判断をさせていただきながら考えさせていただきたいと思ひます。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 分かりました。ありがとうございます。やはりスーパーというのは目玉ですので大変だと思います。ですけれども、先ほどの大戸浜の件もなのですが、時間がたつにつれてやはり通われる人が他町村に行くこともできるのです、それは。今もやっているのですから。ですけれども、やはりスピード感を持っていかないと間に合わない人もいますのですよ、やっぱり。ですから、それらも含めて要望ですけれども、これらの人たちもいるのだということで町長も肝に銘じてもらいたいと思います。それは要望です。

次に、3件目、しんちゃんタクシーの助成サービス券があると。それは大変結構なことです。ただ、重度障害者のみと私聞いたのですけれども、これは障害者全員でなくて重度障害者のみでしょうか。そこを確認したいと思います。しんちゃんタクシーの助成。私の聞き違いか、何か重度障害者だけって聞いたのですけれども、障害者全員でなく。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

しんちゃんタクシーの部分についての助成登録証ですけれども、対象になるのは重度心身障害者にさせていただいてございます。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 それでは、重度、軽度というのもあるのですけれども、あと障害者全員ということではなくて、重度障害者のみということで確認していいのですよね。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 今、牛坂議員がおっしゃったとおり、対象は重度心身障害者の方でやらせていただいております。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 それでは、この助成サービスを、しんちゃんの対象者とか検討されたと思うのです。そのとき障害者全員でなくて、最初から重度障害者のみと、そういうふうな検討だったのですか。その辺をもう一度聞かせてください。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。

しんちゃんタクシー導入する際に様々な検討いたしました。基本的には、町内に住所を有する70歳以上の方がまず対象となります。それ以外の対象をどこまで広げるかという部分をいろいろ検討した結果、障害の部分については重度心身障害者の方を対象にすると、そういうふうに決定をさせていただきます。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 この件は最後にします。やはり障害者の社会参加ということも入れて、そこら辺は十二分に考慮していると思うのですけれども、弱い立場の人が重度、軽度と関係なく、障害者の人たちは、個人のことは言う必要ないのですけれども、やはり大なり小なり社会参加するのは大変なのです、やっぱり。そういうことも含めて、町長の優しいまちづくりと、そういうふうなのも気持ち的には町長もあると思うのです。ですから、ここら辺は決めたものはいいです。ただ、今後柔軟にこういうことも含めてぜひ検討してもらわないと、やはり障害者、重度、軽度、そういうような、悪い言葉で差別になってしまうのです。ですから、決めたものはいいのですけれども、今度修正する機会があればぜひ対応をお願いしたいと思います。これは要望です。

次に、4件目について、町長の考えは分かりました。ありがとうございます。ただ、やはり局地的なリスクは地域住民が一番理解していると思うのです。ですから、住民からの訴えが、これがあつた場合はやっぱりしっかりと応えていただきたいと。いろいろな町の財政的にもやっぱり難しいと思うのです、大変。ですけれども、声がかかったときはやっぱりやらないと、何か今度起きたときでは遅いのです、その件だけお願いしたいと思います。これも要望です。答えは要りません。

最後に5件目、町長の考えは分かりました。ただ、この件は、今国会でもやっておりますけれども、新地町の国保に係る問題でもありますので、国の動向とかそういうのにもよると思うのですけれども、町民の生命と健康、生活ですか、それを守るため、やっぱり不安に思っている町民は少なくないと思うのです。ですから、これは町長のリーダーとしてやっぱり関心を持って、引き続き国の動向を注視をお願いしたいと思います。

それで、もう一件だけちょっとお願いしたいのですけれども、新地町の国保における高額療養費ですか、これの支給の現状についてお伺いしたいのですけれども。何世帯あるか。

○遠藤 満議長 佐藤茂文健康福祉課長。

○佐藤茂文健康福祉課長 それでは、今の新地町国民健康保険の高額療養費の支給状況についてお答えいたします。

まず、高額療養費の支給につきましては、専門用語でちょっとあれなのですけれども、現物給付と、あと償還払いの方法による給付があります。まず、現物給付は何かといいますと、病院にかかった場合、保険証についています限度額を見て、それ以上は高額医療として医療機関は国保連合会を通しまして町に直接請求するような形になります。あと、償還払いにつきましては、1人で何箇所かの病院を受診した場合、それぞれの病院では高額に該当しないのですけれども、合算した場合には高額医療、自己負担の限度額を超える場合があります。そういった場合には、領収書を添えて役場に申請してもらおうという方法でやっております。そういったこともあって簡単に世帯とかちょっと出せないのですけれども、今分かっている状況でお話ししたいと思います。

まず、現物給付ということで町に直接請求するものにつきましては、年間の支払いが6,250万…すみません。これ令和5年度の実績になります。約6,250万1,000円になっております。件数につきましては626件となっております、月平均でいいますと約520万8,000円で、52件の請求となっています。こちらの件数につきましては1世帯とかではなくて、レセプトの件数、1人の方が病院に入院してほかの病院にも通院しているってなりますと2件と数えますので、簡単にちょっと世帯とは言えないのですけれども、月52件あります。あと、償還払いというものにつきまして役場に請求するものにつきましては年間554万5,000円の支払いがありまして、件数は565件です。こちらについては一人ひとり申請してもらいますので、世帯での申請となっております。平均しますと月46万2,000円で、47件の申請があります。

それで、どれぐらいの方が高額療養費支給されているかといいますと、これも大体の数になってしまうのですが、令和5年度のレセプト件数言いますと2万9,867件あります。先ほど言った償還分、現物給付分合わせてこれをレセプトの件数として置き換えた場合には1,191件の高額医療……

〔何事か言う人あり〕

○佐藤茂文健康福祉課長 1,191件になりますので、レセプトの件数でいえば約4パーセント分ぐらい。また、これを世帯で見た場合、病院から直接町に請求が来る場合も件数を1世帯として見た場合には月平均99世帯が申請していると見ますと、国民健康保険の世帯数令和6年4月1日現在で985世帯となっておりますので、大体1割、10パーセントの方が高額に該当しているのではないかと推測されますので、国民健康保険の被保険者の5パーセントの世帯の方が高額医療の支給を受けているのではないかと考えております。

以上となります。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 ありがとうございます。これは国会でもやっているのですけれども、私が言うまでもないのですけれども、やはり町長にもう一度町民が、このくらいのやっぱり関係者がいるということを頭に置いてもらって、この件については引き続き向き合っていただきたいと思いますので、お答えは要りません。よろしくお願いします。

以上で私の質問を終わります。ありがとうございます。

○遠藤 満議長 これで3番、牛坂毅志議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

午後 2時57分 散 会

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 3 号)

令和 7 年第 2 回新地町議会定例会

議 事 日 程 （第 3 号）

令和 7 年 3 月 1 8 日（火曜日）午前 1 0 時開議

第 1 一般質問

1 0 番 井 上 和 文 議員

1. 文化の振興について
2. 平和都市宣言の取り組みについて

2 番 村 上 勝 則 議員

1. 財政調整基金の運用について
2. 企業誘致と工業用地について
3. 円滑な行政サービスのための職員数について

出席議員（１２名）

１番	大	内	広	行	議員	２番	村	上	勝	則	議員
３番	牛	坂	毅	志	議員	４番	寺	島	博	文	議員
５番	吉	田		博	議員	６番	八	巻	秀	行	議員
７番	三	宅	信	幸	議員	８番	寺	島	浩	文	議員
９番	菊	地	正	文	議員	１０番	井	上	和	文	議員
１１番	水	戸	洋	一	議員	１２番	遠	藤		満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	大	堀	武
副町	長	岡	崎	利光
教	育	長	泉	田
総務課長兼 会計管理 者		齋	藤	高
企画振興課長		小	野	和
税務課長		中	津	川
町民課長		大	堀	勝
健康福祉課長		佐	藤	茂
農林水産課長 兼農業委員 会事務局長		加	藤	伸
建設課長		小	野	好
都市計画課長		岡	田	健
教育総務課長		木	幡	邦

職務のための議場出席者

事務局	長	佐	藤	武	志
書	記	千	葉	奈	菜
書	記	齋	藤	愛	斗

午前 10 時 00 分 開 議

◎開議の宣告

- 遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。
ただいま出席している議員は12名であります。
-

◎一般質問

- 遠藤 満議長 日程第 1、一般質問を行います。
通告順に発言を許します。
10番、井上和文議員。

〔10番 井上和文議員登壇〕（拍手）

- 10番井上和文議員 皆さん、おはようございます。東日本大震災と第一原発事故から14年を迎えました。犠牲になられた方々に改めて哀悼の意を表するとともに、被災者の皆さんに心からお見舞いを申し上げます。特に令和 3 年、4 年の地震もあり、生活再建と復興への努力を粘り強く続けてこられた皆さんに敬意を表します。また、深刻な津波被害被災地である岩手県大船渡市の山林火災で被災された皆様にも心からお見舞いを申し上げます。懸命に再建した高台の自宅が再び消失し、避難所暮らしや仮設住宅に戻ることの落胆、精神的苦痛は計り知れません。住宅の早急な確保はもとより、二重災害となっている被災者への特別の支援が必要であります。東日本大震災の痛苦の教訓を活かすことが政治に求められますが、能登半島地震などの大災害で同じ苦しみが被災者にのしかかっております。暮らしの再生、なりわいの再生のためにも、被災者生活再建支援金の引上げや対象を半壊、一部損壊にも広げていくなど、被災者が暮らしの再建に希望が持てる取組が必要だと思います。町長より報告がございましたが、町内でも建物火災があり、常備消防や消防団など関係皆さんの働きにより延焼は免れましたが、あのときもし大風が吹いていたらと思うと、集まった方々も含め、家並みや山が続いていたことから、かなり心配した面持ちで現場を見詰めていたわけでございます。震災14年目に当たり、改めて防災の取組を皆さんとともに重視していくことを申し上げ、質問に入ります。

最初に、文化の振興についてお伺いをいたします。最初に、観海堂の再建についてお伺いをいたします。大震災の津波で流された観海堂の再建につきましては、これまでも議会で訴えてまいりましたが、令和 4 年の 9 月議会の答弁では、平成25年度に観海堂復興委員会を立ち上げ、いろいろ論議してきたが、教育長答弁では、できる方法をもう一度掘り直して考えてまいりたい、町長答弁では、復興委員会の意見を待ちたいとなっておるわけであります。その後、復興委員会は開催されたのでしょうか。亡くなった委員の方もいらっしゃるの、新しい組織体として再編して取り組む必要があると思います。文化庁が平成30年に設置をした史跡等における歴史的建造物の復元の在り方に関するワーキンググループ、藤井東大名誉教授以下 8 名の令和元年 8 月に公表した取りまとめに

よりますと、1、史跡等における歴史的建造物の再現の意義、2、復元についての基本的な考え方、3、復元に合致しない現存しない歴史的遺産建築物の史跡等における再現について、4、再現された歴史建造物についてを細かく提言をしております。また、史跡等における歴史的建造物の再現の意義について、往時の歴史的建造物が失われ、大地に残された遺構のみとなっている史跡等においては、その本質的な価値が理解されにくく、歴史像が描かれづらい場合があり、効果的に再現することにより歴史と文化の資源を活かした地域づくりが期待でき、市民の誇りの醸成や観光資源としての魅力向上につながるとしてしております。報告書では、復元、復元的整備、再現の3つの手法の意味を説明しており、復元は基準に基づき往時の規模、構造、形式等を忠実に再現する。復元的整備は、利活用の観点から、外観を忠実に再現しつつ、内部のデザイン、構造を一部変更して再現する。再現は、復元、復元的整備、その他の再現となっており、史跡等に整備される建造物にはトイレ、休憩所などの便益施設や管理施設などもあるとなっております。いずれにせよ、目黒重真が中心となり、学制発布前、明治5年に氏家閑存を初代校長に迎え、観海堂が福島、宮城両県の中で最も古く設立された共立学校と考えられ、その歴史的意義から、津波で全壊、流失しても、平成30年2月に観海堂跡と名称を変更し、教育やまちづくりの重要な史跡となっているわけでございます。言わば新地町の教育、まちづくりの原点とも言える観海堂の再建についてご所見をお聞かせください。

次に、学芸員の確保についてお伺いをいたします。学芸員は国家資格であります。大学で所定の単位を修得すればいいので、年間取得者数は1万人程度とみなされております。これは、文部科学省の学芸員制度各国比較の調査であります。しかし、2018年、文部科学省社会教育調査によれば、全国の学芸員は8,403人とのことです。これは採用そのものが非常に少なく、募集のほとんどが学芸員が辞めた後の補完が多いので、就職のチャンスが少ないという問題のようであります。学芸員は単なる資料管理者ではなく、地域文化の保護と活用、地域の文化教育の推進、観光資源としての文化の活性化、地域コミュニティー等の連携、学術的、専門的な視点の提供など、地域文化の魅力、価値を町内外に広げることができます。まちづくりにおいて専門的な知見の提供や未来へつなげる取組のためにも学芸員の確保が必要だと思っておりますが、ご所見をお聞かせください。

次に、国指定、県指定等の史跡の固定資産税は非課税にすべきでないかということについてお伺いをいたします。文化庁のホームページを見ると、「文化財を保有する個人、又は法人の方へ」として、文化財の保有に関する優遇措置として、国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡、史跡、特別名勝、名勝、特別天然記念物、天然記念物等である家屋またはその敷地の固定資産税及び都市計画税は非課税であり、根拠法令として地方税法第348条第2項8号に文化財保護法の規定によって指定された家屋またはその敷地として固定資産税を課することができないとしてうたわれております。ここでいう史跡とは何か。平成29年11月に文化庁が出した文化財に関する基礎資料によれば、貝塚、古墳等、都城跡等、社寺跡等、交通施設その他経済・生産活動に関する遺跡等となっております。新地町の教育要覧を見ると、国指定の文化財として、昭和5年、新地貝塚附手長明神

社跡、県指定として、昭和43年、三貫地貝塚、白幡のいちょうは平成9年、福田十二神楽は重要無形民俗文化財として指定されております。さらには、町指定として、平成16年に藤崎にある大般若経600巻がそれぞれ指定されておるわけでございます。質問に先立ちまして、民地所有者の新地貝塚の地権者3人、三貫地貝塚の地権者1人にそれぞれお話を伺ってまいりましたが、いずれの地権者も税金が取られており、自分の土地であっても勝手にできない、自分のものでないやうだと、税金云々よりも町で買い取ってもらいたいという話でございました。地方税法348条に基づき、史跡に関する民地は非課税にすべきと思いますが、いかがでしょうか。

次に、文化の振興についてお伺いをいたします。今、交流センターを拠点として様々な文化事業が行われております。令和5年度から福島再生加速化交付金を活用し、新地出身の画家の皆さんによる美術展、三村合併70周年記念事業としての檜枝岐歌舞伎しんち公演、チェロ・リサイタル、縄文文化企画展等が実施されており、今年度もアートのまち「新地」創造・アートの魅力発信事業として、絵画展、遠藤新展、モニターツアー等が計画されているようであります。ただ、福島再生加速化交付金は3年間で一区切りということもあり、今後どう発展、継続していくのが課題であります。もう一つは、文化財の保存と活用であります。平成31年4月に文化財保護法が改正をされ、都道府県は文化財保存活用大綱、市町村は文化財保存活用地域計画の策定が制度化されました。福島県では令和2年に大綱をつくり、基本方針、文化財の保存と活用を図るために講ずる措置、市町村への支援の方針等、県が講ずる措置をうたっておるようであります。市町村の計画策定は市町村の自主性に基づいて行われるため、法的義務というよりも地域の文化や歴史を次世代に継承するための責務として位置づけられ、国、県も市町村の取組を支援し、専門的な助言や財政的なサポートを提供するわけであります。また、新地町には統一した民俗資料館、いわゆる郷土資料館というものがございます。本議会での総務文教常任委員会報告でも、資料館等の設置検討も進められたいとなっているようであります。また、この間の新地町教育予算全体の教育関係、文化関係の推移比率を見ますと、令和2年度で教育予算の比率が92.67パーセント、文化関係は7.33パーセント、令和3年度で94.08パーセント、文化関係は5.92パーセント、令和4年度で教育関係89.06パーセント、文化関係10.94パーセント、令和5年度で教育関係81.01パーセント、文化関係は18.99パーセント、令和6年度は当初予算であります。教育関係84.5パーセント、文化関係15.5パーセントとなっております。文化財の保存と活用、地域計画策定も視野に入れながら、町全体の文化の振興の取組についてご所見をお聞かせください。

大きな質問の2つ目は、平和都市宣言の取組についてであります。昭和63年3月に、新地町は平和宣言をいたしました。「青い空、青い海、緑の大地、あふれる大自然の中で悠久の歴史を受け継ぎ、豊かな暮らしを築くことは、私たち新地町民のみならず、平和を愛する全ての人々の共通の願いである。しかし、地球上では、今や核が平和利用の域を超え、世界の平和に深刻な脅威をもたらしている。私たちは、世界唯一の核被爆国という痛みの中から、世界中に核兵器の廃絶を強く訴え、

そして平和な社会を育み築いていくため、新地町は日本国憲法の理念である恒久平和を実現するため、全世界の人々と相携えて永遠の平和確立に努力することを宣言する」というものです。今から37年前に、過去の脅威を憂い、核兵器の廃絶を新地町として強く訴えるという内容になっております。2024年、昨年、ノーベル平和賞が被爆者の立場から核兵器廃絶と原爆被害への国家補償を訴えてきた日本被団協、日本原水爆被害者団体協議会に送られました。代表委員の田中熙巳さんは、ノーベル賞受賞演説でこう訴えたわけであります。「想像してみてください。地球上に1万2,000発の核弾頭が存在し、直ちに発射できる核弾頭が4,000発もあるということ。広島や長崎で起こったことの数百倍、数千倍の被害が直ちに現出することがあるということ。締めくくりには「核兵器は人類と共存できない、共存させてはならない。人類が核兵器で自滅することのないよう、核兵器も戦争もない世界の人間社会を求めて共に頑張りましょう」と挨拶をいたしました。日本被団協は、国内外の集会での証言や国連演説にも取り組み、核兵器の禁止、核廃絶を求める国際署名を世界に呼びかけ、2020年度末までに1,370万人の署名を国連に提出、2017年の核兵器禁止条約の制定を後押ししたわけであります。しかし、ウクライナでのロシアによる核の威嚇、ガザでのイスラエルの執拗な攻勢の中で核兵器の使用を口にする閣僚が現れるなど、市民の犠牲に加え、核のタブーが壊されようとしております。3月7日に閉会した核兵器禁止条約の条約国会議では、核兵器廃絶への揺るぎない決意を表明する政治宣言を全会一致で採択し、核抑止力は全ての人の生存を脅かすリスクだとし、核抑止克服の重要性を明らかにした報告書も採択をされました。残念ながら日本はこの会議にオブザーバー参加もせず、内外から失望と批判の声も上がっているようであります。今年是被爆80周年、そして終戦80周年の記念すべき年であります。サッカー日本代表の森保一監督は、ノーベル平和賞を受賞した直後に日本被団協にメッセージを送り、新聞の取材に応じ、「スポーツを通じて人々が理解し合い、友情を育む。スポーツが平和をつくる。安心してサッカーができるのも平和な社会があるからだ」として、「平和を伝えるのが自分の使命だ」と語っております。平和があるから、スポーツも音楽も学問も、趣味も仕事もできるわけであります。平和宣言町として、宣言文にある、核兵器廃絶を世界に訴えること等の文面があるわけでありますが、日本被団協のノーベル平和賞受賞をどう受け止めていらっしゃるのでしょうか。また、被爆80周年、終戦80周年の取組を通じ、恒久平和を町民と共に考えていくことについてご所見をお聞かせください。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 10番、井上和文議員の質問にお答えをいたします。

初めに、文化の振興についての1点目、観海堂再建について（検討委員会再編を含む）ですが、観海堂は東日本大震災の大津波で流失した後、平成25年度に外部の有識者で構成する観海堂復興委員会を立ち上げ、今後の方向性について検討してまいりました。観海堂復興委員会では、流失してしまった観海堂の県指定史跡の取扱いとその跡地の活用方法について検討を行い、まずは福島県の

史跡指定存続の確保に注力すべきとの意見から、県に申請をいたしました。観海堂は昭和41年、県史跡に指定されましたが、その後名称を観海堂跡地に変更され、平成30年2月6日に再指定されました。観海堂跡地の利活用については、観海堂の再建を含めた中で検討を重ねましたが、結論には至りませんでした。その後、令和元年度に跡地の一角に観海堂跡史跡説明板と氏家閑存報恩碑説明板を設置し、史跡の歴史について分かりやすく解説しております。また、JR新地駅前の土地区画整理事業を進める中、観海堂の敷地全体を第1号公園として整備をし、公園として整備後は観海堂公園として民間団体による屋外イベントが開催され、新たな交流の場として活用が進んでおります。さらに、今年度開催したアートのまち「新地」創造・アート魅力発信事業において大学生による新地アートフェスを開催しておりますが、その中の東北工業大学産業デザイン学科の生徒が産学共同研究とタイアップして、バーチャル観海堂を制作し、VR体験ができる制作作品の発表も行われました。福島県指定史跡の観海堂は、福島県で初めての共立学校として設立され、その建学精神「広い視野と深い思慮」は、現在の町の教育にもしっかりと引き継がれております。また、東日本大震災の大津波によって被災した震災遺構として、後世に伝承すべき大切な文化財の一つであるため、現在の利活用の状況等を再整備し、観海堂が果たしてきた役割を継承してまいります。

2点目、学芸員の確保についてですが、当町の学芸員の採用は平成5年4月に1名採用し、その後、平成21年3月に職員が退職して以降、今日まで学芸員は配置されておられません。博物館法により、博物館として登録を受けたものには学芸員を置くとされておりますが、当町ではこの中に含まれておられません。資料の収集、保管、展示等々にはその資格がなくても可能でありますので、現在は多くの遺跡発掘の現場経験がある職員を1名配置しており、歴史文化及び文化財の保存等を担当しております。まずはこれまでに発掘、収集した文化財の利活用を含め、保存や各種資料の整理を進めることに注力してまいりたいと思います。なお、ちなみに国立博物館は登録博物館ではなく、学芸員という役職は存在しないということでございます。

3点目、国指定、県指定等の史跡の固定資産税を非課税にすべきでないかについてですが、固定資産税の非課税については、地方税法第348条により定められております。その中の同条第2項第8号では、文化財保護法の規定によって国宝、重要文化財、重要有形民俗文化財、特別史跡、史跡、特別名勝、名勝、特別天然記念物もしくは天然記念物として指定された家屋またはその敷地は非課税と定められております。新地町にある国指定及び県指定の史跡のうち、土地に関するものは3箇所あり、それぞれの課税状況は次のとおりであります。1つ目は、小川地内、新地貝塚附手長明神で、国指定の文化財となっております。指定された範囲内のほとんどが個人の所有地で、農地、宅地として利用されており、現況地目での課税となっております。2つ目は、駒ヶ嶺地内にある三貫地貝塚で、県指定の文化財となっております。指定された範囲内の全てが個人の所有地で、農地として利用されており、現況地目での課税となっております。3つ目は、中島地内にある観海堂跡地で、県指定の文化財となっております。土地所有者が新地町となっているため、課税されておるま

せん。国指定の史跡、県指定の史跡、いずれも貴重な町資源であり、昨年12月には新地町三村合併70周年記念事業として、新地町縄文文化企画展を開催しております。貴重な史跡も後世に継承するため、まずは国指定の史跡新地貝塚について、指定されている史跡の範囲や管理方針を教育委員会と確認しつつ、他市町村の事例等を研究し、協議を進めてまいります。また、県指定の史跡三貫地貝塚については、他自治体の事例等を研究しながら検討してまいります。

4点目、文化振興の取組についてですが、町は第6次新地町総合計画に位置づけた「未来につながるまちづくり」の実現に向けて芸術文化活動及び歴史文化活動を推進しており、町民や各団体の自主的な文化活動を積極的に支援し、芸術文化を通して心のゆとりや潤いなど、町民の豊かな暮らしにつながるよう取り組んでおります。具体的には、令和2年にオープンした新地町文化交流センターを活用して文化、芸術、歴史などの各種事業を推進してまいりました。令和3年度から実施した新地町文化芸術振興事業では、町文化協会へ業務委託を行い、令和3年度は映画上映会を、令和4年度は映画上映会、民謡コンサート、うたごえ喫茶やジャズミニコンサートを開催し、令和5年度は映画上映会、ミュージックフェスティバルに加え、ズーラシアコンサートや雅楽を実施してまいりました。また、令和5年度、令和6年度と2年続けてアートのまち「新地」創造・アートの魅力発信事業に取り組み、「新地町の風土が生んだ4人の画家たち展」や「新地ゆかりの建築家 遠藤新展」を開催しており、新地町歴史文化振興事業については、縄文文化企画展の開催や史跡説明案内板の設置、縄文人骨レプリカ作成などに取り組み、郷土愛の育成と歴史文化の振興を図っております。今後も引き続きこれまで培った文化事業のノウハウを最大限活かしながら、町民や地域とのこれまで以上の連携促進、町民の文化活動の場となる文化施設の効果的な活用、また文化資源を活かした地域活性化の推進など、町の文化振興に取り組んでまいります。

次に、平和都市宣言の取組についての1点目、平和都市宣言の町として、日本原水爆被害者団体協議会、日本被団協のノーベル平和賞受賞をどう受け止めているかについてですが、新地町は日本国憲法の基本理念である恒久平和を実現するため、全世界の人々と相携えて、永遠の平和確立に努力することを昭和63年3月18日に議会で議決いただき、平和宣言をして、農村環境改善センター前に平和都市宣言の町という看板を設置しました。令和6年12月10日、ノルウェー・オスロにおいてノーベル平和賞授賞式が行われ、日本原水爆被害者団体協議会が同賞を受賞されたことについて祝意を表します。また、長年にわたり核兵器の廃絶や被爆の実相に対する理解の促進に取り組んでこられた日本原水爆被害者団体協議会がこのような荣誉ある賞を受けたことは極めて意義深いことと考えております。

2点目、被爆・終戦80周年の取組を通じ、恒久平和を町民と共に考えることについてですが、今年、広島、長崎に原爆が投下された日、そして終戦から80周年の節目を迎えます。広島、長崎に原爆が投下された8月6日と9日、そして終戦記念日の8月15日には、防災無線を通じ、サイレンを鳴らし、犠牲になられた方々に黙祷をささげ、ご冥福と世界の平和、そして核のない世界の実現を

今後も町民と願ってまいります。また、世界の情勢が少しおかしな方向に向かっているように感じられることもありますが、これからも恒久平和を願ってまいりたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 では、再質問を行います。

最初に、観海堂の再建についてということでございます。今の答弁におきましては、結論に至っていない、その役割を継承していきますよみたいな答弁ですが、令和4年9月の教育長の答弁、教育長が代わって、私知らないと言いながらも、今そういったことが続いていますから、いろいろ深くして、いろいろしっかり検討して、できる方向を模索していくといったような答弁がありました。この辺についてはどのような教育委員会内部で議論とかあったのか。

○遠藤 満議長 泉田晴平教育長。

○泉田晴平教育長 それでは、お答えをいたします。

観海堂の再建につきましては、先ほど町長答弁したとおり、平成25年度から外部の有識者等による復興委員会を立ち上げて、この利活用も含めて復元等するべきかどうかという検討をいたしました。結論は至らなかったわけですが、ポイントといたしますと、復元すべきかどうか、あるいは今先ほど議員おっしゃったとおり再現という方法もあります。あとは跡地としてただ単に公園化するかとか、費用の問題、人の管理の問題いろいろありまして、様々な角度から検討してきた経過があります。当時、一番はやっぱり史跡として県の指定を存続させるということが一番のポイントでありました。したがって、正確に申し上げますと、観海堂とは建物が史跡指定されているわけではなくて敷地が指定されているわけなのです。したがって、建物が流失した後、その敷地が津波等の防災の観点から5メートル近くかさ上げをすることになりましたので、史跡として、遺構として滅失をするのではないかと様々な角度から検討して、しかしながらその建学の精神、そういうのをずっと引き継いでいますので、何とかやっぱりそれは指定すべきだろうというのが議論の中心でありました。したがって、それが平成30年まで県の史跡指定が長引いたこともあって、その間具体的な復興検討委員会での議論がなされていないというところがあったので、中途半端な今状況になっています。今後ですけれども、今の利活用の状況、状態をやっぱりもう一度見直しをして、様々なイベント等が観海堂跡地でされていますので、そういうのをやっぱりつなげていくべきだろうとは思っています。しかしながら、観海堂そのものに焦点を当てたイベントというか、活用というか、そういうところはちょっと多少足りていないところがあるかなと思いますので、その辺からの視点も含めて、まずは内部でしっかりとその辺をもう一回整理をして、必要とあらば外部の検討委員会等もう一回立ち上げて、復元、再現、あるいは公園としての敷地活用、その辺をもう一回検討するような、そんなことも考えていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 前の議会の答弁では、観海堂復興委員会の結論を待ちたいというような答弁なのです。その後、開かれているのか。観海堂復興委員会はどこに行ったと。答申も何もしていないのですよね、まだ。それはどう今現在なっておりますか。

○遠藤 満議長 泉田晴平教育長。

○泉田晴平教育長 先ほど申し上げたように、平成30年の県の史跡指定の継続が決定するまで実質休会状態でありました。史跡指定がされて、その後、ではどんなまた利活用含めて検討するかというところがそれ以降されていないと。現在、復興委員会はそのままされていないという状況であります。今後、再度復興検討委員会を開催するにしても、当時の委員の皆様方、もう亡くなった方もおられますし、ご存命の方も相当な高齢、もう90近い方もおりますので、当時のメンバーでというのはなかなか難しいと思っておりますので、その辺も、実質もう休眠状態でありますので、再度組織をして検討するという場合には、新たな委員の皆さん方をもう一度任命するというか、委嘱するというか、そういうようなことで探してこななければいけないかなとは思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 要するにずっと開催してこなかったということですね。議会でこういった結論を待ちたいという答弁が出ているわけですから、教育委員会としてはその復興委員会、もしメンバーがあればしたら再結成をしてやるとか、それがやっぱり行政の組織というものではないのかなと私は思います。いつの間にか、地震もありましたけれどもですよ、やっぱり組織というものが立ち上がっている以上、メンバーの方々、あれはどうなったのかなみたいな話がありますし、解散もしていないわけでしょう。それだから、やっぱりなぜ継続してこれなかったのかと、ここに対するきちとした反省が必要だと思うのですが、いかがですか。

○遠藤 満議長 泉田晴平教育長。

○泉田晴平教育長 実質というか、事実、現実としてその後の委員会が開催されておりませんので、そこはやっぱりしっかり我々事務局も含めて反省はするべきだと考えておりますので、今後については先ほど申したとおりでありますので、再整理をした上で、どんなような方向がいいのか再検討していきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 それで、1点確認だけしておきたいと思いますが、今答弁でも観海堂そのものが史跡ではないよと、土地なのだよという話ありましたね。でも、当初、指定されたのは観海堂ということで指定をされて、平成30年、流されたということもありましたけれども、跡地ということで名称を変更したと。この新地町の教育要覧にも書いてありますけれども。名称を変更したという

ことなので、その場所に観海堂があったということ、そのことが非常に歴史、文化、文化財保護法上も重要な視点なのではないかと私は思うのです。建物ではないのだ、跡地だけなのだみたいなのがどうも独り歩きしているような感じがしますが、その場所でやってきたということが非常に重要な課題であって、今文化財保護法も改定をされて、文化財の保存と活用ということに視点が置かれているわけですから、この辺についてやっぱりしっかりと再結成をして、専門家を入れて議論してほしい。再答弁をお願いします。

○遠藤 満議長 泉田晴平教育長。

○泉田晴平教育長 先ほどの私の答弁がちょっとうまく伝わっていない可能性あるのですが、以前も当初の史跡の指定も名称は観海堂という史跡の指定の名称です。ただ、現実的には建物ではなくて、今井上議員おっしゃったとおり、建学の精神とか歴史とか、そういうところから指定されたものでありまして、それが平成の大震災の大津波で全て建物は流失をした。その後、検討委員会でもそうですし、我々教育委員会でも、その史跡指定を継続させることがやっぱりとても大事なのですよというところから、そういうような復興委員会の意見もいただいて、何とか継続してほしいしてきたと。それが平成30年に史跡指定された。ただ、そのときにはもう既に建物が流失してなくなっていたものですから、県の文化財課というか、文化財審議会では観海堂という名称ではなくて、本来の観海堂跡というような名称に変更されて指定をされたというところであります。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 いずれにしても、検討委員会これだと、今答弁もありましたけれども、新しい専門家、いろいろ今の時代の保存、活用とか地域振興なんかも含めた専門家を入れながら、検討委員会を再編をして方向性を出してほしいと思います。時間もありますので、次に行きます。

学芸員につきまして、新地町は学芸員いないけれども、いろいろ資料収集やっていますみたいな話がありました。昨日も駒ヶ嶺公民館の分館の話も出たわけですが、いろんな企画展とかいろいろやりますね、町全体で。そういう中で、町外、あるいは外国からも来るかもしれません。ここでいろいろ説明を求められる。やはり学芸員というのは単純に資料収集をするとかあれするだけでなく、専門的な知見をやはり文化活用、資料を活用する計画などの提言をしていくとか、やっぱりそういったことで非常に大事な課題なのだと思います。今学芸員もなかなか就職難だという話もお聞きをしたわけですが、確保、やはりこれも学芸員1人いればいいのかなということではないのだろうと思う。本当は専門的な、非常に歴史でもあれでも専門的なスタンスですから、やっぱり専門的なお互いのやり取りというのも大事なのかなと私はお聞きしました。先般、相馬の歴史の関係聞くと、よく新地の担当の方来ますなんていうことで、そういうことやっているやにお聞きをしましたけれども、やっぱり町内でも専門的な形の意見のやり取り、これは普通一般の行政でもそうですよね。政策をやるのにほかの、お互いにいろいろやり取りする、そういうところによっ

ていいものを持っていくと。そういうことで、ぜひ私は学芸員は必要だと思うのですが、この辺での採用を考える方向性、もう一回再答弁お願いします。

○遠藤 満議長 泉田晴平教育長。

○泉田晴平教育長 学芸員の確保についてでありますけれども、先ほどの町長の答弁のとおり、まずはただいま大変な発掘した資料等があります。その再生というか、そういうことがまず必要だなと考えております。それはある程度分類をしなければいけない。それがある程度できた段階で、ではそれをどう活用するのかとか、保存するのかとか、そういうようなことに次の段階でいろいろ考えていくのかなと思っております。今様々な遺物があるのですけれども、それを整理するだけでも多分数年単位で時間がかかると思っております。当然その中には今の担当者の中でも判断ができないものとか、そういうことが出てくるかもしれないので、そういうところはやっぱり専門の方々の力を借りながら内容を確認するとか、そういうことが必要になってくると思います。今申し上げたとおり、そういうところがある程度整理ができた上で、その次の段階で学芸員の確保等というのは考えるべきかなと思っておりますので、今現在のところは新たな学芸員への採用というところにはまだ考えが及んでいないというところであります。

なお、学芸員と一言で申し上げても様々な分野の専門の学芸員がおります。それこそ美術の分野とか、あるいは宇宙や天文の分野とか、自然、地理の分野とか、歴史でもそれこそ古代のところから近代までの歴史の区分の中でも様々な学芸員の分野がありますので、一概に学芸員といっても、例えば募集をしても応募をされる方のその専門性によっては新地町の今の今後必要な学芸員というところには合致しない可能性が多々ありますので、そういうところも、どんな分野の町の場合学芸員が必要なのかというのもきちっと吟味をしながら、募集するときにはその辺も含めて町部局ときちっと連携をしながら考えていかなければいけないなと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 答弁に学芸員いろいろ分野がある云々かんぬんありましたけれども、国立博物館とか民俗資料館とかがあるわけではないのですから、新地町では必要な関係は歴史関係だけだと思います、今、現段階では。ですから、私が言いたいのは、やはり資料の収集とあれをやっていると言いましたが、5年も10年も20年も永遠にやるわけでは何もありませんよね。やっぱりきちっと年次計画を持って、それが先ほど言った文化財の保存と活用の計画なのですけれども、教育委員会が年次計画を持って人も配置をしながらやっていくと、その中の延長に民俗資料館であるとか、あるいは、観海堂が今の段階でどうなるか分かりませんが、そういう方向のことも全体を視野に入れながら計画をしていくと、そういうことが非常に大事だと思います。そういう方向で、時間もありませんからこれまでにとどめておきますけれども、進めていただければと思います。

次に、固定資産税の減免であります、先ほど現況課税していますよとありました。地方税法348条

第 2 項第 8 号で非課税にしないと、こういうことをうたっているわけですが、これより現況課税が上位に来るのかどうか、法的根拠についてお聞かせください。

○遠藤 満議長 中津川秀樹税務課長。

○中津川秀樹税務課長 ただいまの議員のご質問にお答えいたします。

法的根拠ということですが、先ほどの答弁にもありましたように、まずは地方税法での非課税がうたわれていると。ただ、現在は現況を見ましても農地として収益の上がっているような形での土地利用ということです。ただ、今の質問の上位に来るのかという部分で、法的根拠の部分につきましてはちょっとそこまで調べ切っておりません。過去の部分もあると思いますので、今後協議の中で調査をさせていただければと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 文化庁の文化財第二課、記念物の保護の仕組み。「史跡等の指定地において現状を変更したり、保存に影響を及ぼす行為を行ったりする場合、文化庁長官の許可が必要となる。現状変更等の制限は史跡等の保護にとって必要なものですが、指定地の所有者等にとっては財産権に損失を生ずる場合がある。そのため、国庫補助により地方公共団体の土地等を買収することによって実質的な損失の補填を行い、史跡等の保護と財産権の尊重との調整を図っている。また、固定資産税の減免など、税制上の優遇措置も取られている」と文化庁が言っている。やはり地方税法、これに基づけば非課税になるのではないかと私は思いました。

もう一つは、今農地の話ありましたが、ある地権者の方、もう93歳ぐらいなのではないでしょうか、あと五、六年できるかといったらば、今年できるかどうか分からない、結局運転免許証も返納されたそうです。1 輪車で肥料を畑にやっていたそうですが、とてももうできないという嘆かわしい話をしておりました。それで、同時に、史跡指定地で崖とかああいうところの草も刈ってほしいと、こういった話も出ました。何人かお聞きしましたらば、本来は町で買ってほしいというお話もあったわけですが。ただ、お金もかかりますから、せめて維持管理という点で、やっぱりしっかり草刈りとか、指定地、ここにありますがけれども、貝塚で3人、三貫地では20人ぐらい地権者いるようですけれども、管理の草刈りというのをもっと光を当てて、しっかりとここが文化財の土地なのだよというようなことも大事なのかなと思います。今税務課長がいろいろ研究、検討しますということでありましたけれども、しっかりやっぱり税金取られていると、財産権が非常に、縄文ファームなんかも一回やっていたようですけれども、三貫地で、一々県に届ける。解体するときも一々図面を出して、大変な思いをしているというような話も伺いました。13年ぐらい続いたそうですけれども。そういった地権者のことを思うとやっぱりこの非課税、税法にうたってあるわけですから、これについてしっかり議論をして、現況課税が正しいのかどうか、そこもしっかり税務課と責任を持ってやると。もしそれが間違っていたのであれば、地方税法417条の1項、重大な錯誤だったということ

であれば当然今までのお金の返還も出てくるのだろうと思いますから、しっかり調査をしてほしいと思います。

文化の振興ぜひ、私が言いたいのは、町全体の文化の振興の中で、やっぱり町が全てやるということではなくて、ここにも書いてありますが、新地町郷土史研究会であるとか、文化協会であるとか、各種団体をいかに育て上げていくか、ここが大きな主眼だと思います。町がそれをいかにサポートしていくのかと。町全体の文化の底上げというのですか、こういったことをやっぱり広げていって、これを次の世代に残していく。学校なんかでもこういった歴史のことであるとかいろんなこととかやっていますけれども、これを常に次の世代に継承していくということが非常に大事なのだろうと思います。この点についての答弁を1点お願いします。

○遠藤 満議長 泉田晴平教育長。

○泉田晴平教育長 そのとおりだと考えております。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 最後に、平和の問題お伺いします。

新地町の平和宣言、核兵器廃絶を世界に訴える、37年前にこれをやって、最近看板も新しくしたやに伺っております。特に今年は80周年という記念すべき年なのです。ですから、先ほどサッカーの監督の話もちょうと紹介しましたがけれども、やっぱり合併70周年でいろんな冠事業やりましたけれども、平和の問題に特化をしたいろんなコンサートであるとか、特化をしなくてもいいのです。いろんなことをやれるのは平和な世の中があってしかるべきだということで、そういった記念をした各種事業というものを視野に入れながらやっていくと。町民と共に平和をもう一度、80周年という節目に当たってきちっと考えていくというような取組が大事なのかなと思いますが、この辺での推進方お聞きをして質問を終わりたいと思います。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

○大堀 武町長 今、井上議員の質問のとおり、ただ行政だけに全てを投げかけるのではなくて、それぞれ文化協会があったり、郷土史研究会があったり、やっぱりそこが主体的に少し動いてもらえれば、ただ町にあれやれ、これやれってちょこちょこ、ちょこちょこやるのではなくて、やはりそういった事業の中でこの80周年の記念の部分ができれば町もできるだけ参画をしていきたいとは思いますが、そういった取組をこれからも町としてはやっていきたいと思います。

以上です。

○遠藤 満議長 これで10番、井上和文議員の一般質問を終わります。

ここで暫時休憩いたします。

午前11時00分 休憩

午前11時10分 再開

○遠藤 満議長 それでは、再開します。

休憩前に引き続き一般質問を続けます。

2番、村上勝則議員。

〔2番 村上勝則議員登壇〕（拍手）

○2番村上勝則議員 受付順位6番、2番、村上勝則でございます。前置きはさておき、直接入らせていただきます。

まず第1点、財政調整基金の運用についてでございます。条例の制定により財政調整基金を積み立てていますが、ここ数年での使途計画はあるのかどうか、また基金の運用についてどのような考えを持っているのかお伺いいたします。

要旨の2点、近年の物価高騰により市中金融機関への預貯金が目減りする状況にあります。町は、一部地方債の購入等に充ててはいますが、大いに評価できるものと私は考えます。しかし、株式以外の運用が認められている金融商品への運用枠拡大を行うべきと私は思いますが、町長の考えはどうかお伺いいたします。

3番目、債券や投資信託には低リスク商品が数多く販売されており、その法定果実の確保が町の財政に寄与するものと考えているが、町長の考えをお伺いいたします。この件に関しまして、私の友人がかつて、大分前ですけれども、仙台市職員共済組合というところに三、四年勤務したことがありました。何をするとよく当時私も分からないので聞いてみたところ、いわゆる職員から集めたお金を退職金として管理する、あるいは当時共済年金、これの管理、あるいは職員の貸付けを行うという内容なのですが、最後に運用というものがあるのだという話を聞きました。運用というどんなことをするのか当時全然分からなかったものですから、いわゆる利子の高いところにお金を預けるのだという話を聞いたことがあります。そして、しばらくして、昨年なのですが、私の元職場の同僚、秋田県にいます。秋田の土崎港というところに住んでいます。その息子さんなのですが、東京の大学を出て、ある大手証券会社に就職したという優秀な方だと、親が言うので分かりませんが、そんな話を聞いてまして、昨年OB会がありまして話聞いたところ、5年ぐらい東京に勤めて、仙台に転勤になりましたというような話でした。それで、どんな仕事をしているのかというと、いわゆる一般の民間企業及び役所回り、外回りですね、そういったものを行っているのだということだったのですが、実は仙台市がどうしても来てくれないかというようなことで仙台市役所に入ったのだよという話を聞きました。中途採用ですし、民間登用というのを仙台市もやっているのかなということで、非常に感心して話を聞いたわけですが、仕事の内容、今市役所に勤めておりますけれども、直接私はその息子さんとお会いしたわけではないので分かりませんが、資産運用なのか、あるいは市債の発行なのか、その辺については定かではございません。しかし、親の言う話ですと、給料は下がるらしいけれども、異動がない分よかったのでは

ないかなということをおっしゃっておりました。金融商品というのは、かつてはいわゆる不労所得というイメージがあって、あまり勧められないといいますが、よく思われない時代があったと思います。しかし、近年の社会情勢を見る限り、例えば国が個人向けNISA、iDeCo、そういったものを推奨しているということから、否定的な考えは大分薄れてきたのかなと思います。実際物価に関する問題を考えますと非常に、昨年3パーセント以上の物価上昇率になっております。今年も2.8パーセントぐらいではないかと言われておりますけれども、これが30年程度、32年という試算のようですけれども、そのままにしておけば資産は半減するという話がと言われております。そういった意味で、資産運用に関してお尋ねいたします。

第2点、企業誘致と工業用地についてであります。町内には、沿岸部にエネルギー関係の企業があるものの、製造業の誘致には人口増を目指す必要があると思うが、町の考えはいかがなものかということでお伺いいたします。

2点目、現在策定中の第6次総合計画後期計画の中には、新たな工業団地の計画は入っているのかどうかお伺いいたします。現在、空いている工業団地としては、旧駒ヶ嶺小学校の跡地があります。13行政区では、大雨降った場合の避難所として、車で逃げられる場所として、夏に草刈りを管理しているという状況ありますけれども、ここは非常に近隣に住宅がありまして、用途として限られております。このために新たな工業団地が必要なのかなということで、工業団地の主目的というのは雇用の場の確保、これが第一だと思います。それと、人口流失の防止、転入増加と、目的はこの辺にあるのかなと思いますが、総合計画の中ではどのような位置づけにされているのかということをお伺いしたいと思います。

第3点、円滑な行政サービスのための職員数についてであります。1番、円滑な行政サービスのためには、適正な職員数の配置が必要である。町の人口規模、業務状況等から見て、職員数の過不足はないのか、また7年度の新規採用はどのような状況なのかお伺いします。

2点目、一般的に役所といえども、以前と異なり応募者が少ない傾向にあります。待っていては応募者は来ない時代であり、特に技術系や専門職は応募者がなく、各自治体とも苦慮し、いろいろな策を講じているが、町の考えをお伺いするということでございます。採用に関してはおやりになっているということではあると思いますけれども、以前、昨年の決算時だったかと思いますが、適正職員数は大体140名、それに対して約13名ほど不足しているという話がございました。確かに採用すれば金もかかります。我々現役の頃、上司に採用をお願いしても、1人当たり1億5,000万円から2億円かかるのだよと、そんなにかかるのかということ、給与及び社会保障等折半分を含めて生涯賃金にするとそのぐらいかかるのだそうですけれども、今であれば2億円余りはかかると思います。そういった中で、人を募集する努力というものが需要ではないかと考えております。ちなみに、水道企業団、私も議員やっておりますけれども、7年度から技術関係に関して、令和に入って技術系職員数が一人も採用されない。応募があっても結果的に先方から断ってくるという状況だ

ったのだそうです。そこで、奨学金制度をスタートさせようということで、7 年度から始めるということで、内容的には技術職を募集するために、大学あるいは短大等に通う場合、月10万円の奨学金を支給すると。それで、結果的には卒業後10年間勤務すれば返還不要ということになっているようなので、こういったどんな方法であれ、新たな方策を考えなければ人が来ないのかなと。役所といえども例外ではないといいますが、民間は人が集まらないという話をよく耳にしますけれども、かつて役所といえば応募者が多くて、私なんか就職する頃には倍率何倍ということだった記憶がございます。そういった意味で、これに対する対応として町はどのように考えているのか、お伺いいたします。

以上 3 点、7 要旨についてお尋ね申し上げます。よろしくお願いいたします。

○遠藤 満議長 大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 2 番、村上勝則議員の質問にお答えをいたします。

初めに、財政調整基金の運用についての 1 点目、条例の制定により財政調整基金を積み立てているが、ここ数年での使途計画はあるのか、また基金の運用についてどのような考えを持っているのかについてですが、財政調整基金は新地町財政調整基金条例により定められており、第 6 条で財政調整基金の使途について（１）から（５）まで規定しております。（１）として、経済情勢の変動等により財源が著しく不足する場合において当該不足額を補うための財源に充てるとき、（２）、災害により生じた経費の財源または災害により生じた減収を埋めるための財源に充てるとき（３）、緊急に実施することが必要となった大規模な土木その他の建設事業の経費、その他必要やむを得ない事由により生じた経費の財源に充てるとき、（４）、長期にわたる財源の育成のためにする財産の取得等のための経費の財源に充てるとき、（５）、償還期限を繰り上げて行う地方債の償還の財源に充てるときとなっております。このように、財政調整基金は財源の不足を生じた場合充てるものであることから、使途の計画を立てて充てる性質のものではありません。なお、新地町の一般会計予算は、財源不足により、財政調整基金を組み入れて予算を編成している場合がほとんどです。本議会で提案している令和 6 年度一般会計補正予算における財政調整基金の充当額は 3 億 4,494 万 5,000 円、令和 7 年度一般会計予算における充当額は 5 億 936 万 4,000 円となります。また、財政調整基金の運用についてですが、新地町財政調整基金条例第 3 条第 1 項に「基金に属する現金は金融機関への預金その他最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる」と規定しており、また地方自治法第 241 条第 2 項にも「基金は、条例で定める特定の目的に応じ、確実かつ効率的に運用しなければならない」とされております。つまり基金の運用については安全性の確保が何よりも優先されます。このことから、現在、財政調整基金の運用については、普通預金、1 年以内の定期性預金、5 年以内の地方債による債券、この 3 種類による運用を行っております。今後も安全性、確実性を担保しながら、極力有利な運用になるよう努めてまいります。

2点目、近年の物価高騰により、市中金融機関への預貯金が目減りする状況にある。町は、一部地方債の購入等に充てているのは大いに評価できる。しかし、株式以外での運用が認められている金融商品への運用枠拡大を行うべきと思うが、町長の考えはについてですが、先ほど答弁したとおり、財政調整基金の運用は地方自治法及び新地町財政基金条例により安全性の確保が何よりも優先されることから、現在、普通預金、定期性預金、債券、この3種類による運用をしております。それ以外の有価証券による運用につきましては、元本割れのリスクがあることから、今のところ考えておりません。また、預貯金以外の運用枠拡大につきましては、日本銀行のマイナス金利解除後、金利は大きく変化しております。近隣のある金融機関を例としますと、令和6年2月の大口の店頭金利は0.002パーセントでしたが、令和7年2月の店頭金利は0.125パーセントまで上昇しており、約62.5倍となっております。このように、現在、金利は上昇局面と言える側面もあることから、しばらくは1年以内の定期性預金による運用を中心に行っていきたいと考えております。

3点目、債券や投資信託には、リスク商品が数多く販売されており、法定果実の確保が町の財政に寄与するものとするものとするが、町長の考えをお伺いするについてですが、債券運用につきましては、令和6年より3億円、5年の地方債による運用を開始しております。また、先ほど述べましたとおり、しばらくは1年以内の定期性預金による運用を中心に行っていきたいと考えております。なお、財政調整基金の運用は、地方自治法及び新地町財政基金条例の規定により、安全性の確保が優先されることから、投資信託による運用につきましては元本割れのリスクがあることから考えておりません。

次に、企業誘致と工業用地についての1点目、町内には沿岸部にエネルギー関係の企業があるものの、製造業の誘致により人口増を目指す必要があると思うが、町の考えはについてですが、第6次新地町総合計画前期基本計画の施策において、安定した雇用の場の確保や企業立地・起業の促進を設定しております。安定した雇用の場の確保では、町内への移住や定住を促進するため、経済的に安心して暮らせることができるよう、産業誘致や既存産業の活性化に努めることとしております。企業立地・起業の促進では、町内工業用地、新地駅周辺事業用地や防災集団移転元地への企業誘致を進めることや、相馬港や周辺で展開されているエネルギー産業を含め、町内企業の事業拡大を要請することなどとしております。町内や相馬中核工業団地で操業している製造業の企業によりますと、雇用の確保に苦慮しているという話を伺います。住民の希望する就職先も、製造業のみだけではなく、他の業種への就労ニーズもあろうかと思えます。新たに製造業の企業を誘致することにより、既存企業の従業員が新たな誘致企業に流れるという懸念もあります。働く側とすれば企業が増え、就労先の選択肢が増えることは好ましいことですが、町といたしましては誘致企業、既存企業も含め各企業が必要な雇用を確保でき、安定して事業が継続できることも重要なことだと考えております。このような懸念もありますが、企業を誘致することにより誘致企業の従業員が当町へ移住され、人口増につながることも期待できます。製造業の誘致も人口増の方策として引き続き取り組

んでまいりたいと考えております。

2 点目、現在策定中の第 6 次新地町総合計画後期計画の中には新たな工業用地の計画は入っているのかについてですが、本町は令和 3 年 3 月に、令和 3 年度を初年度とし、10 年後の令和 12 年度を目標年次とする第 6 次新地町総合計画基本構想及び令和 3 年度から令和 7 年度の 5 年間を計画期間期間とする前期基本計画を策定し、第 6 次新地町総合計画の基本理念である「人と自然が ともに輝き 笑顔あふれるまちづくり」を目指し、まちづくりを進めているところであります。基本計画は、基本構想で示したまちづくりを進めるため、各分野における目指す姿や課題を明らかにし、課題を解決するための必要な施策を示すもので、前期基本計画の計画期間が令和 7 年度で満了するため、令和 8 年度から令和 12 年度を計画期間とした後期基本計画を策定するものです。策定期間は、令和 6 年度と令和 7 年度の 2 か年としています。これまでまちづくり懇談会の開催、まちづくりアンケート調査の実施、各種団体懇談会を開催し、施策反映のためのデータ収集や分析を行ってきているところであります。具体的な後期基本計画の策定は令和 7 年度を予定しており、ご質問いただいた件につきましては、まちづくり懇談会、まちづくりアンケート調査、各種団体懇談会などの町民参加による計画づくりの中から得られた意見も踏まえつつ、企業進出の動向や情報の収集にも努めながら、今後検討してまいりたいと考えております。

次に、円滑な行政サービスのための職員数についての 1 点目、円滑な行政サービスのためには適正な職員数の配置が必要である。町の人口規模、業務状況等から見て職員数に不足はないのか。また、7 年度の新規職員採用はどのような状況なのか伺うについてですが、職員数の比較の指標の一つとして、総務省が公表している類似団体別職員数があります。これは、人口や産業別就業人口の構成比から市町村をグループに分け、そのグループ内での人口 1 万人当たりの職員数の平均値を算出し、職員数の比較を行うものです。令和 5 年 4 月 1 日時点での数値によりますと、当町は平均より 8 名、率にして 6.4 パーセント超過している状況にあります。また、令和 7 年度の新規採用職員を 2 名予定しております。内訳は任期付職員の土木職 1 名、任期付職員の保健師 1 名となっております。

2 点目、一般的に役所といえども、以前と異なり応募者が少ない傾向にある。待っていては応募者は来ない時代であり、特に技術系や専門職は応募者がなく、各自治体も苦慮し、様々な策を講じているが、町の考えを伺うについてですが、今年度の当町の採用試験の実施状況ですが、行政の大学卒程度については受験者 6 名、合格者なし、土木職については大学卒程度、短大卒程度、高専卒程度、高校卒程度を実施し、いずれも応募者なし、建築職については大学卒程度、短大卒、高専卒程度を実施し、いずれも応募者はありませんでした。保育士については短大卒程度を実施し、応募者はなし、任期付職員については土木職、保健師を実施し、いずれも応募者 1 名で、合格者は土木職 1 名、保健師 1 名でした。このように、行政職についてはある程度の受験者が確保できているものの、土木、建築、保育士などの技術における応募状況は、他の自治体同様厳しい状況にあります。

なお、令和 5 年 4 月は土木職 2 名、保育士 3 名、保健師 1 名、計 6 名の技術職を採用しております。採用者を確保するため、福島県とともに土木職や保育士など業種ごとに「町村職員のへの道案内」と題したパンフレットを作成し、県内のみならず宮城県等の学校へ案内しております。また、福島県が実施する町村職員合同説明会に参加し、パンフレットを配布するなど周知に努めております。今後は、今までの取組に加え、土木や保育士などの職種の求人者が利用している求人案内に掲載したり、大学等への直接訪問を行うことで、当町の魅力を直接アピールする機会を設け、受験者確保に努めたいと考えております。また、採用試験の種類についても、大学卒のほか、高校卒や社会人枠の募集を必要に応じ検討します。さらに、採用試験の方法についても、福島県町村会による市町村合同による試験の実施のほか、町独自の採用試験の実施を必要に応じ実施し、試験の実施方法も従来の公務員試験の試験方式だけでなく、民間企業等併願しやすい新たな教養試験の実施についても検討してまいります。今後も新たな技術職を確保できるよう、他の自治体の優良事例などを参考にしながら、様々な取組を講じてまいります。

以上です。

○遠藤 満議長 2 番、村上勝則議員。

○2 番村上勝則議員 2 番、村上です。第 1 問の質問の中で、基金の今後の見通しについて増減、実際組んでいらっしゃるということから増えるということはないのだと思いますけれども、その辺の考えについて伺いたいします。

○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。

○齋藤高史総務課長兼会計管理者 基金の見通しということで今お聞きいただいたのですけれども、基金のその金額の残額という意味でちょっと捉えて回答しますと、今、令和 7 年 2 月末で 39 億円ほどございます。今後、今ほど答弁にありましたように、令和 6 年の補正予算段階で 3 億 4,494 万 5,000 円、令和 7 年度の当初予算では 5 億 936 万円と言いました。もし仮にですけれども、この予算どおりに財政調整基金を充当しますと、39 億円から約 9 億円減ることになりますので 30 億円になるということです。今後の見通しというのはやっぱりちょっと難しいものがあるのですが、ただ財政調整基金、今がピークの可能性がございます。これは税収の状況とか、近年大企業が新地町に入ってきて固定資産税が増えたという状況がありますけれども、今後、固定資産税、見通し難しいですが、減価償却等により減少していくというような状況になっていくかなということで、今後の見通し難しいのですけれども、財政調整基金が減っていく可能性があるということです。それから、当初予算時点で財政調整基金も既に繰り入れておりまして、今の時点で毎年予算を組むのに財政調整基金を入れないと予算が編成できないという状況からも、今後財政調整基金は減っていくのではないかなという見通しございます。

以上です。

○遠藤 満議長 2 番、村上勝則議員。

○2番村上勝則議員 大体予想どおりの答えだったのですが、この先減っていくということを考えると、このままの状態が減り続けるとすると何年もつかとかという見方はできるのでしょうか。

○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。

○齋藤高史総務課長兼会計管理者 例えばですけれども、今ほど言ったとおり、9億円が令和7年度末で減るということであると大体30億円ですよ。これで7年度末で30億円と。仮にですけれども、同規模を、5億円程度を当初予算に毎年組み入れて、その当初予算を全て執行した場合の仮定でございますけれども、5億円掛ける6で、6年、だから7年からですと8、9、10、11、12、13、令和13年には財調がなくなるという、厳しい見方をするとですよ。そういう見方もできるということでございます。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。

○2番村上勝則議員 2番、村上です。大体の内容は非常に厳しいということを非常にアピールなさっているのかなということで受け止めました。

それで、先ほど町長の答弁にもあったとおり、地方債、県債ですね、これに関して安定的、短期的な点を重視しながらとおっしゃっていましたが、これの利率による法定果実といいますか、利子というのはどの程度年間取得できているのか、その辺について、答えられる範囲で結構です。お願いします。

○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。

○齋藤高史総務課長兼会計管理者 今の質問は、先ほど答弁しましたとおり、債券運用による運用益ということで捉えて回答いたします。

先ほど言いましたとおり、地方債、3億円ほど取得しておりまして、それぞれ利率が購入時期によって異なっております。3億円のうち、1つは0.462の地方債、それからもう一つは0.594パーセントの利率の地方債、それからもう一つは1.018パーセントの地方債でございます。大体、これ購入時期によって償還が違うのですけれども、この3億円の運用、毎年200万円ほどこの地方債による収益があるということです。これ5年の地方債ですので、トータルで1,000万円ほどの収益が見込める予定でございます。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。

○2番村上勝則議員 分かりました。

それで、地方債に関して、今の財政調整基金39億円、これ安全性という面では各県債という形で運用されているということですので、さらに頼むのは駄目というようなことなのしょうから、ほかの県債、同じような県債でも結構ですが、それに増やすということは考えているのかどうかお伺いします。

○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。

○齋藤高史総務課長兼会計管理者 ほかの運用、債券の購入を増やすのかという質問だと思いますのでお答えしますが、基本的には基金の運用、ほとんどが定期預金による運用でございます。先ほど約39億円基金ありますけれども、そのうち33億円は定期預金による運用でございます。1年の定期預金による。5年債の債券、運用を3億円ほどやっていると話をしました。これは5年の地方債です。5年の地方債ということは、その5年間きちんとその債券を持っていれば利率が保証されるということになる。逆に言うと、5年間はその39億円のうち3億円は崩さないという要は見通しをしているということです。これ以上、債券も何年の債券を買うかによって違うのですが、例えば長ければ長いほど利率が高くなるということでございます。ただ、なかなか5年後のその財政調整基金が幾ら残っているかというところがやはり先ほども言いましたとおり難しい部分がございまして、とりあえず債券については3億円で、今現時点ではですけども、とどめようかなと思っております。その代わり定期預金の運用をしていきたいと思っております。答弁にもありましたとおり、今、金利上昇局面にあるという一面がございまして。先ほど答弁にもありましたとおり、金利がほぼ1年で60倍ほど増加していますので、そういった局面ですので、ある程度短期的に運用したほうが固定金利でいくよりもいいのではないかとということと、あと財政調整基金のやっぱり今後の見通しもありますので非常に読むのが難しいということで、要は急に現金が必要になったときに長期の運用をしてしまうと現金化できなかつたり、最近は逆に手放したりする必要があるので、そういったことがないようにやはり短期的な定期預金での運用をしばらくはちょっと中心に考えていきたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。

○2番村上勝則議員 債券運用、県債運用、200万円といえどもトータルで1,000万円と。結構私個人にとっては大きな数字なのですが、こういったことをある程度考えながら運用について検討していただければということで考えております。

次に、2番目、工業団地関係なのですが、いわゆる雇用の問題、人がいない、そういったことがネックになっているのではないかとということなのですが、いわゆる今の第6次総合計画後期計画の中には新たな工業団地は考えていないという捉え方でよろしいのかどうかお伺いします。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 お答えいたします。

後期基本計画の中に新たな工業用地の計画考えているのかどうかということでありまして、総合計画の後期計画というのが具体的な策定作業を進めるのが令和7年度から、令和7年度です。その中でいろんな施策の位置づけをするのですが、その中で総合計画の策定本部会の中で検討したりとか総合計画審議会の審議、そういった部分を経て決めていくということになります。

すので、計画の位置づけにされるかどうかというのは今後のことになります。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。

○2番村上勝則議員 今後検討するということで受け取っております。

それで、いわゆる南工業団地、ソーカ、杉孝、いっぱいになりました。西側のリードも入っているということで、空いているのが旧駒ヶ嶺小学校ということなのですが、これに対しての引き合いというのはこれまであったのでしょうか。

○遠藤 満議長 小野和彦企画振興課長。

○小野和彦企画振興課長 ただいまの質問にお答えいたします。

駒ヶ嶺工業用地の引き合いについてですが、これまでも何社かありました。今も興味を持ってお話を聞いていただいている企業さんはございます。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。

○2番村上勝則議員 どういう業種かは分かりませんが、引き合いがあるということで、ぜひ成立することを願っております。

それと、工業団地に関して、今後検討中ということでありまして、なるべく計画の中に具体的な場所とかそういったもの、用地として南工業団地周辺とか沿岸部。こういった土地はまだあると思うのです。その中で、いわゆる検討委員会の中でもそういったものを出して報告書の中には入れていただきたいなと思っております。この件に関しては以上です。

次、円滑な行政サービスのための職員数に関してなのですが、先ほど町長の答弁の中で、7年度だと思うのですが、任期関係の職員2名プラス1名、3名ですね、合計、これはもう採用決まったのでしょうか。

○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。

○齋藤高史総務課長兼会計管理者 答弁で申したのは、任期付職員の土木職1名、任期付職員の保健師1名、計2名でございます。合格通知を出して内定ということで、内定しております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。

○2番村上勝則議員 任期関係の職員ということなのですが、役場ぐらいの組織になりますとどうしてもある程度、どんな年にも必要あるかどうか別にして、1人ぐらい取っておかないと将来弊害がもたらされるのかなということで、私は民間出身ですが、財源に余裕あれば採っておくという認識でいたのですが、今の状況を見ますと、これ任期であって新しい採用職員ではないと。採用職員に関してはどう考えているのか、その辺について伺います。

○遠藤 満議長 齋藤高史総務課長。

○齋藤高史総務課長兼会計管理者 先ほどちょっと答弁にもありましたとおり、任期付職員以外も当然職員は採用等しようとしておりましたが、結果、例えば行政職も土木職も、行政職は応募者がいて試験も実施したのですけれども、最終的には合格者なしという結論だったということです。その他の職種につきましては、応募者なしという状況だったと答弁をしましたので、当然今の状況がいいということではなくて、要は結果的に採用ゼロになったということだけです。先ほど町長から答弁しましたとおり、様々な計画を講じて職員採用に努めてまいりたいと思っております。

以上です。

○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。

○2番村上勝則議員 分かりました。やはり今ではなくて将来のことも考えた人員の採用というものを考えていかないといけないのかなと私は思っております。そういう意味で、自分の時代だけよければいいということではなくて、この町の将来がどういう方向に向かっていくか、それを含めた、いわゆる人材イコール財産ですから、その辺を考えた人事を進めていただきたいと思います。

以上をもちまして私の質問を終わります。

○遠藤 満議長 これで2番、村上勝則議員の一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

これで散会いたします。

ご苦労さまでした。

正 午 散 会

第 2 回 定 例 町 議 会

(第 4 号)

令和 7 年第 2 回新地町議会定例会

議 事 日 程 （第 4 号）

令和 7 年 3 月 1 9 日（水曜日）午前 1 0 時開議

- 第 1 議案第 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について
- 第 2 議案第 6 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 3 議案第 7 号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第 8 号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 5 議案第 9 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 6 議案第 1 0 号 新地町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 7 議案第 1 1 号 新地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 8 議案第 1 2 号 新地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 9 議案第 1 3 号 新地町東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例について
- 第 1 0 議案第 1 4 号 新地町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 第 1 1 議案第 1 5 号 令和 6 年度新地町一般会計補正予算（第 7 号）について
- 第 1 2 議案第 1 6 号 令和 6 年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第 4 号）について
- 第 1 3 議案第 1 7 号 令和 6 年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）について
- 第 1 4 議案第 1 8 号 令和 7 年度新地町一般会計予算について
- 第 1 5 議案第 1 9 号 令和 7 年度新地町国民健康保険特別会計予算について
- 第 1 6 議案第 2 0 号 令和 7 年度新地町介護保険特別会計予算について
- 第 1 7 議案第 2 1 号 令和 7 年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について
- 第 1 8 議案第 2 2 号 令和 7 年度新地町下水道事業会計予算について
- 第 1 9 議案第 1 号 新地町議会傍聴規則の一部を改正する規則について
- 第 2 0 陳情審査委員長報告

第 2 1 意見書（案）について

第 2 2 閉会中の継続審査の申し出

第 2 3 閉会中の所管事務等調査の申し出

出席議員（１２名）

１番	大	内	広	行	議員	２番	村	上	勝	則	議員
３番	牛	坂	毅	志	議員	４番	寺	島	博	文	議員
５番	吉	田		博	議員	６番	八	巻	秀	行	議員
７番	三	宅	信	幸	議員	８番	寺	島	浩	文	議員
９番	菊	地	正	文	議員	１０番	井	上	和	文	議員
１１番	水	戸	洋	一	議員	１２番	遠	藤		満	議員

欠席議員（なし）

地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

町	長	大	堀	武
副町	長	岡	崎	利光
教	育	長	泉	田
総務課長兼 会計管理 者		齋	藤	高
企画振興課長		小	野	和
税務課長		中	津	川
町民課長		大	堀	勝
健康福祉課長		佐	藤	茂
農林水産課長 兼農業委員 会事務局長		加	藤	伸
建設課長		小	野	好
都市計画課長		岡	田	健
教育総務課長		木	幡	邦

職務のための議場出席者

事務局	長	佐	藤	武	志
書	記	千	葉	奈	菜
書	記	齋	藤	愛	斗

午前 10 時 03 分 開 議

◎開議の宣告

○遠藤 満議長 これから本日の会議を開きます。

ただいま出席している議員は12名であります。

◎議事日程の報告

○遠藤 満議長 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりであります。

◎議案第 5 号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第 1、議案第 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第 5 号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第 5 号 刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 6 号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第 2、議案第 6 号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第6号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第6号 職員の給与に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第3、議案第7号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第7号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第7号 単純な労務に雇用される職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第8号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第4、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第8号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第8号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第9号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第5、議案第9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第9号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第9号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第10号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第6、議案第10号 新地町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第10号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第10号 新地町個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第11号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第7、議案第11号 新地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第11号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第11号 新地町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第12号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第8、議案第12号 新地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第12号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第12号 新地町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第13号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第9、議案第13号 新地町東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第13号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第13号 新地町東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第14号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第10、議案第14号 新地町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第14号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第14号 新地町地域包括支援センターの人員及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例については、原案のとおり可決されました。

◎議案第15号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第11、議案第15号 令和6年度新地町一般会計補正予算（第7号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第15号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第15号 令和6年度新地町一般会計補正予算（第7号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第16号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第12、議案第16号 令和6年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第16号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第16号 令和6年度新地町国民健康保険特別会計補正予算（第4号）について

は、原案のとおり可決されました。

◎議案第 17 号の質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第13、議案第17号 令和 6 年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）についてを議題とします。

これから質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第17号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第17号 令和 6 年度新地町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）については、原案のとおり可決されました。

◎議案第 18 号～議案第 22 号の委員長報告、質疑、討論、採決

○遠藤 満議長 日程第14、議案第18号 令和 7 年度新地町一般会計予算について、日程第15、議案第19号 令和 7 年度新地町国民健康保険特別会計予算について、日程第16、議案第20号 令和 7 年度新地町介護保険特別会計予算について、日程第17、議案第21号 令和 7 年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について、日程第18、議案第22号 令和 7 年度新地町下水道事業会計予算についての 5 件を一括議題とします。

議案第18号から議案第22号までの令和 7 年度予算 5 件について、予算審査特別委員会委員長に報告を求めます。

水戸洋一予算審査特別委員会委員長。

〔水戸洋一予算審査特別委員会委員長登壇〕

○水戸洋一予算審査特別委員会委員長 朗読をもって報告に代えさせていただきます。

令和 7 年 3 月19日

新地町議会議長 遠 藤 満 様

予算審査特別委員会委員長 水 戸 洋 一

令和 7 年度新地町一般会計及び特別会計並びに事業会計予算審査報告書

議案第18号 令和 7 年度新地町一般会計予算について

議案第19号 令和 7 年度新地町国民健康保険特別会計予算について

議案第20号 令和 7 年度新地町介護保険特別会計予算について

議案第21号 令和 7 年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について

議案第22号 令和 7 年度新地町下水道事業会計予算について

本特別委員会に付託された上記議案は、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

記

○意見内容

令和 7 年度予算は、町の将来の展望と方向性を示す「第 6 次新地町総合計画」の「前期計画」最後の年となる。また、国の「第 2 期復興・創生期間」5 年目となる重要な予算である。東日本大震災から14年、その間には、令和元年の大雨による水害や、令和 3 年、令和 4 年の 2 度にわたる福島県沖地震の復旧に係る各種事業等が計画に基づき実施されてきたが、復興等特別交付税等の減少により、本年も普通交付団体の予算となっている。

一般会計予算は、58億2,100万円で対前年比 3 億6,000万円の減、更に前年度からの繰越明許は 8 件で 3 億211万円、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計は、19億7,032万円で、執行予算総額は、77億9,132万円である。下水道事業は、収益的支出が 2 億9,980万円、資本的支出が 2 億3,471万円となる。

これまでに整備された公共施設等の活用を図り、交流人口の拡大を目指すと共に、各施設の適切な管理運営に努め、町民のニーズや課題に対し、より積極的に寄り添った支援に努力されたい。

また、「第 6 次新地町総合計画後期計画」の策定にあたっては、中長期的な方向性を示すとともに、持続可能な計画に向け努力されたい。

1 令和 7 年度新地町一般会計予算について

(1) 歳入について

- ・国や県が計画する各種事業を踏まえ、補助事業や新たな事業、制度の情報収集に努め、更なる財源確保を図られたい。

(2) 歳出について

- ・職員の健康管理に十分努められたい。
- ・地域公共交通は町民のための事業であることから、町民の利用の公平性を持ったシステムとするため、利用実態や利用者のニーズ、課題を的確にとらえ、早急に改善を図られたい。
- ・自治体情報システムの標準化移行にあたっては、事業運営も含め国の補助等を活用し、ランニングコストの低減を図られたい。
- ・町民生活の安心安全に繋がる、防災・減災等の事業を計画的に取り組まれたい。

- ・早急にスーパーマーケット等の誘致を図られたい。

2 令和 7 年度新地町国民健康保険特別会計予算について

- ・健康増進や予防医療の充実を図り、国保税の更なる軽減に努められたい。

3 令和 7 年度新地町介護保険特別会計予算及び令和 7 年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について

- ・各制度の的確な運用に努め、負担軽減を図られたい。

4 令和 7 年度新地町下水道事業会計予算について

- ・的確な収支及び施設の維持管理を図られたい。

最後に、予算審査に当たっては、委員の皆さんをはじめ、関係各位のご支援、ご協力に対して、改めて感謝と御礼を申し上げます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 予算審査特別委員会委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

初めに、議案第18号 令和 7 年度新地町一般会計予算について討論を行います。

4 番、寺島博文議員。

○4 番寺島博文議員 私は、令和 7 年度一般会計予算について、反対の立場から討論に参加いたします。

今回の一般会計予算は58億2,100万円、対前年比 3 億6,000万円の減となっております。町がこれまで進めてきた緊縮予算になっており、評価いたしております。また、予算の大部分が町民の命と暮らしを守るため必要不可欠な事業として計上されているものと認識しております。さらに、町民が求めてきた新たな事業として、学校給食費無償化についても大変評価できるものであります。

しかし、昨年、令和 6 年 7 月から新たに運行を開始したコミュニティバス、通称しんちゃんバスについては、予算審査特別委員会の全員協議会の場においても議論となりましたが、しんちゃんバス利用者は少人数の利用状況の中で、一般財源から年間総額3,400万円を充当することに疑問を禁じ得ません。新年度予算、令和 7 年度一般会計予算中、コミュニティバス運行业務委託事業について、地域公共交通とはいえ、3,400万円という多額の一般財源を本年度に引き続き充当することに町民を代表する議員として賛成しかねることから、反対の立場で意見表明するものであります。

以上です。

○遠藤 満議長 8 番、寺島浩文議員。

○8 番寺島浩文議員 賛成の立場で討論いたします。

先ほどしんちゃんバスの件に対しての反対意見がございましたが、まだこのシステム 1 年もたっ

ていませんし、ただその間データもいろいろ取っておりまして、新年度から可能なところ、できるところから見直しは行っていくという委員会中の説明もございました。そのとおりですので、私としては委員長の報告のとおり可決すべきだと思いますので、報告いたします。

○遠藤 満議長 5番、吉田博議員。

○5番吉田 博議員 本議案に反対の立場で討論に加わります。

予算審査特別委員会では、付託された案件に一括して採決の答申となりましたが、この中に、ごみ焼却場から出た280トンの焼却灰を、町の最終処分場の延命を図るというようなことから、町外の処理施設に昨年から搬送しております。町の最終処分場は、一昨年、延命措置としてかさ上げ工事を行っている現場に我々議員が視察しております。そのときの係からの説明では、この工事により最終処分場は10年ぐらい延命したとの報告があったと記憶しております。昨年来のごみ焼却灰の町外処分は、焼却灰に放射能が含まれているおそれがあり、町の最終処分場に搬入することに反対の声があったと聞き及んでおります。このような話によって町外での処分となれば、焼却灰には放射能汚染があるという風評被害になりかねない。そういったことから農業者、漁業者に再び風評被害を巻き起こす原因になるのではないかと懸念しております。それを払拭するには、町の最終処分場に搬送して適切な放射能検査をし、住民に逐一報告することが町民の安心、安全につながるもの思いから、町外での焼却灰搬送処分の案件には反対いたします。

○遠藤 満議長 2番、村上勝則議員。

○2番村上勝則議員 私は、賛成の立場からの意見を述べさせていただきます。

先ほど報告にもありましてとおり、予算審査特別委員会では多数決により決定しております。ここで否定するということは、全予算を否定することにつながりますし、骨格中の骨格予算となって、多大な町民への迷惑がかかるかと判断いたします。先ほど寺島議員からあった学校給食費と、これ議員としては誰も反対する者はなく、議会の悲願であったとも考えます。こういったものまで大きく否定することはできません。したがって、一議員の責任として予算に賛成することを表明いたします。

以上です。

○遠藤 満議長 10番、井上和文議員。

○10番井上和文議員 今、賛成討論の中で、1つの件で全て予算が否決されるからあれだということがありますが、ここは議会でございますので、それぞれの立場でいろんな議論をする、それが予算に反映していくことだろうと前段思っております。私も意見を述べさせていただきます。

まず、今前段お話がありましたように、今回の予算に学校給食費の無料化が事業化されました。高く評価をしたいと思っております。特別委員会の町長の答弁でも、完全な無料化であり、継続的に取り組むということで、従来の子育て支援策に加えて、やはり子育てや教育に重きを置くという町として内外に強く発信できていくと、それが大きな強みになってくると思います。高く評価をし

たいと思います。そのほか様々子育て支援策、私なども提案をしてまいったことも取り入れられて、それも充分評価をしながらも、やはり2つの点、指摘をしたいと思います。

今前段お話がありましたが、地域公共交通の話が出ました。特に巡回バスですが、町民の不満の声が多い。これはなぜか。乗れない、バス停が遠くて歩いていけない、私のところには来ない、こういったことが多いわけです。結果、利用が極端に少ないということでございます。昨年も指摘をしたわけですが、公共交通の公平性、平等性という観点から、需要予測と最適化、ルート設計と運行調整などが必要ではないでしょうか。町長、予算審査特別委員会で1年ぐらい様子を見てというお話があったわけでありますけれども、新しい契約が4月からということなのですから、新しい当初予算に改善策をきちっと提案をしていくと、そういうことが重要な課題ではなかったかと思っております。国においては、地域公共交通確保維持事業、それから地域間幹線移動ほか地域内の系統補助等々、これ赤字分の2分の1ということがあるようですけれども、これも全国から補助が殺到して予算が足りなくなって、特交で措置する、国会なんかの大臣答弁では今後予算も増やしていくというような話もあったようでございますが、これだけ地域公共交通、全国で本当に継続するの大変だというようなことが大きく出ているようであります。そういった中でしっかり町民に寄り添った交通、こういったことを進めていただければと思います。

2つ目に、スーパーの誘致です。こっちの意見書にも出ているのですけれども、一般質問とか予算審査特別委員会でも議論になりました。地権者から言われるのです。何回も言われました。本来は役場に近い駅前である一等地であるけれども、スーパーができるというから協力したという話でございました。拡大地域の土地買収に協力したと。日々の買物は本当に大変なんだと、井上君、分かるかと、こういった話も伺いました。住民に対しアンケートを取ったわけでありますから、予算審査特別委員会でもお話をしましたが、町としてしっかり中間報告をする、経過報告をする、こういったことをしながら、町の取り組み方をもっとPRしながら早期実現を図っていく、町民の声に寄り添っていくという、やはりそういった努力をもっとやってほしい、こういったことを訴えながら、原案に対し反対の立場で討論を終わらせていただきます。

以上です。

○遠藤 満議長 3番、牛坂毅志議員。

○3番牛坂毅志議員 私は、賛成の立場から討論に参加いたします。

まず、大堀町長は加藤町長の4期16年の後、加藤町長は復興、東日本大震災の大変な時期をクリアしたわけです。その後で大堀町長が2期目に入り、今回3年目になると思います。その政策が、私も当初予算概要、これ見させてもらいました。その中でやはり町長のできること、そして我々議員も口だけでなく、やっぱり行動で協力すると、そういうふうな立場も必要でないかと思い、今回議案第18号を予算審査特別委員会に付託され、委員各位により精力的に、かつ慎重審議され、報告書にはさらに意見を付し、賛成多数で決定した議案であります。私は、先ほど反対の方々の意見も

聞きましたけれども、やはり我々も全て満足しているわけではないのです。ですけれども、やはりこの予算を執行させないと町民及び先ほども学校給食も入れましたけれども、いろいろと弊害が出るのです。ですから、議案第18号 令和 7 年度新地町一般会計予算は賛成であります。

以上です。

○遠藤 満議長 そのほかありますか。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから議案第18号についてを採決します。

この採決は、起立の方法によって行います。

お諮りします。本案に対する委員長報告は、原案のとおり可決すべきとするものであります。

委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○遠藤 満議長 起立多数であります。

したがって、議案第18号 令和 7 年度新地町一般会計予算については、原案のとおり可決されました。

次に、議案第19号から議案第22号までの 4 件について討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

議案第19号から議案第22号までの 4 件について採決します。

予算審査特別委員会委員長報告は、原案可決であります。

お諮りします。議案第19号から議案第22号までの 4 件は、予算審査特別委員会委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議案第19号 令和 7 年度新地町国民健康保険特別会計予算について、議案第20号 令和 7 年度新地町介護保険特別会計予算について、議案第21号 令和 7 年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について、議案第22号 令和 7 年度新地町下水道事業会計予算については、原案のとおり可決されました。

◎議発第 1 号の上程、説明、質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第19、議発第 1 号 新地町議会傍聴規則の一部を改正する規則についてを議題とします。

提出者に説明を求めます。

令和7年3月定例会

寺島浩文議会運営委員会委員長。

〔寺島浩文議会運営委員会委員長登壇〕

○寺島浩文議会運営委員会委員長

議発第1号（案）

新地町議会傍聴規則の一部を改正する規則について

上記の議案を、別紙のとおり会議規則第14条第2項の規定により提出いたします。

令和7年3月19日提出

新地町議会議長 遠 藤 満 様

提出者 新地町議会運営委員会委員長 寺 島 浩 文

改正理由でございます。近年の社会情勢の変化に対応するとともに、住民に開かれた議会の実現を図る観点から、標準町村議会傍聴規則の一部が改正されたことに伴い、所要の改正を行うものでございます。

詳細の説明については、記載のとおりでございます。

附則として、この規則は公布の日から施行するでございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 提出者の説明が終わりました。

これから議発第1号の提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから議発第1号についてを採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、議発第1号 新地町議会傍聴規則の一部を改正する規則については、原案のとおり可決されました。

◎陳情審査委員長報告

○遠藤 満議長 日程第20、陳情審査委員長報告を議題とします。

令和7年陳情第2号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める陳情書について、審査結果の報告を求めます。

寺島浩文総務文教常任委員会委員長。

〔寺島浩文総務文教常任委員会委員長登壇〕

○寺島浩文総務文教常任委員会委員長

令和 7 年 3 月 19 日

新地町議会議長 遠 藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 寺 島 浩 文

陳情審査報告書

本委員会は、令和 7 年 3 月 6 日付託された陳情を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第 94 条及び第 95 条の規定により報告します。

記

受理番号、令和 7 年陳情第 2 号。件名、福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める陳情書。審査結果は採択でございます。意見として、意見書として関係機関に送付すべきであるでございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 委員長の報告が終わりました。

これから委員長報告に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これで討論を終わります。

これから令和 7 年陳情第 2 号についてを採決します。

この陳情に対する委員長報告は採択です。

お諮りします。本件は委員長報告のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和 7 年陳情第 2 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出を求める陳情書については、委員長の報告のとおり採択とすることに決定しました。

◎意見書案第 1 号の上程、説明、質疑、採決

○遠藤 満議長 日程第 21、意見書（案）についてを議題とします。

意見書（案）第 1 号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について、提出者に説明を求めます。

寺島浩文総務文教常任委員会委員長。

〔寺島浩文総務文教常任委員会委員長登壇〕

○寺島浩文総務文教常任委員会委員長 報告します。

意見書（案）第1号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和7年3月19日提出

新地町議会議長 遠 藤 満 様

提出者	新地町議会議員	寺 島 浩 文
賛成者	新地町議会議員	大 内 広 行
〃	新地町議会議員	三 宅 信 幸
〃	新地町議会議員	八 巻 秀 行
〃	新地町議会議員	村 上 勝 則

意見書（案）第1号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

令和6年春闘結果での賃上げ率は33年ぶりの定昇込み5%台の賃上げを実現した一方で、中小組合の賃上げは定昇込み4%台に留まり、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷している。そのことは、物価高が勤労者家計を圧迫してきたことに加えて、中小企業や適切な価格転嫁・適正取引が進んでいない産業などで働く多くの仲間にこの流れが十分に波及していない状況にあり、賃上げと適切な価格転嫁・適正取引のすそ野が広がらなければ、デフレに後戻りする懸念すらあり、最低賃金近傍で働く者の暮らしは厳しい状況にある。

社会や産業・企業を維持・発展させるべく、中長期を見据えた「人への投資」が不可欠であり、ステージ転換に向けて大きな一歩を踏み出した今こそ、「賃金も物価も上がらない」というこれまでの社会的規範を変えなければなりません。

さらには、人手不足を補うため雇用形態の多様化は依然として存在しており、低賃金・長時間労働など問題を解消すべく、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策と考えます。

よって、新地町議会は福島県の一層の発展をはかるため、「賃金の経済政策」となる福島県の最低賃金引き上げに関する次の事項について強く要望いたします。

要望事項としては下記5項目と、記載のとおりになります。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年3月19日。福島県相馬郡新地町議会議長、遠藤満。提出先は、内閣総理大臣、厚生労働大臣、福島労働局長宛てでございます。

以上でございます。

○遠藤 満議長 提出者の説明が終わりました。

これから意見書（案）第1号について、提出者に対する質疑を行います。

〔「なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 これでは質疑を終わります。

これから意見書（案）第1号についてを採決いたします。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、意見書（案）第1号 福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

◎閉会中の継続審査の申し出

○遠藤 満議長 日程第22、閉会中の継続審査の申し出の件を議題とします。

初めに、総務文教常任委員会委員長から、令和7年請願第1号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願は、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。総務文教常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和7年請願第1号 国に対し「女性差別撤廃条約選択議定書のすみやかな批准を求める意見書」提出についての請願は、総務文教常任委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

次に、産業厚生常任委員会委員長から、令和7年陳情第1号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情は、会議規則第75条の規定により、閉会中の継続審査の申出があります。

お諮りします。産業厚生常任委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続審査とすることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、令和7年陳情第1号 国に対し「選択的夫婦別姓制度の導入を求める意見書」提出についての陳情は、産業厚生常任委員会委員長からの申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎閉会中の所管事務等調査の申し出

○遠藤 満議長 日程第23、閉会中の所管事務等調査の申し出の件を議題とします。

各常任委員会及び議会運営委員会から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の所管事務等の継続調査の申出があります。

お諮りします。各委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることについてご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○遠藤 満議長 異議なしと認めます。

したがって、各委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

◎町長の挨拶

○遠藤 満議長 以上で、提案されました議案の全てが終了しました。

ここで、町長に挨拶を求めます。

大堀武町長。

〔大堀 武町長登壇〕

○大堀 武町長 令和7年第2回新地町議会定例会の閉会に当たり、ご挨拶を申し上げます。

議員の皆様には、年度末の何かとお忙しい中、本定例会にご出席いただきまして誠にありがとうございました。慎重にご審議の上、上程いたしました10件全ての議案の御議決をいただきましたことに心から感謝を申し上げます。

三寒四温の時期であります。確実に春の息吹を感じる時期になりましたが、相双地方ではインフルエンザや新型コロナウイルス感染症が多発しておりますので、感染対策をしっかりとお願いします。

また、春の忙しい時期になり、ご多忙の日々が続くかと思いますが、健康にご留意され、議員活動にご精励いただきますよう心からお願い申し上げます。定例会閉会に当たってのご挨拶といたします。誠にありがとうございました。

◎閉会の宣告

○遠藤 満議長 以上で本日の日程は全部終了しました。

閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。3月6日から本日までの14日間、慎重にご審議いただき、全議案を議決し、無事閉会の運びとなりましたことに対し、厚く御礼を申し上げます。

令和7年度は、第6次新地町総合計画の5年目になり、後期基本計画を策定する重要な年度になります。新たなまちづくりに関する様々な施策に積極的に関与していかなければならないと考えておりますので、今後も皆様のご協力をお願いいたします。

以上で令和7年第2回新地町議会定例会を閉会といたします。

大変ご苦勞さまでした。

午前 1 0 時 5 0 分 閉 会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定により署名する。

令和 7 年 月 日

議 長 遠 藤 満

署 名 議 員 菊 地 正 文

署 名 議 員 井 上 和 文

参 考 資 料



令和7年2月24日

新地町議会議長 遠藤 満 様

総務文教常任委員会委員長 寺島 浩文



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 調査月日及び調査事項

1月20日 ○文化財の保存と活用について

2月12日 ○令和7年度予算編成の方針について

2 調査経過

町長、総務課長、教育総務課長及び関係職員等の出席を求め、調査事項に関する現地確認及び説明を受け審査等を行った。

3 調査結果

○文化財の保存と活用について

新地町が有する歴史文化遺産は、周辺市町と比べ数多い、特に縄文時代に遡る新地貝塚、三貫地貝塚から過去に出土したものには歴史価値が高いものがある。御殿岬戊辰戦争役跡など、この地域特有の戦争遺構も多数現存する。これらの歴史遺産について、機会を見つけ現地ガイドツアーの開催や、郷土を知る機会として、小・中学校における教育の材料としての活用を引続き図られたい。また、現地に関しては、通路・駐車場の確保や見学のための歩道の整備など、歴史価値に配慮しながら計画的に進めることを望む。

町にある文化財は、駒ヶ嶺公民館分館他各所に収蔵保管されている。本年度も含め「アート展」として公開を行っているが、今後は長期的な視点で、文化財の保存、収蔵資料の展示ができるよう資料館等の設置（基金等）の検討も進められたい。

○令和 7 年度予算編成について

予算規模は、一般会計 5,811,000 千円、特別会計 1,971,000 千円、公営企業会計の下水道事業は 535,000 千円となる見込みである。

①歳入の概要

歳入については、町税の個人住民税は、賃上げ基調が続くことが予想され増加を見込んでいる。法人住民税は、資材価格や人件費の高騰の影響を考慮し、令和 6 年度の実績などから減収を見込んでいる。固定資産税は、町内企業の積極的な設備投資により増加を見込んでいる。なお、復興特区制度による減免措置を行った資産は、震災復興特別交付税で措置されている。普通交付税は、基準財政需要額の減少と人件費・物価高騰などによる単位費用増加及び災害復旧の元利償還による交債費の増加などにより、交付団体となることを見込んでいる。また、震災復興特別交付税は復興特区制度を利用した企業の固定資産の減価償却により減収を見込んでいる。

②歳出の概要

目的別歳出予算の構成比として、総務費 19.2%、民生費 21.1%、衛生費 8.6%、農林水産業費 8.2%、土木費 13.6%、教育費 10.6%、公債費 11.6% などとなっている。

③主な事業

令和 7 年度の主な事業として、「総合計画後期基本計画及び総合計画策定支援業務」・「コミュニティバス運行業務委託料」・「自治体情報システム標準化・共通化移行業務」・「役場庁舎冷温水発生機更新業務」・「藤崎排水機場改修工事」・「埴浜排水機場機能保全計画策定業務」・「社会資本整備総合交付金事業」・「給食費無償化事業」・「アートのまち『新地』創造・アートの魅力発信事業」などが計画されている。

各種事業の実施に際しては、引き続き財政規律を堅持し、健全な財政運営を図り、中長期的な財政見通しを踏まえた予算編成を行っていくことが重要である。引き続き町民の安全・安心のため、予算の確保と的確な事業運営をされたい。



令和7年2月21日

新地町議会議長 遠藤 満 様

産業厚生常任委員会委員長 寺島 博文



所管事務の調査報告

本委員会は、所管事務の調査を下記のとおり終了したので報告します。

記

1 調査月日及び調査事項

- 1月21日 ○福祉施策の現状と課題について
- 2月20日 ○漁業の現状と課題について

2 調査経過

町長、副町長、健康福祉課長、農林水産課長及び関係職員の出席を求め、各施設を視察及び説明を受け審査等を行った。

3 調査結果

○福祉施策の現状と課題について

特別養護老人ホーム新地ホームを訪問し、しんち福祉会・菊地久光理事長及び平間正光施設長より、各施設の現在の状況について説明を受けた。

○新地ホーム及びなごみの里福田の入所状況と待機者の状況について

施設名	入所者数（名）	内訳	
		町内	町外
新地ホーム	80	51	29
なごみの里福田	49	22	27

※待機者数85名（町内41名、町外44名）（令和5年1月14日時点）

入所待機者はいるが、町内の入所希望者はおおむね対応できている。いきいき100歳体操の効果もみられることから、広報等でのPRに努められたい。地域包括ケアシステムや地域包括支援センターの名称から具体的な事業内容等が分かりにくい部分もあるので、住民に理解してもらえるよう広報などで周知徹

底されたい。

高齢者世帯等見守り活動支援事業については、見守り活動に携わる方、見守りを受ける方に、事業の本質や認識を深めてもらうため、情報発信に努められたい。また事業を継続していくために、地域と連携し、声を掛け合える環境の醸成に取り組まれたい。

障がい者の社会参加サポート体制について、新地町には相談支援事業所が2ヶ所ある。いつでも気軽に相談者が利用できるよう、周知・PRを図り、ノーマライゼーションが発揮できる環境整備、町づくりをされたい。

○漁業の現状と課題について

荷捌き施設、製氷施設、漁具倉庫などを視察し、相馬双葉漁港協同組合理事新地地区代表の小野重美氏、参事の小野雄治氏より、各施設や漁業の現状と課題について説明を受けた。

現在、週3回、月12回出漁している。年間目標190日に対して144日（12日×12ヶ月）で操業率75%となっている。

・組合員数（正組合員・准組合員合計）

平成23年3月末 70名 → 令和6年3月末 53名（17名減）

・漁船登録数（5トン以上・未満合計）

平成23年3月末 45隻 → 令和6年3月末 29隻（16隻減）

東日本大震災による津波災害以降、漁業従事者や漁船の減少が続いている。担い手である後継者の数も減少しており、重要かつ切実な課題となっている。

本県沖の漁場は、暖流と寒流が混じり合う豊かな海域となっているが、近年の気候温暖化に伴う海水温の上昇等により、魚介類の不漁が続いており、獲れる魚種が変化している。

課題として、後継者・担い手不足、物価・資材高騰による船建造費の値上がり、漁場の確保、養殖について等の意見があがった。漁業は、町の基幹産業であり、引き続き漁業者に寄り添った漁業振興策を講じられたい。

令和 7 年 3 月 1 9 日

新地町議会議長 遠 藤 満 様

予算審査特別委員会委員長 水 戸 洋 一



令和 7 年度新地町一般会計及び特別会計並びに事業会計予算審査報告書

- 議案第 1 8 号 令和 7 年度新地町一般会計予算について
議案第 1 9 号 令和 7 年度新地町国民健康保険特別会計予算について
議案第 2 0 号 令和 7 年度新地町介護保険特別会計予算について
議案第 2 1 号 令和 7 年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について
議案第 2 2 号 令和 7 年度新地町下水道事業会計予算について

本特別委員会に付託された上記議案は、審査の結果、原案のとおり可決すべきものと決定したので、会議規則第 7 7 条の規定により報告します。

記

○意見内容

令和 7 年度予算は、町の将来の展望と方向性を示す「第 6 次新地町総合計画」の「前期計画」最後の年となる。また、国の「第 2 期復興・創生期間」5 年目となる重要な予算である。東日本大震災から 1 4 年、その間には、令和元年の大雨による水害や、令和 3 年、令和 4 年の 2 度にわたる福島県沖地震の復旧に係る各種事業等が計画に基づき実施されてきたが、復興等特別交付税等の減少により、本年も普通交付団体の予算となっている。

一般会計予算は、5 8 億 2, 1 0 0 万円で対前年比 3 億 6, 0 0 0 万円の減、更に前年度からの繰越明許は 8 件で 3 億 2 1 1 万円、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療の特別会計は、1 9 億 7, 0 3 2 万円で、執行予算総額は、7 7 億 9, 1 3 2 万円である。下水道事業は、収益的支出が 2 億 9, 9 8 0 万円、資本的支出が 2 億 3, 4 7 1 万円となる。

これまでに整備された公共施設等の活用を図り、交流人口の拡大を目指すと共に、各施設の適切な管理運営に努め、町民のニーズや課題に対し、より積極的に寄り添った支援に努力されたい。

また、「第 6 次新地町総合計画後期計画」の策定にあたっては、中長期的な方向性を示すとともに、持続可能な計画に向け努力されたい。

1 令和7年度新地町一般会計予算について

(1) 歳入について

- ・国や県が計画する各種事業を踏まえ、補助事業や新たな事業、制度の情報収集に努め、更なる財源確保を図られたい。

(2) 歳出について

- ・職員の健康管理に十分努められたい。
- ・地域公共交通は町民のための事業であることから、町民の利用の公平性を持ったシステムとするため、利用実態や利用者のニーズ、課題を的確にとらえ、早急に改善を図られたい。
- ・自治体情報システムの標準化移行にあたっては、事業運営も含め国の補助等を活用し、ランニングコストの低減を図られたい。
- ・町民生活の安心安全に繋がる、防災・減災等の事業を計画的に取り組まれたい。
- ・早急にスーパーマーケット等の誘致を図られたい。

2 令和7年度新地町国民健康保険特別会計予算について

- ・健康増進や予防医療の充実を図り、国保税の更なる軽減に努められたい。

3 令和7年度新地町介護保険特別会計予算及び令和7年度新地町後期高齢者医療特別会計予算について

- ・各制度の的確な運用に努め、負担軽減を図られたい。

4 令和7年度新地町下水道事業会計予算について

- ・的確な収支及び施設の維持管理を図られたい。

以上

意見書（案）第1号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書の提出について

地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣等に対する意見書を別紙のとおり提出いたします。

令和7年3月19日提出

新地町議会議長 遠 藤 満 様

提出者 新地町議会議員 寺 島 浩 文

賛成者 新地町議会議員 大 内 広 行

〃 新地町議会議員 三 宅 信 幸

〃 新地町議会議員 八 巻 秀 行

〃 新地町議会議員 村 上 勝 則

意見書（案）第1号

福島県最低賃金の引き上げと早期発効を求める意見書（案）

令和6年春闘結果での賃上げ率は33年ぶりの定昇込み5%台の賃上げを実現した一方で、中小組合の賃上げは定昇込み4%台に留まり、生活が向上したと実感している人は少数にとどまり、個人消費は低迷している。そのことは、物価高が勤労者家計を圧迫してきたことに加えて、中小企業や適切な価格転嫁・適正取引が進んでいない産業などで働く多くの仲間にこの流れが十分に波及していない状況にあり、賃上げと適切な価格転嫁・適正取引のすそ野が広がらなければ、デフレに後戻りする懸念すらあり、最低賃金近傍で働く者の暮らしは厳しい状況にある。

社会や産業・企業を維持・発展させるべく、中長期を見据えた「人への投資」が不可欠であり、ステージ転換に向けて大きな一歩を踏み出した今こそ、「賃金も物価も上がらない」というこれまでの社会的規範を変えなければなりません。

さらには、人手不足を補うため雇用形態の多様化は依然として存在しており、低賃金・長時間労働など問題を解消すべく、福島県の人口流出抑制策となる最低賃金の引き上げと早期発効は重要な政策と考えます。

よって、新地町議会は福島県の一層の発展をはかるため、「賃金の経済政策」となる福島県の最低賃金引き上げに関する次の事項について強く要望いたします

- 1 福島県最低賃金を速やかに時給1,000円に到達させること。
特に、国際情勢に起因する物価上昇と円安の影響は、働く者の生活をより厳しくしており、最低賃金の着実な引き上げは継続する必要がある。また、新総理の所信表明演説における2020年代に全国平均を1,500円となることを目指すと述べた積極的な姿勢を重く受け止めていただきたい。
- 2 中小企業等が、原材料価格やエネルギーコストのみならず、最低賃金引上げ原資の確保を含め、サプライチェーン全体で生み出した付加価値の適正分配、働き方も含めた「取引の適正化」の定着に向け、「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」の周知・浸透の強化を図り、指針に沿った適切な企業行動となるよう促されたい。
- 3 最低賃金引上げは賃金の多寡と人口移動の相関関係も示されており、労働力確保や人口流出抑制等も多様な政策誘導として取り組むこと。
- 4 福島県最低賃金の改定諮問時期は、労働者間の均衡や景気への影響も考慮し、可能な限り早期の発効に努めること。
- 5 最低賃金の改定額を踏まえ、公契約における賃金や労働条件に下方圧力がかかることのないよう、賃金保証型（ILO第94号条約に準拠）を基準条項に盛り込ませた公契約条例制定の検討を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出します。

令和7年3月19日

福島県相馬郡新地町議会議長 遠 藤 満

《提出先》
内閣総理大臣
厚生労働大臣
福島労働局長 あて